

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	346 件
国民年金関係	45 件
厚生年金関係	301 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	174 件
国民年金関係	103 件
厚生年金関係	71 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月から12年3月まで  
私の母は、私が20歳になった時から就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。国民年金加入当初の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き学生期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立人の母親が学生期間の保険料を全て納付してくれたはずであると説明しており、申立人の基礎年金番号は、20歳到達直前の平成11年\*月に付番され、年金手帳交付年月日は同年4月15日となっていることがオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳で確認でき、申立期間の保険料を現年度納付することは可能であったこと、申立人の父親は、申立人の20歳時からの保険料を申立人の母親が自宅近くの郵便局から定期的に納付していたはずと説明しており、申立期間直後の12年4月以降14年3月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの保険料を全て納期限内に現年度納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月及び 44 年 4 月から 45 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月  
② 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで  
③ 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで

私は、国民年金保険料を集金に来た区役所職員に納付したり、自分で区出張所まで行き納付していた。申立期間の保険料が還付されているとのことだが、還付された記憶は無く、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録では未加入期間とされ、申立期間①及び②については昭和 57 年 12 月に、申立期間③については平成 23 年 1 月に国民年金保険料を還付する決議が行われているが、この還付決議及び未加入期間への変更の処理については、申立人の夫が 43 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となったことが 57 年の時点で判明したため、それまで強制加入期間とされていた申立期間が遡って未加入期間とされ、納付済みの保険料を還付する決議が行われたものと考えられる。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の計 16 か月の保険料を全て現年度納付したことを示す検認印が確認でき、旧国民年金法附則第 6 条の 2 の規定により、被保険者が強制被保険者でなくなった場合、その者が資格を喪失するに至らなかったならば納付すべき保険料を現年度納付しているときは、任意加入被保険者に該当する日に任意加入の申出をしたものとみなされることから、申立期間は任意加入の被保険者期間であり、当該期間の納付済保険料については、誤った資格喪失処理によって還付決議が行われたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を

納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年6月まで

私は、専門学校を卒業した平成3年に国民年金の加入手続きを行い、以後の国民年金保険料を全て納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は14か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の平成3年9月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立期間直前の同年4月の保険料が納付されており、申立期間後の4年9月及び同年10月の保険料はそれぞれ翌月に現年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点でも申立期間の保険料は過年度及び現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月から 57 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 62 年 1 月から同年 12 月まで

私は、厚生年金保険に加入していた期間以外は国民年金に加入し、国民年金保険料は全て納付してきたはずである。申立期間①の保険料が免除とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間前の昭和 51 年 2 月 14 日に払い出され、申立人は 20 歳になった 50 年\*月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料を申立期間を除き全て納付し、申立期間①直前の 52 年 2 月から同年 9 月までの期間の保険料は納付されていることがオンライン記録で確認でき、申立人は、保険料は 20 歳から納付する義務があると思い、厚生年金保険の加入期間以外は自身で保険料を納付し、立期間①当時に保険料の免除申請を行ったことはないと主張しており、申立内容に不自然さは見られない。また、申立期間②については、6 か月と短期間であり、申立期間①直後の期間であることから、当該期間のみ保険料を納付しないとするとは不自然である。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が当時居住していた区が作成した国民年金被保険者の記録では昭和 62 年 1 月 21 日の国民年金の資格取得届を平成 2 年 2 月に行っていることが確認でき、この資格取得届時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年

10月から57年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から同年 11 月まで  
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、私が会社を退職した昭和 55 年 7 月頃に、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。また、申立期間②については、その前後の期間の保険料は納付済みとなっているのに、この 3 か月分だけ未納にするはずがない。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金に任意加入した昭和 55 年 12 月から第 3 号被保険者となる前月の 61 年 3 月までの期間の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況を確認することができない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金に任意加入したことにより昭和 55 年 12 月に払い出されており、申立人の所持する年金手帳には初めて被保険者となった日は当該期間直後の昭「和 55 年 12 月 26 日」と記載されていることから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。さらに、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。



その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 5 月まで  
私は、昭和 47 年 6 月に会社を退職し、同月に区役所で国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険に加入する前の 48 年 5 月までの国民年金保険料を納付書により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 5 か月と短期間であり、申立人の所持する国民年金保険料の領収証書から、申立期間直前の昭和 47 年 6 月から同年 12 月までの期間の保険料は現年度納付されていることが確認できること、申立人が申立期間当時に居住していた区では、当該期間当時、保険料の納付単位は 3 か月であったが、申立人は、申立期間終期の 48 年 4 月及び同年 5 月の保険料については、同年 6 月に就職することから、区役所に相談して 2 か月分の納付書を発行してもらい保険料を納付したと具体的に説明しており、当該区も、被保険者からの申出に応じて 1 か月又は 2 か月分の納付書を発行していたと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月、同年6月及び61年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月及び同年6月  
② 昭和61年4月から同年9月まで

私は、会社を退職した後国民年金に加入し国民年金保険料を納付してきたが、一部未納期間が残っていた。結婚後に、未納となっていた期間の納付書が送付されてきたので、夫が一括して保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は2か月及び6か月とそれぞれ短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は会社を退職した時期の昭和60年5月頃に払い出されており、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、婚姻後に未納期間の納付書が送付されてきたので、申立人の夫が一括して保険料を納付したと説明しており、婚姻した62年5月時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人が婚姻前に居住していた市の国民年金被保険者名簿には「62年6月11日転出」の記載が認められ、オンライン記録にも同日の住所変更が記録されており、婚姻に伴う住所変更手続等は適切に行われていたものと考えられ、申立人は申立期間の保険料に係る過年度納付書を受け取っていたと考えられること、申立人の夫が納付したとする保険料額は申立期間の保険料額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年8月まで

私は、平成3年に夫が亡くなったため国民年金保険料の納付について区役所へ相談に行ったが、その際、保険料の免除申請を勧められたので免除申請を行った。その後、8年8月に区役所へ行き保険料を追納した。申立期間の保険料が免除のままとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、平成8年8月1日に申立期間の国民年金保険料の追納申出を行っていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人は、区役所で追納手続きを行い、その場で申立期間の納付書を受け取った際、保険料額に加算分があったことを憶えていると説明しており、申立人が申立期間当時居住していた区では、当時は区役所で申請免除期間の保険料について定められた額を加算した追納納付書を発行していたとしており、当時の追納の方法等と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から42年3月まで  
② 昭和48年1月から同年3月まで  
③ 昭和58年1月から同年3月まで

私は、結婚後に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間はいずれも3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和43年6月頃に払い出され、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間②は、申立人が一緒に保険料を納付していたと説明する申立人の妻は、この期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号は申立期間後の昭和43年6月頃に払い出され、この払出時点では40年1月から41年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間直後の42年4月から43年3月までの保険料は44年11月に過年度納付していることが特殊台帳で確認でき、この納付時点では当該期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から43年3月まで  
② 昭和44年4月から45年3月まで  
③ 昭和58年1月から同年3月まで

私の夫は、結婚後に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和44年4月から同年6月までの期間及び申立期間③については、当該期間はいずれも3か月と短期間であり、44年4月から同年6月までは、申立人の国民年金保険料を納付していたと説明する申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みであるほか、申立期間③の前後の期間は保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和44年7月から45年3月までの期間については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間①後の43年7月頃に払い出され、当該払出時点では40年1月から41年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である。また、夫は当該期間のうち42年4月から43年3月までの期間の保険料を過年度納付しているものの、手帳記号番号が払い出された43年6月時点で、35歳を超えていたため、過年度納付をしなければ、年金の受給権を確保することができなかつたことから、当該期間の保険料を過年度納付したものと考えられるほか、当該期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②のうち昭和44年7月から45年3月までの期間については、申立人の夫は当該期間の自身の保険料が納付済みであるものの、夫のオンライン記録及び特殊台帳によると、44年7月から同年12月までの期間は第1回特例納付で、45年1月から同年3月までの期間は第2回特例納付で保険料が納付されていることが確認できるが、申立人にはこれら特例納付の記録は無いなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月から 62 年 3 月まで  
② 昭和 63 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 56 年 8 月の国民年金への再加入手続をした時期は定かではないが、毎月自宅の近くか勤務先近くの郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、当該期間直前の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は、過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間直後の同年 10 月から同年 12 月分の保険料は納付されたものの、平成 3 年 4 月に元年 1 月分から同年 3 月分までに充当されていることから、当該期間についても、過年度納付書が発行されていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付時期、納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧であり、申立人が所持する国民年金手帳の住所欄には、申立人が当該期間当初に居住していたと説明する区の記載は無く、昭和 57 年 9 月以降に居住していた区の住所が記載されているほか、59 年 5 月 10 日現在の申立人の年度別納付状況リストの資格記録欄には、申立期間前の 51 年 9 月 14 日に強制加入により被保険者資格取得し、52 年 9 月 12 日に資格喪失の記載があり、同年 9 月からは無資格期間と記載されていることから、当該リスト作成時点では申立期間の大部分は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。



その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの期間、53 年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び 61 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月から 50 年 9 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 53 年 10 月から 55 年 3 月まで  
④ 昭和 61 年 10 月

私は、20 歳の頃、父から国民年金に加入したと聞いたことがあり、申立期間①の国民年金保険料は、父が納付してくれていたはずである。私が働き始めた昭和 50 年 10 月からは、私が区役所の出張所で申立期間②及び③を含めて保険料を納付していた。申立期間④の保険料は、勤め先が決まった 61 年 10 月頃に区役所の出張所へ行き、保険料の納付等の手続について相談した際にその場で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和 52 年 8 月頃に払い出されており、申立人は 50 年 10 月以降、61 年 11 月に厚生年金保険の被保険者となる前まで、これらの期間を除き国民年金保険料を全て納付している。また、申立期間②については、3 か月間と短期間であり、当該期間の前後の保険料は納付済みとなっていること、申立期間③については、当該期間当時、申立人に住所の変更はなく、申立人は引き続き納付書を受け取っていたものと考えられ、申立人が納付したとする区の出張所は当時開設され、保険料の収納取扱いを行っていたほか、申立人の所持する年金手帳から、当該期間直後の住所変更の手続も適切に行われていたことが確認できること、及び申立期間④については、申立人は区の出張所で当該期間の保険料の納付等の手続について相談を行った際、区の職員に当該期間の保険料を納付することができると言われ、その場で納付書を作成してもらって納付したとしており、その内容は具体的であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の父親から国民年金の加入手続及び保険料納付の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、上記の手帳記号番号払出時点において当該期間の大部分は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの期間、53年10月から55年3月までの期間及び61年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、時期は定かではないが区の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を 3 か月ごとに主に郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、20 歳到達時の昭和 47 年\*月分及び申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年 9 月頃に払い出され、申立期間直後の 50 年 4 月から同年 6 月までの保険料は同年 4 月 2 日に納付されており、当該納付時点では申立期間の保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人は、昭和 47 年 4 月から 50 年 6 月までの期間のうち、申立期間と 49 年 10 月から同年 12 月までの期間を除き 9 枚の国民年金領収証書を所持しており、このうち 47 年 4 月から同年 12 月までの期間を除く 8 枚の領収証書の受領月は全て納付期間の最初の月であることが確認できるほか、当該領収証書の領収印は郵便局のものであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年3月まで

私は、平成6年に会社を退職した後、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替  
手続を行い、区役所か金融機関で申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。申立  
期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国  
民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表から、  
申立期間直後の平成7年4月から同年6月までの期間の保険料は同年6月14日に、同年  
7月の保険料は同年8月31日に現年度納付されていることが確認でき、それぞれの納付  
時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、厚生年金保険被保  
険者期間を挟んで申立期間に隣接する平成3年4月から4年3月までの期間の保険料の  
納付記録は、申立人の所持する領収書に基づき、23年2月22日に未納から納付済みに記  
録が訂正されており、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られ  
ることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を  
納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月  
② 平成3年7月

私は、平成4年か5年頃に夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、2年分の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ1か月といずれも短期間であり、申立人は、平成3年2月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成4年12月に夫と4番違いで払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立期間を除く3年2月から4年3月までの過年度保険料の納付年月日及びその後の4年度及び5年度の保険料の納付年月日は夫婦同一であるほか、申立人の保険料と一緒に納付していたとする夫は、申立人と同じ期間の申立てを行い、年金の受給資格期間を満たすために申立期間の保険料を納付しなければならない事情があったこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づき23年3月16日付けで年金記録を訂正する必要があるとする通知が行われていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年2月までの期間及び同年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月から6年2月まで  
② 平成6年4月から同年10月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が学生であった期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、4か月及び7か月とそれぞれ短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年10月頃に払い出されており、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、昭和53年7月に国民年金に任意加入し、国民年金加入期間の保険料を全て納付していること、母親が申立人と同様に保険料を納付していたとする申立人の弟は、20歳に到達してから両親及び申立人と同居していた平成9年4月までの期間の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年9月まで  
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、大学卒業後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は12か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年6月時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったほか、当該期間直前の59年10月から60年3月までの保険料は過年度納付済みであり、当該期間直後の昭和61年度の保険料は61年6月に一括納付されていることが、申立人が当時居住していた市の国民年金収納簿で確認でき、62年度以降現在までの保険料は全て前納により納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額に関する記憶が無く、保険料は口座振替で納付していたと思うと説明するなど、保険料の納付状況等に関する記憶は曖昧であるほか、上記手帳記号番号払出時点では当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月から 47 年 8 月まで  
② 昭和 47 年 10 月  
③ 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料をずっと納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は当該期間を除き昭和49年3月から厚生年金保険加入により63年2月に国民年金被保険者資格を喪失するまでの保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」には、当該期間後の「昭和49年3月21日」と記載されており、当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができなかったほか、当該期間に係る国民年金加入期間は平成17年4月4日に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、この記録追加時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4

月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで

私は、婚姻を契機に夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻直後の昭和 61 年 10 月に妻とともに払い出されており、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は同年 7 月以降、申立期間を除き保険料を全て納付している。

また、申立人及びその妻は、家業の店舗に来ていた金融機関の渉外担当者に現金と納付書を渡して保険料を納付していたと説明しており、当該金融機関の支店は申立期間当時には開設されており、保険料を収納することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から17年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から17年3月まで

私は、大学在籍中は20歳になってから継続して学生納付特例を申請していた。申立期間の保険料が学生納付特例により納付猶予とされていないことに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在籍中は20歳になってから継続して学生納付特例の申請を行っていたと説明しており、申立人の基礎年金番号は平成13年7月に付番され、同年8月から16年3月までの期間は学生納付特例期間として記録されている。

また、申立人は、大学在籍中は両親が居住する市からの転出手続はせずに隣接する県内にある大学の所在市に下宿し、毎年数回は実家に戻り市役所で学生納付特例の申請手続きを自身で行っていたと具体的に説明しているほか、平成13年度から15年度までの学生納付特例の申請は、平成13年8月27日、14年4月30日及び15年5月16日にそれぞれ行い、いずれも決定の通知を受けていることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時は大学4年生であり、申立人の住居及び生活状況に大きな変化は認められず、実家で両親と同居していたとする妹も大学在籍の20歳から学生期間である全ての期間が学生納付特例期間と記録されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から59年9月まで  
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、短期大学を卒業後に母親に国民年金の加入を強く勧められ、加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は12か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年6月時点では当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、当該期間直前の59年10月から60年3月までの保険料は過年度納付されているほか、申立人は当該期間直後の61年4月から現在までの保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は自宅に送られてきた1年分の納付書を1枚ずつ切り離して毎月保険料を納付していたと説明しているが、当該期間当時に申立人が居住していた市では、当該期間の納付書は4期1年で1期3か月の納付書であるほか、申立人は保険料の納付額に関する記憶も曖昧である。

また、上記手帳記号番号の払出時点では当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は当該期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年

4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年4月から同年9月までの国民年金保険料は、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年4月から同年9月まで  
私は母から、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の保険料を納付していたとする母親は申立期間を含め昭和 42 年8月に任意加入した以降の自身の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は厚生年金保険適用事業所を辞めた後の昭和 52 年5月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には 52 年4月1日に強制加入被保険者資格を取得していることが記載されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から57年3月まで

私の父は、4人の子供のうち、長女の私だけが大学に進学せず高校卒業後から父親の仕事を手伝っていたこともあり、私が20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、加入後は両親と私の3人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和56年4月から57年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後の同年4月以降現在に至るまでの国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が婚姻するまでの保険料を納付していたとする申立人の父親及び父親と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている申立人の母親は、国民年金制度発足当初から60歳に到達するまでの保険料を完納している。

また、申立人は、当該期間内の昭和57年1月19日に国民年金の加入手続きを行い、当該手続き直後の同年2月18日に申立人の手帳記号番号が払い出されていることが、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び当該市を管轄する社会保険事務所(当時)の台帳管理簿で確認でき、当該加入手続き及び手帳記号番号払出しのいずれの時点でも昭和56年度の保険料は現年度納付することが可能であったこと、当該市では、申立期間当時、年度途中に被保険者資格を取得した者には手続き時に手書きの現年度保険料の納付書を作成していたと回答していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和52年6月から56年3月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付に関与し



ておらず、加入手続及び当該期間の保険料を納付していたとする父親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人の上記加入手続時点では、申立期間のうち52年6月から54年9月までの期間は時効により保険料を納付することはできないこと、申立人は、婚姻時に父親から受け取ったとする上記手帳記号番号が記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳の合計2冊の手帳を所持し、別の手帳を所持していた記憶は無かったと思うと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年8月まで

私は、会社を退職した平成8年3月に国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料は生活に余裕がなかったため最初の1か月だけ納付した後は納付することができず、再就職した同年9月に申立期間の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年4月頃に払い出されており、申立人が納付したとする同年9月時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であること、被保険者資格取得月の申立期間直前の同年3月の保険料を同年7月10日に過年度納付していることがオンライン記録で確認できること、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第1号被保険者と第3号被保険者の種別変更手続をおおむね適切に行っていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年3月まで  
私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続きをし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成6年2月に払い出され、当該払出時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立期間後の5年10月から6年3月までの期間の保険料を過年度納付していること、同年6月7日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該作成時点からみて当該過年度納付書は申立期間の保険料又は申立期間を含む期間の保険料に係るものと考えられること、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親及び母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の父親は、60歳に到達するまで保険料をおおむね納付しており、昭和46年4月以降は保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月

私の父は、納付書により私の申立期間の国民年金保険料を姉の保険料と一緒に納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の父親が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の姉の保険料は、申立期間を除く平成 12 年 10 月から 23 年 3 月までの期間において、申立人と同一年月日に収納されていることが確認できる。その上、申立人の姉の申立期間に係る保険料は、15 年 3 月 12 日に 14 年 11 月から 15 年 2 月までの期間の保険料と一緒に納付され、一方で、申立人の申立期間直前の 14 年 11 月から 15 年 2 月までの期間の保険料も申立人の姉の納付日と同日の同年 3 月 12 日に納付されていることが確認できる。これらのことから、申立人の 15 年 3 月の保険料も同年 3 月 12 日に納付されたものと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立人及びその姉の保険料を納付していたとする申立人の父親の平成 15 年分の確定申告書を提出しており、当該確定申告書の「申告による社会保険」欄には支払保険料額が記載されている。このことについて、申立人の父親が 15 年分の確定申告を行った A 税務署の職員は、「当該申告欄には、国民年金保険料、健康保険料等が記載されている。」と説明しており、申立人の申立期間に係る保険料も含まれているものと考えられる。

加えて、申立期間は 1 か月と短期間である上、オンライン記録によれば、申立人の申立期間を除く 20 歳到達時の平成 12 年 \* 月から 23 年 3 月までの期間の保険料は、全て納付されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月及び同年 6 月  
② 昭和 60 年 2 月及び同年 3 月  
③ 平成 5 年 3 月から同年 7 月まで

申立期間①については、当該期間当時に勤務していた会社が国民年金の加入手続をしてくれ、私の当該期間に係る国民年金保険料を給与から天引きして納付してくれていた。申立期間②及び③については、会社を辞めるごとに私が当該期間の加入手続を行い、当該期間に係る保険料を納付書により納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 54 年 5 月頃に払い出され、申立期間①に係る納付書が発行されていたものと推認されることから、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することは可能である。

また、申立期間①については、2か月と短期間であり、申立人の当該期間直後の昭和 54 年 7 月から 59 年 10 月までの期間の保険料は、現年度納付されていることがオンライン記録により確認できることから、当該期間の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間②及び③については、オンライン記録によれば、当該期間は、国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、当該期間を含む昭和 59 年 11 月から 60 年 3 月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、一旦納付されていたものが、59 年 11 月に厚生年金保険に加入したことなどにより還付されていることが確認でき、当該記

録には還付金額、還付決議日、還付請求者としての申立人の氏名及び住所、送金通知書作成年月日、口座番号等が記載されており、これらの記載内容に不自然な点は見られない。

加えて、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付金額等の記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年3月まで  
② 昭和51年4月から52年3月まで

私の妻は、自宅にきた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、納付が遅れた際は、私が市役所や金融機関で保険料を納付していた。また、昭和52年3月に転居するまで保険料の免除申請の手続を行った記憶は無い。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が居住している市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄には、「51年4月より52年3月まで前住地にて納付済」と記載があるほか、申立人は、当該期間中の昭和51年6月に50年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが申立人の所持する領収証書で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付頻度、納付期間及び納付額に関する記憶が曖昧であり、申立人の妻から当時の納付状況等を聴取することが困難なため当時の状況が不明である。また、一緒に保険料を納付していたとする妻も当該期間の保険料は未納となっているなど、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月から53年3月まで  
② 昭和58年4月から60年6月まで  
③ 平成3年10月から平成4年6月まで

私が事務所に就職した昭和53年頃、母に頼んで国民年金の加入手続をしてもらい、私が60年7月に会社に就職するまで、母が自身の分と一緒に私の国民年金保険料を納めてくれていた。また、平成3年10月に会社を退職してからは私が保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年11月に払い出されており、同年4月から当該期間直前の58年3月までの期間の国民年金保険料が全て納付済みであること、自身の分と一緒に申立人の保険料を納付したとする母親は、当該期間の保険料が納付済みであること、当該期間当時申立人の住所に変更は無く、当該期間当初に申立人の父親の厚生年金保険に係る標準報酬月額に変更は無いことがオンライン記録で確認でき、生活状況に変化が見られないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明であり、当該期間の保険料は上記手帳記号番号払出時点からみて過年度保険料となるが、申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったときに、過去の保険料を納付してくれたかについての記憶は定かではないと説明しているなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。



申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が20歳になった昭和45年\*月から当該期間前の平成元年5月までの期間の国民年金に係る記録整備が6年8月に行われていること、及び当該記録整備時点で過年度納付することが可能な当該期間直後の4年7月から5年3月までの保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できることから、当該期間に係る被保険者資格取得記録の追加も上記記録整備と同時に行われたものと考えられ、上記記録整備時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、上記過年度納付についてよく憶えていないと説明しており、当時の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から44年3月まで  
② 昭和45年4月から52年6月まで

私は、区役所から「未納分の国民年金保険料を全部納付し、その後も引き続き支払えば年金受給資格が得られる」との勧めがあったので、時期ははっきり覚えていないが、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを一緒に行い、それまでの夫婦二人の未納分の納付書を送ってもらい、取引していた金融機関から全額を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和51年10月から52年6月までの期間については、申立人は、当該期間後の同年7月から平成19年12月までの期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人及び元夫の国民年金手帳の記号番号が連番で払い出された昭和53年11月時点では当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、当該期間直後の52年7月から53年3月までの期間の保険料は過年度納付されているものと推察され、申立人が保険料を一緒に納付していたとする元夫の当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和45年4月から51年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を一括納付した時期に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が一括納付したと説明する金額は、53年11月の手帳記号番号の払出時点で、当該期間の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の金額と大きく相違している。

また、申立人は未納分の保険料を全て納付し、その後も引き続き納付すれば年金受給

資格を得られると区役所で説明があり、保険料を納付したと説明しているが、申立人及び元夫の手帳記号番号が連番で払い出された昭和 53 年 11 月時点で申立人は 30 歳、元夫は 34 歳であり、この払出時点以降の保険料を納付すれば年金受給資格を満たすため、当該期間の保険料を全て遡って納付する必要は無かったなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年9月までの期間及び4年1月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年9月まで  
② 平成4年1月から同年4月まで

私は、国民年金保険料の納付方法は詳しく記憶していないが、保険料を銀行預金から口座振替で納付していた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月及び4か月とそれぞれ短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は、申立期間を除き昭和59年4月から平成8年6月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間の保険料は納付済みであり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和59年5月以前に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成11年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月から同年11月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付していたはずである。預金口座が残高不足であったとは考えられず、また納付書が届けばその納付書で必ず保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間当時同居していた申立人の夫の申立期間の保険料も納付済みである。

また、申立人が申立期間当時保険料を口座振替していたとする金融機関口座の出入金記録では、当該期間の口座には申立期間の保険料分を超える口座残高はあるものの当該口座から保険料が振り替えられていないことが確認できるが、申立人は、納付書が届けば、その納付書で必ず保険料を納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた市では、保険料の口座振替日は翌月の26日頃であり、口座振替ができなかった被保険者には翌々月上旬に納付書を送付していたと説明していること、申立人が当時居住していた市を管轄する社会保険事務所（当時）でも、過年度納付書を1年に1回発行していたと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月及び同年8月  
② 平成5年5月から同年9月まで

私は、夫が平成2年及び5年に会社を退職した後に夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び私の国民年金の被保険者種別の変更手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をそれぞれ一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の夫の国民年金手帳の記号番号は当該期間中の平成5年6月に払い出され、当該期間の申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への切替処理は同年同月に行われていることがオンライン記録で確認でき、当該処理時点で当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人が納付したとする保険料額は、当該期間の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致していること、夫の当該期間の自身の保険料は当委員会の決定に基づき23年4月27日付けで年金記録を訂正することが必要である旨の通知が行われていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。また、当該期間前の厚生年金保険から第3号被保険者への切替処理及び当該期間の第3号被保険者から第1号被保険者への切替処理はいずれも平成5年6月に行われていることがオンライン記録で確認でき、それまでは当該期間は未加入期間とされていたこと、当該切替処理時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年5月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月及び同年5月

私は、居住していた区の区役所で国民年金の加入及び喪失手続きを行い、過去2年分の国民年金保険料の納付を申し出た。申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間の保険料だけ納付をしなかった記憶は無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を過年度納付している。

また、申立人は、平成7年4月の就職時に当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続きと就職に伴う被保険者資格の喪失手続きを行い、保険料を2年遡って納付する申出を行ったと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は7年5月頃に払い出され、申立人は最初に5年3月の保険料を7年4月7日に、その後の5年4月から6年3月までの期間の保険料を7年5月30日にそれぞれ過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、当該払出時点及び当該過年度納付時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年2月まで

私の夫は、昭和36年4月頃に私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は申立期間直後から昭和41年6月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫と連番で37年2月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

また、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする夫は集金人に保険料を納付し、国民年金手帳に印紙を貼付してもらったと説明しており、その方法は申立人が当時居住していた区における保険料の収納方法と合致しているほか、納付したとする保険料額は当時の保険料額と一致している。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする夫の自身の申立期間については、既に当委員会の決定に基づき平成22年2月10日付けで納付記録を納付済みに訂正することが必要であるとする通知が行われているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 59 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 59 年 4 月まで  
私は、勤務していた会社を退職した際に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるほか、申立人は退職直後に国民年金の加入手続を市役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で退職した直後の昭和 58 年 12 月頃に払い出され、当該払出時点で申立期間のうち同年 12 月から 59 年 3 月までの期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、61 年 7 月 10 日に申立人に過年度納付書が作成されたことがオンライン記録で確認できるが、当該作成時点からみて当該納付書は申立期間のうち 59 年 4 月分の保険料に係るものと考えられ、当該 1 月分の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年12月まで  
② 昭和43年3月から44年3月まで  
③ 昭和46年3月  
④ 昭和49年1月及び同年2月  
⑤ 昭和49年6月  
⑥ 昭和50年4月から51年2月まで  
⑦ 昭和51年12月から52年3月まで  
⑧ 平成15年4月

私は、昭和42年に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。また、60歳になる何年か前からは母が私の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦については、4か月と短期間であり、申立人は、当該期間直後の昭和52年4月から平成15年3月までの期間の国民年金保険料を申請免除期間を除き全て納付していること、9年9月19日に当該期間に係る被保険者資格取得日が昭和52年12月31日から51年12月31日に訂正されているほか、52年4月から同年11月までの期間の保険料の納付記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間に係る申立人の記録管理が適切に行われていなかった状況が認められることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑧については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当該期間当時における保険料の納付状況等について聴取することが困難であるた

め、会社を退職した後の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付状況等が不明である。

申立期間①及び②については、申立人は昭和42年に会社を退職した後に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は44年5月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、遡って保険料を納付したことはないと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③、④、⑤及び⑥については、オンライン記録によると、平成9年9月16日に、申立人の厚生年金保険の記号番号による全ての記録が基礎年金番号の記録に統合されたことにより、当該期間の被保険者資格取得日及び資格喪失日が記録追加されており、当該期間当時は、厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われなかったと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑧については、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の母親から保険料の納付状況等について聴取することが困難であり、申立人からも事情を聴取することが困難であるため、当時の保険料の納付状況が不明であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年12月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 1 月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月

私は、平成 15 年 3 月に学生納付特例の申請手続のために区役所に行き、同年 1 月から同年 3 月までの期間を承認期間として認めてもらった。申立期間の国民年金保険料が学生納付特例により納付猶予とされておらず、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であるほか、申立人は、平成 15 年 2 月に申立期間当時居住していた区の区役所で学生納付特例の申請手続について相談するとともに当該申請手続を行い、同年 1 月から同年 3 月までの期間を承認期間として認めてもらったと具体的に説明しており、申立期間当時、学生納付特例制度の承認期間は申請月の前月からであったこと、申立期間が学生納付特例期間でなく、保険料が未納とされていた場合は、申立期間後に過年度納付書が発行されることになるが、過年度納付書の発行はオンライン記録で確認できないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年5月までの期間及び同年8月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から46年5月まで  
② 昭和46年8月から47年3月まで

私の母は、私が昭和45年11月に会社を退職した後に国民年金の加入手続を行い、私が母に渡した生活費の中から申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月及び8か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年4月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、国民年金発足当初から60歳に到達するまでの保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、会社を退職した後の平成8年11月に、市役所で国民健康保険と同時に国民年金についても加入手続を行うようにとの案内を受けたため、国民年金の加入手続を行い、国民健康保険税と国民年金保険料を一緒に30万円くらいを一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるほか、申立人は平成8年11月に国民年金の加入手続を行ったと説明しており、申立人が申立期間当時に使用していたとする日記に国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったと記載されている日付は、当時居住していた市の国民年金被保険者名簿の受付年月日に記載されている日付と一致していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年12月16日に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人が納付したとする国民健康保険税と国民年金保険料の合計納付額は、当時の保険税額及び保険料額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 11863

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月

私の父は、私が 20 歳になった時に国民年金の加入手続をしてくれ、昭和 62 年 5 月に勤め先が厚生年金保険適用事業所になり、厚生年金保険の被保険者になるまで国民年金保険料を未納がないように納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 59 年 4 月頃に払い出されており、申立人は 57 年 4 月以降、申立期間及び第 3 号被保険者の期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする父親及び母親は、制度発足時から 60 歳に到達するまでの保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月から同年3月まで  
② 平成9年7月から同年9月まで  
③ 平成10年1月及び2月  
④ 平成13年2月から同年4月まで

私は、平成9年1月に実家から転居した以降、厚生年金保険と国民年金の切替手続をその都度行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は当該期間当時、平成9年1月に実家から転居した後、同年6月24日に再転居し、当該再転居先で同年10月10日まで居住していることが戸籍の附票で確認でき、その間、当該期間直前の同年4月から6月までの期間の国民年金保険料を同年6月25日及び同年8月26日に納付していることがオンライン記録で確認できることから、当該再転居先では保険料納付を再開しており、また、当該期間の納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は実家から転居した先での保険料納付についての記憶が乏しく、上記のとおり、平成9年6月に再転居した後、当該期間直後の同年4月から6月までの保険料を納付しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当該期間後の平成16年5月20日に当該期間に係る被保険者資格の得喪記録が追加され、未加入期間から未納期間に整備されたことがオンライン記録で確認でき、当該期間は、記録整備時点までは未加入期間であり、

制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、当該記録整備時点では時効により保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年3月及び7年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、15年2月から同年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月  
② 平成7年1月から同年3月まで  
③ 平成15年2月から同年12月まで

私の父は、私が20歳の時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。平成15年に退職した後は、失業中で保険料の納付が難しかったため私が区役所へ相談に行ったところ、納められる分は納付し、後は失業中であるという申請を出してくださいとの説明を受けたので、後日免除申請の書類を送った記憶がある。申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、当該期間は1か月及び3か月とそれぞれ短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年8月頃に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③のうち平成15年2月から同年6月までの期間については、当該期間当時の申請免除期間は始期が7月、終期が翌年6月であり、具体的な免除期間は申請月前月から6月までの期間であったこと、申立人は、失業中で保険料の納付が難しかったため区役所へ相談に行き、後日雇用保険受給資格者証の写しと免除申請書を提出したと具体的に説明していること、「失業により保険料を納めることが困難と認められるとき」には保険料が特例免除される制度は平成14年度から実施されており、申立人が所持する雇用保険受給資格者証には15年2月27日に求職の申込みをしたことが記載されており、

当該期間当時、申立人は求職中であったことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③のうち平成15年7月から同年12月までの期間については、当該期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、当該期間についても免除とされるためには上記の15年2月から同年6月までの期間に係る免除申請とは別に改めて申請免除の手続を行わなければならないが、申立人は手続を2度行った記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年3月及び7年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められ、15年2月から同年6月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から11年8月  
私の母は、私が20歳になった時、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私が転居した平成6年4月以降は、自分で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は17か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除き20歳以降の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が転居を契機に自身で保険料を納付していたとする転居先の区は、国民年金の住所変更手続きを行った者等に対しては転入月から保険料の納付書を発行していたと説明しており、申立人は国民年金の住所変更の手続きを適切に行っていたことがオンライン記録で確認できるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年1月頃に払い出され、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人は当該期間直前の9年4月から10年3月までの期間の保険料を同年1月に現年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、区役所で国民年金保険料を遡って納付できることを教えてもらい、昭和 60 年 1 月又は同年 2 月頃に 2 年分の保険料を遡って納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの期間については、申立人が所持する 60 年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄の社会保険の種類欄に「国年」、支払保険料欄に「236,520 円」とそれぞれ記載されており、その国民年金保険料額は、60 年 1 月の時点で過年度納付することが可能な当該期間の保険料額とほぼ一致しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は 59 年 11 月頃に払い出されており、申立人は保険料を遡って納付した時期は 60 年 1 月又は同年 2 月頃と説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの期間については、手帳記号番号が払い出された 59 年 11 月頃の時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は当該期間当時に上記以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された期末手当支給明細及び賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記期末手当支給明細及び賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 213 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
19602	男		昭和21年生		平成16年3月10日	12万 7,000円
19603	男		昭和20年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
19604	男		昭和19年生		平成16年3月10日	23万 3,000円
19605	男		昭和22年生		平成16年3月10日	13万 3,000円
19606	男		昭和29年生		平成16年3月10日	10万 9,000円
19607	女		昭和28年生		平成16年3月10日	1万 5,000円
19608	男		昭和20年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
19609	男		昭和25年生		平成16年3月10日	11万 2,000円
19610	男		昭和22年生		平成16年3月10日	13万 1,000円
19611	男		昭和18年生		平成16年3月10日	10万 9,000円
19612	男		昭和24年生		平成16年3月10日	10万 9,000円
19613	男		昭和19年生		平成16年3月10日	11万 9,000円
19614	男		昭和25年生		平成16年3月10日	10万 6,000円
19615	男		昭和18年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
19616	男		昭和24年生		平成16年3月10日	11万 円
19617	男(死亡)		昭和23年生		平成16年3月10日	11万 9,000円
19618	男		昭和21年生		平成16年3月10日	12万 4,000円
19619	男		昭和20年生		平成16年3月10日	10万 8,000円
19620	男(死亡)		昭和28年生		平成16年3月10日	11万 2,000円
19621	男		昭和21年生		平成16年3月10日	8万 7,000円
19622	男		昭和23年生		平成16年3月10日	10万 4,000円
19623	女		昭和50年生		平成16年3月10日	4万 6,000円
19624	男		昭和22年生		平成16年3月10日	12万 8,000円
19625	男		昭和20年生		平成16年3月10日	11万 9,000円
19626	男		昭和52年生		平成16年3月10日	4万 2,000円
19627	男		昭和19年生		平成16年3月10日	9万 9,000円
19628	男		昭和18年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
19629	男		昭和23年生		平成16年3月10日	12万 2,000円
19630	男		昭和20年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
19631	男		昭和18年生		平成16年3月10日	1万 5,000円
19632	男		昭和25年生		平成16年3月10日	11万 5,000円



事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
19633	男		昭和17年生		平成16年3月10日	1万 5,000円
					平成16年6月10日	13万 9,000円
19634	男		昭和21年生		平成16年3月10日	13万 円
19635	男		昭和21年生		平成16年3月10日	13万 円
19636	男		昭和23年生		平成16年3月10日	12万 円
19637	男		昭和22年生		平成16年3月10日	11万 2,000円
19638	男		昭和25年生		平成16年3月10日	11万 2,000円
19639	男		昭和19年生		平成16年3月10日	9万 9,000円
19640	男		昭和22年生		平成16年3月10日	12万 7,000円
19641	男		昭和22年生		平成16年3月10日	14万 3,000円
19642	男		昭和20年生		平成16年3月10日	11万 1,000円
19643	男		昭和21年生		平成16年3月10日	9万 3,000円
19644	男		昭和20年生		平成16年3月10日	12万 9,000円
19645	男		昭和20年生		平成16年3月10日	7万 9,000円
					平成16年6月10日	115万 2,000円
19646	男		昭和19年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
19647	男		昭和20年生		平成16年3月10日	13万 3,000円
19648	男		昭和22年生		平成16年3月10日	12万 4,000円
19649	男		昭和19年生		平成16年3月10日	12万 9,000円
19650	男		昭和16年生		平成16年3月10日	1万 5,000円
19651	男		昭和24年生		平成16年3月10日	13万 円
19652	男		昭和23年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
19653	男		昭和20年生		平成16年3月10日	9万 9,000円
19654	男		昭和29年生		平成16年3月10日	12万 6,000円
19655	男		昭和25年生		平成16年3月10日	13万 6,000円
19656	男(死亡)		昭和33年生		平成16年3月10日	9万 9,000円
19657	男		昭和20年生		平成16年3月10日	13万 2,000円
19658	男		昭和20年生		平成16年3月10日	9万 2,000円
19659	男		昭和20年生		平成16年3月10日	13万 6,000円
19660	男		昭和24年生		平成16年3月10日	12万 5,000円
19661	男		昭和24年生		平成16年3月10日	12万 8,000円
19662	男		昭和22年生		平成16年3月10日	12万 1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
19663	男		昭和27年生		平成16年3月10日	11万 円
19664	男		昭和23年生		平成16年3月10日	12万 2,000円
19665	男		昭和21年生		平成16年3月10日	14万 2,000円
19666	男		昭和22年生		平成16年3月10日	12万 3,000円
19667	男		昭和21年生		平成16年3月10日	11万 円
19668	男		昭和21年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
19669	男		昭和22年生		平成16年3月10日	12万 2,000円
19670	男		昭和19年生		平成16年3月10日	11万 8,000円
19671	男		昭和23年生		平成16年3月10日	11万 円
19672	男		昭和24年生		平成16年3月10日	11万 7,000円
19673	男		昭和20年生		平成16年3月10日	10万 3,000円
19674	男		昭和21年生		平成16年3月10日	13万 4,000円
19675	男		昭和21年生		平成16年3月10日	12万 4,000円
19676	男		昭和17年生		平成16年3月10日	6万 7,000円
19677	男		昭和25年生		平成16年3月10日	12万 6,000円
19678	男		昭和20年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
19679	男		昭和18年生		平成16年3月10日	8万 2,000円
19680	男		昭和30年生		平成16年3月10日	10万 2,000円
19681	男		昭和22年生		平成16年3月10日	13万 2,000円
19682	男		昭和25年生		平成16年3月10日	11万 5,000円
					平成16年6月10日	141万 4,000円
19683	男		昭和22年生		平成16年3月10日	10万 9,000円
19684	男		昭和22年生		平成16年3月10日	11万 7,000円
19685	男		昭和19年生		平成16年3月10日	13万 3,000円
19686	男		昭和22年生		平成16年3月10日	9万 4,000円
19687	男		昭和24年生		平成16年3月10日	12万 9,000円
19688	男		昭和22年生		平成16年3月10日	11万 3,000円
19689	男		昭和23年生		平成16年3月10日	12万 円
19690	男		昭和22年生		平成16年3月10日	12万 3,000円
19691	男		昭和19年生		平成16年3月10日	6万 3,000円
19692	男		昭和21年生		平成16年3月10日	9万 7,000円
19693	男		昭和21年生		平成16年3月10日	12万 7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
19694	男		昭和24年生		平成16年3月10日	12万 1,000円
19695	男		昭和20年生		平成16年3月10日	12万 4,000円
19696	男		昭和24年生		平成16年3月10日	12万 9,000円
19697	男		昭和22年生		平成16年3月10日	11万 7,000円
19698	男		昭和23年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
19699	男		昭和21年生		平成16年3月10日	11万 5,000円
19700	男		昭和21年生		平成16年3月10日	13万 9,000円
19701	男		昭和20年生		平成16年3月10日	12万 4,000円
19702	男		昭和22年生		平成16年3月10日	11万 5,000円
19703	男		昭和23年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
19704	男		昭和22年生		平成16年3月10日	11万 3,000円
19705	男		昭和21年生		平成16年3月10日	12万 4,000円
19706	男		昭和21年生		平成16年3月10日	12万 3,000円
19707	男		昭和20年生		平成16年3月10日	13万 1,000円
19708	男		昭和18年生		平成16年3月10日	13万 4,000円
19709	男(死亡)		昭和24年生		平成16年3月10日	11万 8,000円
19710	男		昭和18年生		平成16年3月10日	10万 9,000円
19711	男		昭和19年生		平成16年3月10日	13万 5,000円
19712	男		昭和21年生		平成16年3月10日	13万 4,000円
19713	男		昭和18年生		平成16年3月10日	13万 2,000円
19714	男		昭和19年生		平成16年3月10日	12万 7,000円
19715	男		昭和20年生		平成16年3月10日	10万 1,000円
19716	男		昭和19年生		平成16年3月10日	11万 1,000円
19717	男		昭和18年生		平成16年3月10日	7万 8,000円
19718	男		昭和23年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
19719	男		昭和21年生		平成16年3月10日	14万 7,000円
19720	男		昭和21年生		平成16年3月10日	9万 6,000円
19721	男		昭和20年生		平成16年3月10日	11万 9,000円
19722	男		昭和20年生		平成16年3月10日	10万 8,000円
19723	男		昭和19年生		平成16年3月10日	19万 5,000円
19724	男		昭和21年生		平成16年3月10日	12万 1,000円
19725	男		昭和20年生		平成16年3月10日	13万 1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
19726	男		昭和19年生		平成16年3月10日	13万 5,000円
19727	男		昭和19年生		平成16年3月10日	13万 5,000円
19728	男		昭和20年生		平成16年3月10日	10万 4,000円
19729	男		昭和22年生		平成16年3月10日	12万 7,000円
19730	男		昭和21年生		平成16年3月10日	11万 5,000円
19731	男		昭和18年生		平成16年3月10日	6万 6,000円
19732	男		昭和20年生		平成16年3月10日	11万 5,000円
19733	男		昭和21年生		平成16年3月10日	12万 円
19734	男		昭和22年生		平成16年3月10日	10万 8,000円
19735	男		昭和22年生		平成16年3月10日	12万 1,000円
19736	男		昭和19年生		平成16年3月10日	14万 3,000円
19737	男		昭和19年生		平成16年3月10日	12万 1,000円
19738	男		昭和21年生		平成16年3月10日	11万 5,000円
19739	男		昭和18年生		平成16年3月10日	1万 5,000円
19740	男		昭和21年生		平成16年3月10日	8万 1,000円
19741	男		昭和21年生		平成16年3月10日	12万 2,000円
19742	男		昭和19年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
19743	男		昭和16年生		平成16年3月10日	1万 5,000円
19744	男		昭和24年生		平成16年3月10日	12万 5,000円
19745	男		昭和19年生		平成16年3月10日	13万 9,000円
19746	男		昭和22年生		平成16年3月10日	11万 5,000円
19747	男 (死亡)		昭和25年生		平成16年3月10日	11万 3,000円
19748	男		昭和23年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
19749	男		昭和24年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
19750	男		昭和21年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
19751	男		昭和22年生		平成16年3月10日	13万 円
19752	男		昭和18年生		平成16年3月10日	13万 1,000円
19753	男		昭和19年生		平成16年3月10日	12万 1,000円
19754	男		昭和21年生		平成16年3月10日	11万 1,000円
19755	男		昭和20年生		平成16年3月10日	9万 3,000円
19756	男		昭和22年生		平成16年3月10日	12万 円
19757	男		昭和23年生		平成16年3月10日	11万 9,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
19758	男		昭和14年生		平成16年3月10日	1万 5,000円
19759	男		昭和22年生		平成16年3月10日	10万 5,000円
19760	男		昭和18年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
19761	男		昭和24年生		平成16年3月10日	11万 2,000円
19762	男		昭和14年生		平成16年3月10日	1万 5,000円
19763	男		昭和24年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
19764	男		昭和20年生		平成16年3月10日	10万 4,000円
19765	男		昭和16年生		平成16年3月10日	1万 5,000円
19766	男		昭和20年生		平成16年3月10日	12万 6,000円
19767	男		昭和19年生		平成16年3月10日	16万 5,000円
19768	男		昭和24年生		平成16年3月10日	12万 円
19769	男		昭和17年生		平成16年3月10日	4万 8,000円
19770	男		昭和21年生		平成16年3月10日	12万 3,000円
19771	男		昭和22年生		平成16年3月10日	11万 5,000円
19772	男		昭和24年生		平成16年3月10日	12万 1,000円
19773	男		昭和22年生		平成16年3月10日	13万 9,000円
19774	男		昭和19年生		平成16年3月10日	11万 7,000円
19775	男		昭和21年生		平成16年3月10日	10万 9,000円
19776	男		昭和21年生		平成16年3月10日	13万 9,000円
19777	男		昭和19年生		平成16年3月10日	9万 9,000円
19778	男		昭和22年生		平成16年3月10日	10万 6,000円
19779	男		昭和24年生		平成16年3月10日	10万 4,000円
19780	男		昭和23年生		平成16年3月10日	10万 1,000円
19781	男		昭和22年生		平成16年3月10日	11万 3,000円
19782	男		昭和19年生		平成16年3月10日	10万 4,000円
19783	男		昭和21年生		平成16年3月10日	12万 4,000円
19784	男		昭和21年生		平成16年3月10日	8万 4,000円
19785	男		昭和20年生		平成16年3月10日	13万 2,000円
19786	男		昭和19年生		平成16年3月10日	13万 2,000円
19787	男		昭和19年生		平成16年3月10日	11万 9,000円
19788	男		昭和22年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
19789	男		昭和22年生		平成16年3月10日	13万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
19790	男		昭和22年生		平成16年3月10日	14万 4,000円
19791	男		昭和21年生		平成16年3月10日	13万 4,000円
19792	男		昭和25年生		平成16年3月10日	10万 8,000円
19793	男		昭和19年生		平成16年3月10日	11万 7,000円
19794	男		昭和23年生		平成16年3月10日	12万 4,000円
19795	男		昭和21年生		平成16年3月10日	13万 1,000円
19796	男		昭和20年生		平成16年3月10日	10万 1,000円
19797	男		昭和51年生		平成16年3月10日	4万 5,000円
19798	男		昭和19年生		平成16年3月10日	10万 3,000円
19799	男		昭和19年生		平成16年3月10日	13万 円
19800	男		昭和16年生		平成16年3月10日	1万 5,000円
19801	男		昭和25年生		平成16年3月10日	12万 9,000円
19802	男		昭和24年生		平成16年3月10日	10万 円
19803	女		昭和17年生		平成16年3月10日	1万 5,000円
19804	男 (死亡)		昭和20年生		平成16年3月10日	10万 5,000円
19805	男		昭和19年生		平成16年3月10日	11万 3,000円
19806	男		昭和21年生		平成16年3月10日	11万 9,000円
19807	女		昭和48年生		平成16年3月10日	4万 7,000円
19808	男		昭和19年生		平成16年3月10日	10万 3,000円
19809	男		昭和46年生		平成16年3月10日	5万 2,000円
					平成16年6月10日	79万 6,000円
19810	男		昭和19年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
19811	男		昭和22年生		平成16年3月10日	9万 2,000円
19812	男		昭和17年生		平成16年6月10日	150万 円
19813	男		昭和16年生		平成16年6月10日	150万 円
19814	男		昭和16年生		平成16年6月10日	150万 円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成3年10月から4年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年12月31日まで  
A社における厚生年金保険の標準報酬月額が当初の記録より低くなっている。勤務していたのは、B社であり、減額訂正があった事実は知らなかったため、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年12月31日）より後の5年1月7日付けで、遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、勤務していた事業所はB社であると申し立てしているところ、同社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、A社の代表者は、B社に勤務していた従業員について、A社において厚生年金保険に加入していた旨供述しており、同社及びB社の商業登記簿謄本から、代表取締役が同一人であることが確認できる。

したがって、A社における申立人と同姓同名の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年10月から4年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は32万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年3月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年12月16日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から7年12月16日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実態よりも低く届けられているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年3月から6年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、5年3月から同年10月までは32万円と記録されていたところ、同年11月4日付けで、同年10月の定時決定が取り消され、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで遡って引き下げられた者は35名全員であることが確認できる。

また、上記減額訂正について、A社の元代表取締役は、申立期間当時、社会保険料の滞納があり、専務から会社の経営が厳しいため、意図的に標準報酬月額を引き下げる届出を行ったと聞いていた旨供述している。

なお、申立人から提出のあった銀行の普通預金通帳の写し及び同僚から提出のあった



給与明細書により、申立人が、当該期間にその主張する上記減額訂正前の標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成5年11月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年3月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち、平成6年10月から7年11月までの期間について、オンライン記録によると、6年10月の定時決定による標準報酬月額は8万6,000円（同年11月からは法改正により9万2,000円）、7年10月の定時決定による標準報酬月額は9万2,000円と記録され、いずれも適切な時期に入力処理されており、社会保険事務所の不合理な処理は見当たらないところ、申立人から提出のあった上記普通預金通帳によると、A社から振り込まれた報酬額は30万円前後であり、上記の標準報酬月額より高いことが確認できる。

また、同僚から提出のあった当該期間の給与明細書で確認できる保険料控除額は、ほとんどの月が標準報酬月額36万円に見合うものであるところ、オンライン記録によると、当該同僚の標準報酬月額は8万円及び9万2,000円と記録されていることが確認できる。

さらに、上記普通預金通帳によると、申立人が標準報酬月額32万円に見合う保険料を控除されていた時期の振込額と、平成6年10月以降の振込額に大きな差は見られないことから、申立人は当該期間において標準報酬月額32万円に見合う保険料が控除されていたと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関連資料を破棄していると供述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月1日から28年1月5日まで  
② 昭和35年1月20日から39年5月1日まで  
③ 昭和39年5月1日から同年10月1日まで

年金受給の手続をしたときに、年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定されたとされる昭和40年当時の社会保険事務所（当時）における脱退手当金の支給に係る事務処理において、32年9月末日までの厚生年金保険被保険者期間については、社会保険事務所から厚生省（当時）に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を照会し、厚生省は社会保険事務所へ厚生年金保険被保険者台帳により標準報酬月額等を回答することとされていたが、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省から社会保険事務所へ回答した旨の記録が無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①と②の間にあるA社に勤務した被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立人の上記被保険者台帳には、申立期間①と当該未請求となっているA社に勤務した被保険者期間とが一緒に記載されており、社会保険事務所から厚生省に標準報酬月額等を照会していれば、当該未請求期間もその計算の基礎とされ、未請求期間として存在することは無かったことから、脱退手当金の支給に係る事務処理が適正に行われていなかったことが認められる。

また、申立人が申立期間①に勤務したB社を退職したときに、厚生年金保険被保険者証について、「カードを渡され、次の会社に渡した。そのカードは、少なくとも厚生年金保険関連のものであるという認識は持っていた。」と説明していることから、仮に、申立人自身が脱退手当金の請求をした場合、A社に勤務した被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月27日から40年7月1日まで  
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認についてのはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社は、「退職者の脱退手当金の請求手続については、本人が直接するように説明していた。」と供述している上、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年7月1日の前後の各5年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす23名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、オンライン記録において支給記録がある者は申立人を含め9名となっているが、この9名のうち連絡の取れた3名の者から同社における当時の脱退手当金の受給状況等について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことができないことを踏まえると、同社では代理請求を行っておらず、申立人についても、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間であって、しかも1年もの被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、オンライン記録において脱退手当金の支給記録がある申立人を含む上記9名について、A社に係る上記被保険者名簿をみると、申立人以外の8名には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人にはその表示が無い上、「脱」

表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に対する脱退手当金の支給に係る事務処理が適正に行われていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から同年9月25日まで  
② 昭和24年11月7日から25年8月20日まで  
③ 昭和25年8月1日から26年7月1日まで  
④ 昭和26年10月1日から28年11月1日まで  
⑤ 昭和28年11月1日から30年2月10日まで

厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間⑤の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和31年1月20日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間については、当該記号番号を統合する処理を行った上で支給することとなっていたところ、申立人に対する脱退手当金は、申立期間①から⑤までの5回の被保険者期間について支給決定されているにもかかわらず、申立期間①及び②と申立期間③、④及び⑤とは、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、それぞれ異なる被保険者記号番号のままで管理されており、統合の処理がなされておらず、申立人に対する脱退手当金の支給に係る事務処理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①と②の間にある厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求とな

っており、また、申立期間①及び③に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び申立期間⑤に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄の氏名は、変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、同社を退職した直後であって、上記脱退手当金支給決定日より約8か月前の昭和30年5月\*日に婚姻し、改姓しており、申立人が請求したとすれば、改姓後の姓で請求したと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と3,857円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は、昭和59年10月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間にC社から、関連会社であるA社への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出のあった「社内経歴表」及びB社から提出のあった社員台帳等により、申立人が申立期間にA社で継続して勤務（昭和59年10月1日にC社からA社に異動）していたことが認められる。

一方、A社が加入していたD健康保険組合から提出のあった「適用台帳」から、申立人の健康保険の被保険者資格取得日が昭和59年10月1日であることが確認できる。

また、D健康保険組合は、申立期間当時、A社では、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合への被保険者資格の得喪の届出においては、複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和59年10月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年11月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年5月6日から47年1月29日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を46年5月6日、資格喪失日に係る記録を47年1月29日とし、当該期間の標準報酬月額を46年5月から同年10月までは10万円、同年11月及び同年12月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月6日から48年2月末まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社が発行した昭和46年5月分から同年7月分までが記載された給与所得の源泉徴収簿を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年5月6日から47年1月28日までの期間については、申立人から提出された給与所得の源泉徴収簿によると、申立人がA社に入社した日は46年5月6日と記載されている上、同僚の供述から、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった47年1月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

なお、上記源泉徴収簿において、昭和46年5月分から同年7月分までの欄についてのみ記載されていることについて、申立人は、同年9月に自宅転居する際に、住宅供給公社への提出書類として事業所に作成依頼したものであると供述しているところ、住民票から同年9月19日に転居していることが確認できる。また、当該源泉徴収簿には、当該期間における保険料控除額の記載があることから、同年8月以降においても、厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年5月6日から47年1月29日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記源泉徴収簿の社会保険料等の金額から判断して、昭和46年5月から同年10月までは10万円、同年11月及び同年12月は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主により社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年5月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年1月29日から48年2月末までの期間については、オンライン記録によると、A社は47年1月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A社は既に解散し、事業主とは連絡が取れないことから、当該期間における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、A社において昭和47年1月29日に資格を喪失し、48年6月1日に同社の関連事業所で資格を取得していることが確認できる従業員二人に照会したが回答が得られず、47年1月29日以降の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月1日から同年9月4日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年8月1日から39年7月1日まで  
② 昭和40年7月1日から同年9月4日まで

B社又はC社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。正社員として、住宅及び事務所等の賃貸の仲介業務に従事しており、顧客から届いた賃貸契約について日時調整をしたい旨の内容が記載されたはがきに押印されている消印が昭和36年9月13日付けであるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②については、C社が40年7月に倒産したため、雇用形態や仕事内容に変更は無く、その子会社であるA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人がC社において一緒に勤務したと記憶している同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、当該同僚は、昭和38年11月1日に同社において資格を取得しており、その後40年3月1日に資格を喪失しているが、同日付けでA社において資格を取得した後、同年11月1日に資格を喪失するまで継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該同僚は、同人及び申立人は、C社が昭和40年7月に倒産した後の同年9月頃まで同社に勤務していたが、同年9月以後は雇用形態や職種に変更は無いまま、同社の子会社であるA社に勤務していた旨供述している。このことから、C社及びA社では、従業員の所属の変更に伴い、両社において継続して厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

なお、オンライン記録において、C社及びA社の両社に厚生年金保険の加入記録がある従業員の中には、両社の被保険者期間が継続している者が複数確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、申立人から提出のあったはがき（昭和36年9月13日付け消印）及び同僚の供述により、始期は特定できないものの、申立人が当該期間当時にB社に勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、C社は既に適用事業所でなくなっており、事業主は連絡先が不明であるため、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶していた3人の同僚のうち二人は死亡又は連絡先が不明のため供述が得られないが、連絡の取れた一人は、C社では、営業職の従業員は厚生年金保険に加入させていなかったが、行政指導があり、昭和39年7月からは営業職の従業員も加入させていたと思う旨供述している。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同日の昭和39年7月1日に被保険者資格を取得している従業員は630人いることが確認できる上、連絡の取れた11人のうち、営業職の従業員二人は同社の社会保険の取扱いについて明確な記憶があり、上記同僚と同様の供述をしていることに加え、上記従業員二人のうち一人は、入社したときに国民年金に加入するように上司から指示があった旨供述している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から7年3月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年3月31日）の後の平成7年6月23日付けで、5年6月から6年10月までは8万円、同年11月から7年2月までは9万2,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び減額訂正処理日において同社の監査役であったことが確認できるが、申立人は、自身が監査役とされていたことは知らなかったとしており、社会保険に関する権限も無かったと述べているところ、同社の代表取締役及び取締役は、申立人は、社会保険手続について権限は無く、社会保険の届出事務には関与していなかったとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）所有のC丸における船員保険の資格取得日は昭和19年7月10日、資格喪失日は同年9月10日であると認められることから、申立人の申立期間①の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

また、申立人のA社における船員保険の資格取得日は昭和20年10月26日、資格喪失日は同年12月22日であると認められることから、申立人の申立期間②の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年7月10日から同年9月10日まで  
② 昭和20年10月26日から同年12月22日まで

A社を船舶所有者とするC丸及びD丸に乗務していた申立期間①及び②の船員保険の加入記録が無い。当該船舶には間違いなく乗務していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、B社が保有する履歴書及び申立人が記憶する船長の船員保険の記録により、申立人が、A社所有のC丸に乗船していたことが認められる。

また、戦時加算該当船舶名簿によれば、A社所有のC丸は、昭和16年12月8日から19年9月9日までの期間において、戦時加算該当船舶であることが確認できる。

一方、日本年金機構E事務センターは、A社について、昭和20年4月1日以前は、船員保険被保険者名簿は船舶ごとに管理していたとしているところ、同社所有のC丸に係る申立期間①の船員保険被保険者名簿は確認できないとしていることから、社会保険庁（当時）における記録の管理が適切でなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において船員保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社所有のC丸における船員保険の資格取得日は昭和19年7月10日、資格喪失日は同年9月10日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の申立期間①前後の社会保険事務所（当時）の記録から、100円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、B社が保有する履歴書により、申立人が、A社所有のD丸に乗船していたことが確認できる。

一方、日本年金機構事務センターは、A社について、昭和20年4月1日以降の船員保険被保険者名簿は船舶所有者名で管理していたとし、同社に係る船員保険被保険者名簿を保管しているものの、当該被保険者名簿では、申立人を含む複数の被保険者の資格取得日及び資格喪失日が確認できないことから、社会保険庁における記録の管理が適切でなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において船員保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における船員保険の資格取得日は昭和20年10月26日、資格喪失日は同年12月22日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和20年9月の社会保険事務所の記録から、120円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和48年10月1日から49年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月1日から49年9月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。同社の親会社であるB社（現在はC社）に入社以来、給与が下がったことは一度も無く、当時の報酬月額は16万円程度であったと記憶している。申立期間前後の標準報酬月額と比較しても不自然であると思うので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和48年10月から49年8月までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿には、本来、48年の標準報酬月額の定時決定の対象となる被保険者は27人いることが確認できる。当該被保険者のうち申立人を除く26人は、当該定時決定又は同年9月の随時改定に係る記載があるが、申立人はどちらも記載が無い上、当該被保険者名簿の算定処理済年月日欄には、当該定時決定が完了した旨の押印も無い。

当該被保険者名簿には、定時決定において標準報酬月額に変更が無い場合でも、従前と同額の記載がある被保険者の記録が見られることから、仮に、昭和48年の定時決定における申立人の標準報酬月額に変更が無かったとしても、同額の記載をするものと考えられ、社会保険事務所における記載漏れの可能性も浮かがる。

これについて、A社を管轄するD年金事務所は、申立人の昭和48年の定時決定に係る記録について、被保険者名簿への記載漏れが生じた可能性も考えられる旨供述している。

なお、上記26人の被保険者のうち25人は、当該定時決定又は随時改定において標準報酬月額が最大で10等級引き上げられており、申立人について給与額に変更が無



かったとは考え難い上、申立人の標準報酬月額、上記定時決定又は随時改定による記録変更が行われなかった結果、従来は申立人よりも低い記録であった複数の部下の標準報酬月額を下回ることとなったが、これは、昭和 49 年 9 月の随時改定後に再び申立人の標準報酬月額が部下を上回ったことから考えて、不自然な記録であることがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、昭和 48 年における標準報酬月額の定時決定の処理が、適切に行われていなかったものと考えられる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の B 社における昭和 47 年 10 月の記録及び A 社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる 48 年 10 月の定時決定又は同年 9 月の随時改定における他の被保険者の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 47 年 11 月から 48 年 9 月までの期間について、申立人は、B 社から A 社へ転籍した直後の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低いと主張している。

しかし、申立人は、申立期間当時の給与支給明細表を所持していない上、C 社も、A 社に係る人事資料等を保管していないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人と同じ昭和 47 年 11 月 1 日付けで B 社から A 社へ転籍した従業員は 11 人いるが、そのうち 9 人は、同社における資格取得時の標準報酬月額が、B 社における資格喪失時の標準報酬月額より低くなっている。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年10月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、42年4月19日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日を39年10月20日、資格喪失日を42年4月19日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和39年10月から40年9月までは1万2,000円、同年10月から41年9月までは4万5,000円、同年10月から42年3月までは2万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月20日から42年8月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社における記録は見つかったものの、資格喪失日が不明であるため記録を統合できない旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたのは間違いないので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、資格取得日が昭和39年10月20日、標準報酬月額が40年10月に4万5,000円、41年10月に2万6,000円と記録されているものの、資格喪失日が記載されていないことから、当該喪失日を確認することができない。

そして、オンライン記録では、申立人のA社における資格取得日が昭和39年10月20日と記録されているが、資格喪失日の記載は無く、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できることから、社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険の記録管理は適切に行われていなかったものと認められる。

また、A社は申立期間の資料を保管しておらず、申立期間の資格の取得及び喪失に係る届出について不明である旨回答しているものの、申立期間当時、同社に勤務していた従業員二人は、共に同社において昭和41年3月19日に被保険者資格を取得し、42年

4月19日に資格を喪失していることが確認できるところ、自身が所属していた本社営業1部に申立人も勤務していた旨供述している。

さらに、そのうちの一人は、「昭和42年3月にA社の営業部長が同社から独立し、別会社を設立したが、当時、約15人いた営業部員のうち、私を含む10人が同部長に誘われる形で当該別会社に入社し、申立人を含む二人ないし3人は他社に転職したことを覚えている。申立人がA社で資格喪失したのは、私と同じ同年4月19日だと思う。」と供述しているところ、当該別会社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日に被保険者となった13人のうち、10人がA社で同年4月19日に資格喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和39年10月20日から42年4月19日までの期間について、事業主は、申立人がA社において39年10月20日に被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における資格喪失日は42年4月19日であることが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記被保険者名簿の記録から、昭和39年10月から40年9月までは1万2,000円、同年10月から41年9月までは4万5,000円、同年10月から42年3月までは2万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和42年4月19日から同年8月1日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者であった75人に照会したところ、申立人の同社での在籍を記憶している者はおらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和57年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年1月21日から同年2月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B工場から同社C工場への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録並びにA社における在職証明書、辞令及び従業員台帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和57年1月21日に同社C工場から同社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和57年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人のA社B工場における資格取得日を誤って昭和57年2月21日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年2月13日から3年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が20万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月13日から4年2月29日まで  
A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成2年2月から3年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、2年2月から同年11月までは20万円と記録されていたところ、同年12月25日付けで、同年2月13日の取得時決定及び同年10月の定時決定の記録が取り消され、同年2月に遡及して減額訂正された結果、9万8,000円となっていることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険被保険者は、事業主と申立人の2名であり、平成2年12月25日付けで標準報酬月額が減額訂正されたのは申立人のみであることが確認できる。

一方、A社は、同社に係る商業登記簿謄本により、平成8年6月\*日付けでみなし解散していることが確認でき、また、同社の事業主の連絡先は不明であるため、同社及び事業主から、申立期間当時における社会保険料の滞納状況等について確認することができないが、申立人は、「A社は、平成2年末頃には経営状態が悪くなり、4年2月には取引先、銀行、ノンバンク等から頻繁に督促があり、社会保険事務所からも、『社会保険料の滞納があるので、事務所まで来てほしい。』と連絡を受けた。」と述べていることから判断すると、同社は申立期間当時、社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

また、上記のとおり、A社は、既に解散し、事業主の所在も不明なため、同社及び事業主から、同社における申立人の立場を確認することができないが、同社に係る商

業登記簿謄本により、申立人は同社の役員でないことが確認できる上、申立人は「営業として訪問販売を担当しており、社会保険事務に関与したことは無い。」と述べており、申立人が、当該標準報酬月額の減額訂正に関与した事情もうかがえない。

これらを総合的に判断すると、平成2年12月25日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は、事実即したものと考へ難く、社会保険事務所において、標準報酬月額の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている同年2月から3年9月までの期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人は、「入社後3か月は見習期間で給料が20万円、その後は退職まで25万円であったので、平成2年5月以降の標準報酬月額は25万円に見合う額である。」と主張しているが、上記のとおり、A社は既に解散しており、事業主の連絡先は不明であるため、同社及び事業主から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができず、また、申立人も報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していないため、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成3年10月から4年1月までの期間について、申立人は、上記1のとおり、当該期間の標準報酬月額は25万円に見合う額であったと主張しているが、申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理を行った2年12月25日の後の最初の定時決定（平成3年10月）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、当該期間について、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していないため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA丸における船員保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月16日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年6月1日から同年8月16日まで  
② 昭和23年9月5日から24年2月1日まで

A丸に乗船していた期間のうち、申立期間①の船員保険の記録が無い。同船には、艦砲射撃を受けた昭和20年8月15日ないし20日頃まで乗船していた。また、B丸に乗船していた期間のうち、申立期間②の船員保険の記録が無い。23年12月4日に病院で受診した健康証明書(甲)があるので、各申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、年金事務所は、A丸に係る船員保険被保険者名簿を保管していない上、申立人に係る船員保険被保険者台帳には、同船における資格取得日が記載されているものの、資格喪失日は記載されていないことが確認できる。

また、艦砲射撃の際、申立人が知人の漁船で一緒に逃げてきたと記憶しているA丸の同僚も、当該同僚に係る船員保険被保険者台帳により、申立人と同様、資格取得日が記載されているものの、資格喪失日が記載されていないことが確認できることから判断すると、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る記録管理を適切に行っていないことがうかがえる。

一方、申立人の「昭和20年8月15日ないし20日頃、艦砲射撃を受け、漁船で逃げた。」等の証言は具体的であり、信憑性<sup>びよう</sup>があることから、申立人は、同年8月15日までA丸に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA丸における船員保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月16日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年5月の社会保険事務所の記録から、40円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、B丸の事業主は既に死亡しており、同船の同僚も、既に死亡又は所在が不明であることから、これらの者から申立人の当該期間における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

また、B丸に係る船員保険被保険者名簿により、申立人と同じく昭和23年9月5日に被保険者資格を喪失している者が申立人を含めて7名確認できることから、事業主は何らかの理由により、申立人を含めた従業員の被保険者資格を喪失させたことがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和23年12月4日に病院で受診した健康証明書（甲）を提出しているが、健康診断は、船員手帳を提示すれば受けられることから、申立人が受診日において船員保険被保険者であったことを示すものには当たらない上、当該病院は、保存期間経過のため申立人の資料は無いと回答している。

このほか、申立人の申立期間②に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年8月1日まで

A社B工場における申立期間の標準報酬月額の記録が保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額は、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成 20 年 7 月 22 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る月別給料一覧表により、申立人は、平成 20 年 7 月 22 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記月別給料一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 14 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
19843	男		昭和21年生		38万円
19844	男		昭和24年生		50万円
19845	女		昭和38年生		49万円
19846	男		昭和34年生		48万円
19847	男		昭和41年生		57万円
19848	男		昭和27年生		50万円
19849	女		昭和27年生		35万円
19850	女		昭和44年生		40万円
19851	男		昭和43年生		51万円
19852	男		昭和18年生		60万円
19853	男		昭和45年生		42万円
19854	男		昭和37年生		65万円
19855	男		昭和55年生		42万円
19856	男		昭和47年生		55万円

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和58年5月6日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から58年5月6日まで  
② 昭和58年5月6日から同年7月21日まで

厚生年金保険の記録では、A社又はB社C支店に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、24万円から26万円の給与を支給されていたと記憶しているが、標準報酬月額が低く記録されている。給与明細書等は所持していないが、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の供述により、申立人がA社又はB社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和58年2月28日）の後の昭和58年5月6日付けで、申立人を含む11人の被保険者資格喪失日が遡って57年8月31日と記録され、また、当初、56年10月の定時決定により26万円とされていた申立人の標準報酬月額の記録が遡って15万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該訂正処理前の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、被保険者資格喪失日を昭和57年8月31日とする処理及び厚生年金保険の適用事業所でなく

なった後に、遡って標準報酬月額額の減額訂正の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社に係る被保険者資格喪失日は、当該処理日である58年5月6日とすることが妥当である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の供述により、申立人がA社又はB社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間②にA社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、B社C支店の事業所別被保険者名簿によると、同社同支店は昭和58年7月21日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②は両社とも適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社及びB社C支店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係書類が保管されていないことから、保険料の控除等について不明であるとしている上、両社において申立人と同様の記録となっている元従業員に、申立期間②の厚生年金保険料控除を確認できる資料について照会したが、資料を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が昭和58年5月6日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年7月1日から5年12月31日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年12月31日から7年5月31日までの期間について、申立人のA会における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月31日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、36万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から8年8月31日まで

A会に勤務していた期間の給与支給額は36万円であり、標準報酬月額については、資格取得時から異なっている。また、一部期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成7年分給与所得の源泉徴収票の写しを提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年7月1日から7年5月31日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA会における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同会が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年1月15日の後の同年5月31日付けで、遡って、5年12月31日とする処理がなされており、申立人を含めた14人について同様の処理がなされていることが確認できる。

また、平成3年7月から5年11月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、7年5月31日付けで、申立人のA会における厚生年金保険被保険者資格を取得した3年7月1日に遡って8万円に減額訂正されており、申立人を含めた同会の元事業主ら17人についても、同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人から提出のあった、A会発行の平成7年分給与所得の源泉徴収票の写しにおいて、確認できる同年の給与支給額は、360万円と記載されており、当該支給額を

遡及訂正処理が行われる前の、申立人の同会における標準報酬月額 36 万円で算出した場合、おおむね 10 か月相当分であることから、申立人は、当該資格喪失日である 5 年 12 月 31 日以降においても、同会に勤務していたことが推認できる。

また、A会に係る商業登記簿謄本は確認できないため、遡及訂正処理日において、申立人の同会における身分・立場を確認することはできないが、同会事業所記録照会回答票に事業主として記録されている者は、「申立人は、A会を創立し経営した事業主の運転手である。」旨供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成 5 年 12 月 31 日とする処理及びA会が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理及び標準報酬月額の減額訂正処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の同会における資格喪失日は、当該訂正処理が行われた 7 年 5 月 31 日に訂正することが必要である。

また、平成 3 年 7 月から 5 年 11 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正し、同年 12 月から 7 年 4 月までの期間に係る標準報酬月額は、当該訂正後の記録から、36 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 7 年 5 月 31 日から 8 年 8 月 31 日までの期間について、申立人は、上記 7 年分給与所得の源泉徴収票の写しを提出しているところ、当該源泉徴収票における社会保険料等の金額は、申立人の遡及訂正処理が行われる前のA会における標準報酬月額 36 万円で算出した場合、おおむね、5 か月相当分であることから、保険料控除方式は不明であるが、申立人に係る同年 5 月 31 日から同年 12 月 31 日までの期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人は、平成 8 年分の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保存していないことから、同年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、A会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、平成 5 年 12 月 31 日以降に厚生年金保険の資格を喪失している元従業員が 11 人いることが確認できる。このうち、所在の判明した 6 人の元従業員に照会を行ったところ、回答のあった二人の元従業員からは、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、申立期間のうち、平成 7 年 5 月 31 日から 8 年 8 月 31 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から5年4月20日まで  
A社（現在は、B社）に役員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額より低い。総勘定元帳の写し及び賃金台帳の写しを提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、30万円と記録されていたものが、申立人のA社における資格喪失日（平成5年4月20日）の後の平成5年9月7日付けで、遡って8万円に減額訂正する処理が行われている上、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている者が一人確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間に同社の監査役であったことが確認できる。しかし、申立人は、申立期間当時、社会保険関係の事務は事務員が担当しており、自身は給与計算しかタッチしていなかったと主張しているところ、当時の同社の社会保険事務の担当者も社会保険関係の手続は自身が担当しており、申立人は社会保険事務手続には関与しておらず、代表者印は事業主が押していたことから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 62 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 25 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないことから、賃金台帳を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は、平成 20 年 12 月 25 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における保険料控除額から、62 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該

保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、保険料を納付していないとすることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年3月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与より低く記録されている。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の一部の給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認又は推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月15日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月21日から同年8月15日まで

A社C工場に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社同工場に昭和20年5月21日に入社し、終戦日の前日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、同社同工場において、昭和20年5月21日に被保険者資格を取得しているが、資格喪失日は記載されていない記録が確認できる。

しかしながら、B社から提出された同社の社史によると、A社C工場は昭和20年7月\*日の艦砲射撃及び同年8月\*日の空襲により、工場が甚大な被害を受けたと記載されているところ、申立人は、上記艦砲射撃及び空襲のときは同社同工場の寮におり、終戦日の前日まで勤務していたと供述していることから、申立期間において、同社同工場に勤務していたことは推認できる。

一方、上記被保険者名簿によると、申立人以外の複数の従業員についても資格取得日は記載されているが、資格喪失日は記載されていない記録が確認できるところ、申立人と同年齢の者は、昭和20年4月2日に厚生年金保険の資格を取得しているが、資格喪失日欄は空白となっているものの、オンライン記録によるとA社C工場において同年8月31日に資格喪失していることが確認できる。

また、申立人と同じ学校を卒業した同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、A社C工場で昭和20年5月1日に資格を取得し、資格喪失日欄は空白となっているものの、オンライン記録によると同年8月31日に資格喪失していることが確認できる。

これについて、D年金事務所は、「事業所が焼けて、事業所から資格喪失届が提出されていないと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C工場における厚生年金保険の資格喪失日は昭和20年8月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、30円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月26日から20年9月1日まで  
60歳になって年金受給の手続をしたときに、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。  
しかし、脱退手当金の請求手続をした覚えは無いし、脱退手当金をもらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある最初に被保険者となったA社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、当該未請求期間と申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は同一記号番号で管理されており、当該記号番号は、当該未請求期間の被保険者資格取得時に払い出されたことが明らかであるが、申立期間に係る脱退手当金の裁定庁であるB社会保険事務所（当時）は、当該記号番号により、当該記号番号の払出しを行ったC社会保険事務所（当時）を特定し、C社会保険事務所へ照会することにより、当該未請求期間を把握することができたはずであり、B社会保険事務所における脱退手当金の支給事務が適正に行われたとは言い難い。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳の表面には、申立期間（19か月）及び申立期間前の厚生年金保険被保険者期間（17か月）の計36か月が記載されているにもかかわらず、裏面の保険給付欄によると、申立期間の19か月のみで支給決定がされており、申立期間前の未請求となっている17か月の被保険者期間については支給対象とされていないことから、申立人に対する脱退手当金の支給に係る事務処理が適正に行われていないことがうかがわれる。

さらに、申立人が仮に当該脱退手当金の請求を行ったとしても、最初に勤務したA社

に係る被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年6月21日まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬額が、実際の報酬額に見合う標準報酬額より低い。約750万円を12分割の固定給でもらっていたはずなので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の社会保険担当の専務は、「当時の賃金台帳を保管していないことから、申立人の申立期間における報酬額、給与からの保険料控除額等について確認できないものの、申立人の給与は62万円くらいの固定給であったことから、申立期間もその直前の期間と同額の給与を支払っていたはずである。」旨供述している。

また、申立人に係る平成12年10月算定時の標準報酬月額が30万円で届けられていることについて、A社の社会保険担当の専務は、「社会保険料の滞納、延滞が発生してしまい、社会保険事務所（当時）に相談に行ったところ、標準報酬月額を減額して申請するように指導され、随時改定で対応した。申立人の標準報酬月額はおよそ半額くらいにした記憶がある。申立期間の保険料控除を確認できる資料等は保有していないが、減額前の平成12年3月資格取得時の標準報酬月額に見合った保険料を控除していた。」旨供述している。

さらに、申立人の取引銀行から提出のあった預金取引明細表によると、申立人の申立期間における毎月の給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る50万円以上であることが確認できる。



加えて、オンライン記録によると、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成12年3月の標準報酬月額が59万円と記録されているところ、上記預金取引明細表によると、同年3月分の給与振込額は55万4,547円であることが確認できる。また、同年10月の標準報酬月額が30万円と記録されているところ、同年10月分の給与振込額は55万4,547円であり、いずれも申立期間の給与振込額の平均額（55万6,734円）とほぼ同額であることから、従前と同様に、標準報酬月額59万円に相当する保険料控除がなされていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和51年1月14日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年10月から同年12月までの標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月31日から51年1月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和51年1月14日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和50年10月31日）の後の51年2月27日付けで、遡って50年10月31日と記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和50年10月31日）より後に、同社において被保険者資格を取得している者が15人おり、このうち最後の資格取得日は昭和51年1月12日、その処理日は同年1月28日と記録された後に、全員の資格取得日が取り消されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は申立期間も法人事業所であったことが確認できること、同社に係る上記被保険者名簿によると、申立期間当時、同社は常時5人以上の従業員を使用していたことがうかがえることから、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

なお、上記の商業登記簿謄本から、上記資格喪失の訂正処理日及び申立期間において、申立人がA社の取締役であったことは確認できない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、

昭和 50 年 10 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、遡及訂正前の 51 年 1 月 14 日であると認められる。

また、昭和 50 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、申立人の A 社における同年 9 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和51年2月27日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年10月及び同年11月は9万8,000円、同年12月及び51年1月は8万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月31日から51年2月27日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和50年10月31日）の後の昭和51年2月27日付けで、当初記録されていた申立人に係る50年12月の標準報酬月額の随時改定が取り消された上に、遡って同年10月31日と記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和50年10月31日）より後に、同社において被保険者資格を取得している者が15人おり、このうち最後の資格取得日は昭和51年1月12日、その処理日は同年1月28日と記録された後に、全員の資格取得日が取り消されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は申立期間も法人事業所であったことが確認できること、同社に係る上記被保険者名簿によると、申立期間当時、同社は常時5人以上の従業員を使用していたことがうかがえることから、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

なお、上記の商業登記簿謄本から、上記資格喪失の処理日及び申立期間において、申

立人がA社の取締役であったことは確認できない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、昭和50年10月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理日である51年2月27日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記処理前の上記被保険者名簿の記録から、昭和50年10月及び同年11月は9万8,000円、同年12月及び51年1月は8万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月1日から同年10月15日まで  
② 昭和33年8月1日から36年12月23日まで

平成元年4月に、国民年金の手続に行ったとき、区役所で申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務したA協会に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年12月23日の前後5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある5人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む3人について支給記録が確認できるものの、申立人以外の二人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年以上経過後に支給決定がなされていることから、同協会が脱退手当金の代理請求をしていたとは考えられず、申立人についても、同協会が脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が申立期間①及び②の間に勤務したB協会の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

しかしながら、B協会に係る厚生年金保険被保険者期間については、同協会が申立期間②に係るA協会の前身の事業所である上、申立期間①及び②と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、未請求期間として存在すること、また、A協会の女性被保険者で、オンライン記録において脱退手当金の支給記録がある者については、申立人を除く全員に同協会に係る上記被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを表す「脱」の表示が記されているにもかかわらず、申立人には当該被保険者名簿にその表示が無いことから、申立期間に係る脱退手当金の支給を行った社会保険事務所（当時）に

おける事務処理が適正に行われていたとは言い難い。

さらに、申立人が、A協会の前身の事業所であるB協会に係る被保険者期間の脱退手当金の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 1 日から 34 年 11 月 16 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 15 日から 39 年 1 月 26 日まで

平成 22 年に、ねんきん定期便を見て脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人に対する脱退手当金の支給について、申立人が申立期間①と②の間に勤務した2事業所の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

そして、申立期間②の直前で未請求期間となっているA社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の欄には、申立人が申立期間②で勤務したB社に在勤中の昭和 36 年 11 月 15 日に、被保険者番号の重複取消がなされた記録があり、これは同社の事業主の届出によるものと考えられることから、申立人に係る脱退手当金を同社の事業主が代理請求した場合、A社に係る被保険者期間の請求を失念するとは考え難いことから、B社の事業主が申立人に係る脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、申立人が、脱退手当金の支給決定日以前の4回の厚生年金保険被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間と当該2回の未請求期間における厚生年金保険被保険者記号番号は同一の記号番号で管理されている上、申立人が当該未請求期間に勤務したC社及びA社を管轄する社会保険事務所(当時)は、申立期間②に係るB社を管轄する社会保険事務所と同一であることから、当該未請求期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る



脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 25 日から 34 年 2 月 21 日まで  
② 昭和 35 年 2 月 29 日から 39 年 6 月 15 日まで

平成 19 年 1 月頃、年金の裁定請求時に脱退手当金の支給記録があることを知った。そのときは納得できなかったが、社会保険事務所（当時）の職員から当該記録の訂正は難しい旨の説明を受けて諦めた。しかし、22 年 9 月に日本年金機構から送られてきたはがきを見て、再度年金事務所を訪れ、被保険者証を見せて職員に相談すると「これは脱退手当金を受給した印が無いから、年金としてもらえる。」と申立てを勧められた。脱退手当金を受け取った記憶が無いので、受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 40 年当時の社会保険事務所における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間②において発行された厚生年金保険被保険者証には、「脱」の表示が確認できないことから、申立人の意思に基づいて申立期間に係る脱退手当金が請求されたものとは考えられない。

また、脱退手当金を支給する場合には、異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間については、当該記号番号を統合する処理を行った上で支給することとなっていたところ、申立人に対する脱退手当金は、申立期間①及び②の 2 回の被保険者期間について支給決定されているにもかかわらず、申立期間①と②とは、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び事業所別被保険者名簿において、それぞれ異なる被保険者記号番号のまま管理されており、統合の処理がなされておらず、申立人に対する脱退手当金の支給に係る事務処理が適切に行われていなかったことがう

かがわれる。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が当該最初に被保険者となった期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 7 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 10 月 14 日から 41 年 10 月 11 日まで

平成 22 年 9 月に日本年金機構からの通知により、申立期間について脱退手当金の受給記録があることを知った。しかし、私は、脱退手当金については知らなかったし、受給した記憶も無い。脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 42 年 1 月 25 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間③に勤務していたA社の事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 41 年 10 月 11 日の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格がある 18 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 3 人に支給記録があるものの、申立人を除く二人は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年以上経過後に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②と③の間に申立人が勤務したB社に係る厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、申立期間③の前の 10 か月もの被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、未請求となっているB社に係る被保険者期間と申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、当該未請求期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、A社（現在は、B社）において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のC社D工場における資格取得日（昭和20年10月19日）及び資格喪失日（昭和21年4月1日）に係る記録を取り消し、申立人のA社における資格取得日を昭和20年10月19日、資格喪失日を21年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社E工場における資格取得日に係る記録を昭和21年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を420円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月19日から21年4月1日まで  
② 昭和21年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録に係る事業所名がC社D工場となっているので、事業所名をA社に訂正してほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間②に社内異動はあったが、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社から提出があった人事記録（従業員カード）及びA社における複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、当時、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人は、同社において、昭和20年10月19日に資格を取得し、21年4月1日に資格を喪失していることが

確認できる。

なお、申立人がC社D工場において厚生年金保険の被保険者となっていることについて、B社の担当者は、A社とC社D工場の当時の関係等は不明であるとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA社において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、C社D工場における資格取得日（昭和20年10月19日）及び資格喪失日（昭和21年4月1日）に係る記録を取り消し、申立人のA社における資格取得日を昭和20年10月19日、資格喪失日を21年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、150円とすることが妥当である。

申立期間②については、B社から提出があった人事記録（従業員カード）並びにA社及び同社E工場における複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、当時、同社に継続して勤務し（同社から同社E工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人に係る資格喪失日欄に「21. 4. 1 転勤」と記載されていること、同社E工場の元従業員は「私は、学校を卒業した直後の昭和21年4月1日に同社同工場に入社し、同日に申立人と同じ職場に配属されたが、申立人は既に当該職場で勤務していた。」旨供述していること及び申立人は「異動に当たっては、同年4月1日には同社同工場に出社したので、発令日はもっと前の日であったと思う。」旨供述していることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人に係るA社E工場における昭和21年5月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、420円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年10月1日から10年1月31日までの期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月1日から10年1月31日まで  
② 平成10年1月31日から同年2月1日まで  
③ 平成10年2月1日から11年8月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。また、同社には平成9年3月16日から10年2月1日まで営業店舗スーパーバイザーとして継続して勤務していたのに、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②を被保険者期間として認めてほしい。

また、B社（現在は、C社）に勤務した申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。平成10年2月1日付けで、当時、A社に勤務していた従業員全員がB社に移籍したが、両社は事業主が同一人物であり、移籍の際の、労働条件も同じであったはずなのに、同社移籍後の厚生年金保険の標準報酬月額が低額になっているのは納得できないため、申立期間③の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成9年10月から同年12月まで20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年1月31日）の後の10年2月27日付けで、9万8,000円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の元従業員は、「申立人は、当該期間当時、厚生年金保険関係事務及び経理事務に係る職務への関与や影響力が無い営業店舗スーパーバイザーであった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。



これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において上記訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は平成 10 年 1 月 15 日となっている上、同社の元従業員は、「同社において、申立人がいつまで勤務していたか覚えていない。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、A社の当時の代表者は、同社における申立人の申立期間②当時の人事資料等については、既に処分してしまったとしており、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、申立人も当該期間の給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

そこで、オンライン記録から、A社の複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間②において保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③については、C社は、申立期間③当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

一方、オンライン記録によると、当時、A社及びB社の両社に在籍し、平成 10 年 1 月 31 日にA社において被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日にB社において被保険者資格を取得した被保険者全員（申立人を除く 8 人）の両社移籍時に係る厚生年金保険の標準報酬月額の推移を確認したところ、いずれの者も標準報酬月額が申立人同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に行われた減額遡及訂正処理前の標準報酬月額と比べて、3割以上減額されていることが確認できる上、両社において、申立人と同職種の担当であった他の同僚と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であったという事情は見当たらない。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年12月1日から13年8月1日までの期間に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（24万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から13年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に支給を受けていた報酬月額に基づいて決定されておらず、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い。申立期間に係る給料明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成11年12月から13年7月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、11年12月から12年7月までは24万円と記録されていたところ、同年8月3日付けで、11年12月に遡って、随時改定が行われ、19万円に減額処理されていることが確認できる上、当該減額処理日に同社で厚生年金保険に加入していた76人のうち、申立人を含む25人についても、標準報酬月額が遡及して減額処理されていることが確認できる。

このことについて、A社の元事業主は、「当時は経営が悪化し、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）に出向いた際に、関係書類に代表者印を押した。申立期間当時の社会保険の手続きは、自分が担当していた。」旨供述している。また、同社の複数の元従業員は、「同社は、平成10年頃から経営が悪化し、12年頃からは、役職についていない社員やアルバイトにも給与の遅配が始まった。」旨供述している。

これらのことから判断すると、A社は上記標準報酬月額の遡及減額処理時において、厚生年金保険料の滞納があったと考えられる。

なお、商業登記簿謄本により、上記減額処理が行われた当時、申立人は、A社の役員ではなかったことが確認でき、また、申立人は、「同社で金属加工業務を担当していた。」旨供述し、同社の事業主及び複数の元従業員は、「申立人は金属加工業務を担当し、厚生年金保

險関係事務に関与する立場ではなかった。」旨供述していることから、当該標準報酬月額  
の減額処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 12 月から 12 年 7 月までの期間について同年 8  
月 3 日付けで行われた標準報酬月額の遡及減額処理に合理的な理由は無く、社会保険事務所  
における当該処理は、事実上即したものと認められないことから、当該期間に係る標準報  
酬月額については、事業主が 11 年 10 月に社会保険事務所に届け出た算定基礎届のとおり  
24 万円に訂正することが必要である。

また、上記遡及減額処理（平成 12 年 8 月 3 日付け）が行われた日以降の期間の標準報酬  
月額は、オンライン記録によると、平成 12 年 10 月の定時決定により 19 万円と記録されて  
いるが、当該定時決定に係る事務処理は、上記遡及減額処理が行われた同年 8 月 3 日の直後  
の同年 8 月 9 日に行われたことが確認できる上、申立人と同様、A社の他の 24 人の元従業  
員のオンライン記録においても、当該遡及減額処理の直後の同年 8 月 9 日に、減額された標  
準報酬月額で定時決定がなされていることが確認できる。

なお、申立人から提出のあった平成 11 年 12 月から 13 年 5 月までの給料明細書によると、  
24 万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 12 年 8 月から 13 年 7 月までの期間に係る標準  
報酬月額の記録については、有効な処理とは認められない上記遡及減額処理に連動してなさ  
れた処理の結果であると考えるのが相当であることから、当該期間に係る標準報酬月額こ  
いては、申立人のA社における当該遡及減額処理前の 12 年 7 月の社会保険事務所の記録か  
ら、24 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 8 月及び同年 9 月について、申立人から提出のあった  
未払賃金の立替払請求書及び確認通知書によると、申立人が未払賃金の立替払制度を利用し、  
同年 6 月から同年 9 月までの未払賃金を受領していることが確認できるところ、B事業団の  
担当者は、「当該制度において請求者に立替払される賃金は、退職手当として各種税金は原  
泉控除されるが、厚生年金保険料は控除されない。」旨供述している上、申立人を含む当該  
制度を利用し未払賃金を受領している複数の元従業員は、「受け取った未払賃金の中から、  
事業主に厚生年金保険料を渡していない。」旨供述している。

なお、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、平成 13 年 8  
月 20 日付けの同年 8 月の随時改定により 17 万円と記録されているところ、当該処理につ  
いて、12 年 8 月 3 日付けで行われた随時改定との直接的な関係をうかがわせる事情が見当  
たらず、社会保険事務所における処理が不合理であったとは言えないことから、有効な随  
時改定とは認められない減額処理に連動してなされたものであるとは考え難い。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が  
控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期  
間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控  
除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年9月1日から30年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を29年9月1日、資格喪失日に係る記録を30年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月頃から30年9月末頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にC社に出向していた期間はあったが、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の申立期間当時の具体的な供述から判断すると、申立人は、昭和29年4月頃から30年9月30日までの期間において、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記同僚の供述と申立人の記憶が一致することから、昭和29年6月から同年10月頃までC社に出向していたことが認められる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人が記憶していたC社に出向していた時の上司及び同僚二人は、A社が昭和29年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となったときから厚生年金保険の加入記録があることが確認できる上、同僚が記憶している当時の従業員数と同社が厚生年金保険の適用事業所となった頃の被保険者数の記録がほぼ一致していることから、同社は全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

加えて、申立人は、A社の経営状況が悪くなり、昭和30年9月末頃解雇された旨供述しており、上記名簿では、同時期に上司及び同僚二人が厚生年金保険の被保険者資格

を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 29 年 9 月 1 日から 30 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A 社における同僚の標準報酬月額から、4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B 社は、当時の事業主は既に死亡しており、当時の事情を確認できる資料も焼失しているため不明である旨回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 9 月から 30 年 9 月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 29 年 4 月頃から同年 9 月 1 日までの期間について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 9 月 1 日からであり、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B 社は、当時の事業主は死亡しており、当時のことを知る者がおらず、当時の事情を確認できる資料も焼失したため不明である旨回答しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 62 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 12 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年 6 月は 26 万円、同年 7 月は 56 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 5 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないの  
で、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における平成 19 年 5 月から同年 7 月までの標準報酬月額は、当初 56 万円と記録されていたところ、同社は同年 8 月 28 日付けで、12 万 6,000 円に訂正を行い、さらに、22 年 4 月 22 日付けで、申立期間の標準報酬月額に誤りがあるとして、62 万円に訂正を行っている。

しかし、平成 22 年 4 月 22 日付けで行われた申立期間の標準報酬月額の訂正については、時効により保険料を納付できず、記録のみが訂正され、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 12 万 6,000 円となっている。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 19 年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額については、A 社から提出のあった個人別年間支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額から、同年 6 月は 26 万円、同年 7 月は 56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、平成 19 年 5 月及び同年 8 月から 20 年 2 月までの標準報酬月額については、上記個人別年間支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 東京厚生年金 事案 19898

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成7年1月から同年9月までは47万円、同年10月から8年9月までは50万円、同年10月から10年3月までは47万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から10年4月1日まで  
A社の営業担当取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から同年9月までは47万円、同年10月から8年9月までは50万円、同年10月から10年3月までは47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月1日より後の同年5月8日付けで、9万2,000円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、A社が加入していたB健康保険組合からの回答によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、上記遡及減額訂正前のオンライン記録と一致している。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記遡及減額訂正が行われた時期において、同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、A社の元従業員は、「社会保険手続関係事務は、社長、常務と一般事務員の3人で行っていた。」と供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及減額訂正に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年1月から同年9月までは47万円、同年10月から8年9月までは50万円、同年10月から10年3月までは47万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年10月1日から13年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年10月から11年12月までは32万円、12年1月は30万円、同年2月から13年7月まで及び同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から13年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年10月から11年5月まで、同年7月から12年11月まで及び13年1月から同年7月までについて、申立人から提出のあった当該期間の給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成9年10月から11年5月まで及び同年7月から

同年12月までは32万円、12年1月は30万円、同年2月から同年11月まで及び13年1月から同年7月までは32万円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、平成11年6月、12年12月及び13年9月について、申立人は、給料支払明細書を保有していないが、当該期間の前後の給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断して、当該期間においても同額の保険料が控除されていたものと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、当該期間の前後の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額がほぼ全ての期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年8月については、申立人から提出のあった給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成13年10月については、オンライン記録によると、同年10月の定時決定で標準報酬月額は26万円とされているところ、申立人は、同年10月に係る給料支払明細書を保有していない。

しかし、平成13年10月の前後の給料支払明細書から判断すると、申立人は、標準報酬月額26万円に基づく保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、平成13年8月及び同年10月については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 1 日から 3 年 2 月 27 日まで

A 社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。調査の上、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 3 年 2 月 27 日より後の同年 3 月 29 日付けで、遡って 11 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A 社に係る閉鎖登記簿謄本では、申立人は申立期間に代表取締役であるものの、平成 3 年 2 月 \* 日に地方裁判所から破産宣告を受け、上記減額訂正時には破産管財人が選出されていることが確認できる。

また、当該破産管財人は、A 社に係る資料は残されていないものの、破産宣告直後に同社の実印を預かっていることから、代表取締役が実印を使用することはできない旨供述しており、破産手続開始後は、同社の財産の管理処分権は破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人は上記減額訂正処理に関与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該処理を遡って行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 5 月 31 日まで  
② 昭和 40 年 5 月 26 日から 41 年 3 月 27 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。しかし、脱退手当金の支給申請をした記憶は無く、受給もしていないので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間②に勤務したA社退社後3か月を経過した昭和41年7月11日に支給決定されており、この支給に関しては、年金事務所にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「脱退手当金支給調書（会計決裁文書）」等が保存されている。

しかしながら、当該裁定請求書の請求者の氏名、住所等は、申立人の筆跡と相違しているところ、当該裁定請求書に添付されているA社作成の「失業保険被保険者離職証明書（事業主控）」の筆跡と一致しているものと認められることから、同社担当者が記載したものと考えられる上、記載されている住所については、申立人の戸籍の附票から確認できる転居先であるB県ではなく、同社の所在地となっていることから、申立人の意思に基づき当該裁定請求書が作成されたものとは考え難い。

また、当該裁定請求書の「初めて被保険者として使用された事業所」及び「公的年金制度の名称」欄には、何も記載されていないが、申立人が請求したとすれば、A社よりも長い申立期間①のC社に係る被保険者期間の記載を失念するとは考えられず、この点からも、申立人の意思に基づいて請求されたものとは考え難い。

しかも、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時、当該脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

さらに、当該裁定請求書には、脱退手当金の支給送金先としてA社の所在地地域の郵便局名が記載されているところ、年金事務所では、「裁定請求書の請求者宛に支払通知書を送付し、請求者はその支払通知書を持参して現金を受け取ることとなり、勝手に会社の従業員が受け取れない。」と供述していることから、同社が現金を受け取り、申立人に支払をしたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 16 日まで  
② 昭和 36 年 5 月 1 日から 40 年 10 月 6 日まで

日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、自分に申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 40 年当時の社会保険事務所（当時）における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間①において発行された厚生年金保険被保険者証には、「脱」の表示が確認できないことから、申立人の意思に基づいて申立期間に係る脱退手当金が請求されたものとは考えられない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①及び②の間の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、4 回の被保険者期間のうち、2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間と未請求となっている 2 回の被保険者期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、当該未請求期間が存在することは事務処理上不自然である。

加えて、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と相違しており、その理由は明らかでない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 21 日から 40 年 7 月 21 日まで  
ねんきん特別便には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたこととされているが、受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 10 か月経過後の昭和 42 年 5 月 31 日に支給決定されたこととなっている上、事業主が当時は、代理請求を行っていなかったとしていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の後で、脱退手当金が支給されたとする日の直前の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、申立期間に係る被保険者期間のみを請求し、脱退手当金の支給日より近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間と未請求となっている申立期間の後の被保険者期間については、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、当該未請求期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 46 年 10 月 30 日まで  
日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、脱退手当金の支給記録があることを知り、脱退手当金を受給した記憶は無いので、驚いて申立てをした。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 10 月 30 日の前後の各 5 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たすのは申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前にある最初に勤務した事業所及び次に勤務した事業所を含む 2 回の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、3 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を含む 2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿の申立人の欄及び申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金支給決定日である昭和 47 年 4 月 19 日より約 1 年前の 46 年 4 月 \* 日に婚姻し、改姓していることから、仮に、申立人が当該請求をしたとすれば、改姓後の姓により行ったものと考えられるため、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月6日から5年3月31日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年3月31日より後の同年6月3日付けで、4年10月の定時決定の記録が取り消され、資格取得時の同年3月に遡って8万6,000円に減額訂正されており、同社の代表取締役についても、標準報酬月額が同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間及び上記訂正処理日において取締役であったことが確認できる。

しかし、B社及びA社の元事業主からは回答を得られないところ、同社の元従業員の一人は、申立人は営業担当及び現場監督として勤務し、社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述していることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和23年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月15日から同年7月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B工場から同社本社に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和23年5月15日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和23年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格取得日を昭和23年7月25日として届け出たことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（後に、A社B支社）における資格取得日に係る記録を昭和36年11月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月24日から37年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社から同社B支店に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年11月24日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格取得日を昭和37年2月1日として届け出たことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る36年11月から37年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年8月2日から21年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額を、16年8月から20年8月までは53万円、同年9月から21年1月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年2月1日から23年4月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月まで、21年4月から同年6月まで及び22年4月から同年6月までは、標準報酬月額53万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月2日から23年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い記録とされている。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしてい

る。

したがって、申立期間のうち、平成16年8月2日から21年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を適用し、同年2月1日から23年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立人は、申立期間のうち、平成16年8月2日から21年2月1日までの期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及びA社が保管している賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成16年8月から20年8月までは53万円、同年9月から21年1月までは50万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成21年2月1日から23年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、38万円と記録されている。

しかし、上記の給与明細書及び賃金台帳によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月まで、21年4月から同年6月まで及び22年4月から同年6月までは標準報酬月額53万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成6年10月は53万円、同年11月から8年11月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年12月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年10月は53万円、同年11月から8年11月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月20日付けで、6年10月に遡って、同年10月から7年9月までは8万円、同年10月から8年11月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できる。

しかし、上記閉鎖登記簿謄本等により、当時、取締役であったことが確認できる者は、申立人は社会保険事務には関わっておらず、権限を有していなかった旨供述している。

また、上記閉鎖登記簿謄本等により、当時、代表取締役であったことが確認できる者は、上記標準報酬月額の遡及減額訂正処理について、自身の一存で社会保険事務所に対して届出を行い、また、当該処理については、申立人を含む他の取締役には説明しなかった旨供述している。

これらのことから、申立人は、当該処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは

認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年10月は53万円、同年11月から8年11月までは59万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を、平成4年5月から5年9月までは22万円、同年10月から6年9月までは28万円、同年10月から7年9月までは30万円、同年10月から9年6月までは32万円、同年7月から10年8月までは38万円、同年9月から14年1月までは44万円、同年2月から同年8月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月6日から14年9月30日まで  
② 平成14年9月30日から16年10月21日まで  
③ 平成16年10月21日から18年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び③の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。同社に勤務していた期間の給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間①及び③の厚生年金保険の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間②も継続して勤務しており、同社に勤務していた期間の給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年5月から5年9月までは22万円、同年10月から6年9月までは28万円、同年10月から7年9月までは30万円、同年10月から9年6月までは32万円、同年7月から10年8月までは38万円、同年9月から14年1月までは44万円、同年2月から同年8月までは53万円と記録されていたところ、申立人が同社で被保険者資格を喪失した日（平成14年9月30日）の後の同年10月7日付けで遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において、申立人のほか5人についても平成14年10月7日付けで標準

報酬月額が申立人と同様に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、滞納処分票によると、A社は、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は申立期間①及び上記減額訂正処理日において取締役等ではないことが確認できるところ、同社の取締役及び複数の同僚は、申立人は営業次長をしており、社会保険の届出事務に関与していなかったとしていることから、申立人は当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年5月から5年9月までは22万円、同年10月から6年9月までは28万円、同年10月から7年9月までは30万円、同年10月から9年6月までは32万円、同年7月から10年8月までは38万円、同年9月から14年1月までは44万円、同年2月から同年8月までは53万円に訂正することが必要である。

2 雇用保険の記録及び同僚等の供述により、申立人が申立期間②について、A社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該期間以前にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員等が、申立人と同日に被保険者資格を喪失している上、当該期間に加入記録のある従業員等で、申立人と同一職種の者は確認できない。

また、A社の代表取締役は申立人と同日に被保険者資格を喪失し、申立人と同日に被保険者資格を再取得しており、申立人と同一の期間に被保険者記録の欠落が認められる。

さらに、申立人がA社に入社した平成4年の給与所得の源泉徴収票により、同社の保険料控除方法は当月控除であったことがうかがえるところ、14年及び16年の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、14年から16年までの期間の申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した社会保険料額とおおむね符合している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立人は、申立期間③の標準報酬月額の違いについて申し立てている。

しかしながら、A社の代表取締役、当時の経理担当者及び同僚に申立人の当該期間における標準報酬月額等について照会したところ、回答を得られない。

また、上記の平成16年の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、同年10月から同年12月までのオンライン記録の標準報酬月額により算出した社会保険料額とおおむね符合していることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人の申立期間③の標準報酬月額に、遡って訂正されている等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年7月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月6日から49年4月23日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には昭和48年7月から海外事業部員として継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに複数の同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人は、A社に昭和48年7月6日から海外事業部員として継続して勤務していたことが推認できる。

また、当時の経理担当者は、「A社の業態は主に不動産販売で、不動産部に勤務していた従業員は給与が歩合制なので、社会保険の加入は担当部長が判断していたが、それ以外の従業員は固定給なので、正社員になると社会保険に加入し厚生年金保険料も控除されていたと思う。」旨供述しているところ、申立人と支店は異なるが、同じ海外事業部で勤務した同僚は、「自分は入社月から厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていた。」旨供述している。

さらに、申立人の上司（当時、代表取締役専務）は、「資料は保存されていないが、申立人の申立内容に間違いはないと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 23 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格取得日に係る記録を同年 2 月 1 日、資格喪失日に係る記録を同年 5 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を 500 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 9 月 1 日から 23 年 5 月 1 日まで

A 社に勤務した申立期間の加入記録が無い。C 社から A 社への勤務を命ぜられ、申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 23 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、A 社で勤務した従業員及び申立人の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社で勤務していたことが推認できる。

また、上記従業員は、「A 社の従業員は全員が正社員であり、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」旨供述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人及び上記従業員が記憶する同僚 6 人については、いずれも厚生年金保険の被保険者記録を確認することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の C 社における昭和 22 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、500 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は当時の資料を保管しておらず不明としているが、上記被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠

番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 23 年 2 月から同年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和 22 年 9 月 1 日から 23 年 2 月 1 日までの期間については、上記従業員、C 社で勤務した従業員及び申立人の供述から判断すると、申立人は、当該期間において A 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A 社は昭和 23 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては、適用事業所としての記録は無い。

また、上記 A 社で勤務した従業員及び申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していないとしている。

なお、上述のとおり、B 社は当時の資料を保管していないため、当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月31日から同年2月1日まで

B社（現在は、C社）又はA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時にB社の建築工事部門が分社化し、A社が設立されたが、実態は同一であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社における申立期間当時の社会保険事務担当者の供述及び同僚から提出された給料支払明細書から判断すると、申立人は、B社及び同社の建築工事部門が分社化したA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記同僚から提出された昭和61年11月分給料支払明細書にA社の記載があること及び雇用保険の加入記録から、62年1月31日とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和62年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。しかし、同社に係る商業登記簿謄本では、同社は61年10月3日に設立されていることが確認でき、7名の従業員が継続して勤務していたことが推認できることから、申立期間に当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年2月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。



なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間におけるA社の事業主は、病気のため連絡が取れず、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、同社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年4月1日から12年10月1日までの期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、8年4月から10年9月までは59万円、同年10月から12年9月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から12年1月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の標準報酬月額（20万円）を59万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成12年10月1日から13年1月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から13年1月1日まで

A協会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成8年4月から12年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA協会における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、8年4月から10年2月までは59万円と記録されていたところ、同年3月26日付けで遡って20万円に減額訂正されている上、9年11月から11年8月までは20万円と記録さ

れていたところ、同年9月3日付けで遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほかに4人の従業員について、申立人と同様に遡及減額訂正が行われていることが確認できる。

また、A協会の申立期間当時の理事長は所在不明であり、同協会の経営状況について確認することはできないが、同協会の理事及び複数の従業員は、「申立期間当時のA協会の経営状態は、給与遅配や不払があり、かなり悪化していた。」旨回答しており、申立人自身も、「社会保険料の滞納は何百万円もあった。」と供述していることから、同協会は申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

さらに、申立人は総務経理の実務担当者であったが、「保険料の滞納については理事長が対応し、減額訂正のことは知らなかった。金銭の決済や業務の一切の権限は無かったので、代表者印は理事長が押していた。」と供述しているところ、上記理事は、「申立人は総務経理の担当者で事務局長だったが、決裁や決定権は理事長に集約されていたため、理事長の下で社会保険事務の書類を届けたのではないか。申立人は責任者と言える立場ではなかった。代表者印は理事長が管理し、押していた。」旨供述している。

加えて、理事長秘書は、「申立人は事務処理担当であり、理事長が人事・労務・業務の全ての事項を詳細に決定し、理事長自身の考えで実行していた。職員は決定したことを伝えられて実行するのみだった。」と回答していることから、申立人は当該標準報酬月額減額訂正処理に関与していないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成10年3月26日付け及び11年9月3日付けで行われた上記遡及訂正処理は、事実上即したものとは考え難く、社会保険事務所において減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の8年4月から12年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、8年4月から10年9月までは59万円、同年10月から12年9月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、オンライン記録によると、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成12年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成10年10月から11年12月までの期間については、申立人は、標準報酬月額は59万円であった旨主張しているところ、申立人から提出のあった10年分及び11年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料により59万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。
- 3 申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までの期間については、申立人から提出のあった同年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料により20万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認

められることから、当該期間の標準報酬月額を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年4月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月27日から同年5月27日まで

A社に入社した後、昭和43年4月27日にA社C支店へ異動しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務しており、職員カードを提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社の職員カード、B社から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和43年4月27日にA社D部から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年5月14日、資格喪失日に係る記録を同年6月29日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月14日から同年6月29日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社でC所の販売員として勤務しており、当時入寮していた寮宛の郵便物を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が当時入寮していた寮宛に届いた郵便物に記載された所在地から判断すると、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、A社において、昭和44年1月に中途採用として入社し、C所のコック又はウェイターとして勤務していた二人の従業員から提出された給与明細書によると、同年2月より厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社の元給与担当者は、「保険料は翌月控除であった。社会保険の取扱いは、担当でないので分からないが、中途採用者の場合は、試行期間が2か月あった後、正社員になるというのが基本的な取扱いであった。当時の社会保険担当者は不明である。」旨供述しているところ、上記中途採用者の二人の従業員の給与明細書によれば、入社後に翌月の給与から入社月の厚生年金保険料の控除がされていることから、昭和44年5月に中途採用者として同社に入社して新幹線の車内販売に従事していた申立人についても、同様の取扱いが行われていたことがうかがえる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和44年1月に中途採用者として入社したとする上記二人は、同年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し

ている。しかし、年度は不明であるが、1月23日に資格取得日の訂正が行われていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によれば、当初、昭和44年7月1日に資格を取得し、その後、1か月から6か月の期間を遡って資格取得日を訂正されている者が62人いることから判断すると、A社に係る資格取得の手続については、入社して数か月後にまとめて届出された後、入社月や社会保険料控除月に合わせて遡及して取得日を訂正されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ職種の者で同年齢である同僚8人の被保険者資格取得時の標準報酬月額の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立期間の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後、喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年9月1日まで  
A社（厚生年金保険は、親会社のB社において加入している。）に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっている。そのため、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のB社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月30日の後の8年1月26日付けで、5年12月に遡って15万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、遡及訂正処理日において、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の事業主及び同僚は、「社会保険関係は、親会社のB社が行っており、申立人は、社会保険の届出事務に関与していなかった。」旨供述している上、B社に係る商業登記簿謄本では、申立人は遡及訂正処理日において同社の役員になっていないことが確認できることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与しているとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円に訂正することが必要である。



## 東京厚生年金 事案 19931

### 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は平成10年5月21日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から同年5月21日まで  
A社に入社以来、現在も継続して勤務している。申立期間に転勤はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった従業員台帳及び雇用保険の加入記録によると、申立人が同社において昭和55年4月1日から、現在も継続して勤務していることが確認できる。

また、A社は、「申立人の当社B工場から本社への辞令の発令日は平成10年4月1日付けであるが、実際の異動日は同年5月21日である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成10年5月21日に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から6年6月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、申立人が資格を喪失し、かつ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年6月30日）の後の平成6年7月27日付けで、4年6月に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は当該訂正処理日に同社の取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「自分は開発担当であり、社会保険手続については分からない。」旨供述している。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に資格を喪失している被保険者27人のうち、所在が判明した19人に照会したところ、9人から回答があり、そのうち6人は、「申立人は技術職で、社会保険手続には関与していなかった。」旨回答していることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年7月1日まで  
A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与月額より低くなっている。給与支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、平成8年6月26日付けで、遡及して7年4月から同年6月までは9万8,000円、同年7月から8年6月までは9万2,000円に減額訂正されている上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで遡及して減額訂正された者がほかに4人確認できる。

一方、A社の事業主は、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から標準報酬月額を引き下げるよう指導されたと供述しており、経理担当者は、「経営が苦しく社会保険料の未払が続く、社会保険事務所に呼び出され、何度も出向いた。話し合い等をしたが社会保険事務所の方から、報酬を下げて支払をするようにと書類を書かされた。」と供述している。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間に取締役であったことが確認できる。しかし、申立人の妻は、「申立人はエンジニアであった。」と供述しているところ、同社の事業主は、「申立人は技術担当の取締役で経理や社会保険に関わっていなかった。」と供述している。さらに、経理担当者は、「申立人は兼務役員の技術者で経理や社会保険を担当していなかった。」としており、ほかの従業員二人も同様の

供述をしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 10 年 5 月 21 日まで  
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与より低く記録されている。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたものが、平成 10 年 3 月 12 日付けで、遡って 9 万 2,000 円に減額訂正する処理が行われている上、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている者が 8 人確認できる。

また、A 社に係る滞納処分票によると、同社は、申立期間当時、社会保険料の滞納があり、同社の総務部長が再三、社会保険事務所を訪れて滞納額の処理について相談していることが確認できる。当該上記総務部長は、「当社は当時業績が悪く、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の職員と相談して、社長と私だけで決め、遡って標準報酬月額を減額した。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和21年7月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年7月から22年2月までは210円、同年3月から同年12月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月23日から23年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち加入期間が確認できない期間があるとの回答を受け取った。ずっと同社で勤務してきたので、入営していた期間以外は厚生年金保険に加入していたはずである。よく調査をして記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の供述、B社が保管する人事記録及び同社が加入している健康保険組合が保管する資料等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和21年7月23日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和21年6月及び同社D工場における23年1月の社会保険事務所（当時）の記録並びに同社同工場における当時の従業員の標準報酬月額が22年3月に一律600円となっていることから、21年7月から22年2月までは210円、同年3月から同年12月までは600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無い

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月10日から38年4月1日まで  
② 昭和40年8月18日から46年2月28日まで

平成22年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金保険加入記録のお知らせ(はがき)が送られてきたので照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。しかし、私は、申立期間について脱退手当金を受給した記憶は無いので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定されたとされる昭和46年当時の社会保険事務所(当時)における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間①において発行された厚生年金保険被保険者証には、「脱」の表示が確認できないことから、申立人の意思により申立期間に係る脱退手当金が請求されたものとは考えられない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前にある最初の被保険者期間及びその後の2回の被保険者期間並びに申立期間①及び②の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、脱退手当金支給決定前の5回の被保険者期間のうち、最初に勤務した事業所に係る被保険者期間を含む3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円、同年4月から同年12月までは41万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から8年1月1日まで  
② 平成8年4月1日から9年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額と比較して低く記録されている。申立期間①及び②に係る給与支給明細書を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円、同年4月から同年9月まで及び同年10月の定時決定は41万円と記録されていたところ、同年10月19日付けで、遡って5年10月から6年10月までは8万円、同年11月から7年9月まで及び同年10月の定時決定は9万2,000円に減額訂正処理され、8年1月の随時改定まで継続していることが確認できる。また、申立人と同様に標準報酬月額を遡って減額訂正処理されている者が、他に事業主一人を含み5人確認できる。

また、A社の事業主は、社会保険料の滞納があったので、社会保険事務所に保険料

の分割払を相談し、経営が苦しい時期に当時の役員及び幹部について標準報酬月額  
の引下げをした記憶があるが、その時期については分からない旨供述している。

さらに、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている5人のうち、事業主及  
び死亡者を除く3人に照会したところ、回答した二人は、自身の給与額と標準報酬月  
額の差異について覚えていないとしているものの、うち一人は給料の減額はなかった  
と供述している。

なお、商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間①のうち一部の期間及び上記訂正  
処理日において、A社の取締役であったことが確認できるが、同社の事業主は、申立  
人の同社における業務は製作担当であり、社会保険の事務は行っていなかった旨供述  
し、複数の従業員も申立人は製作の担当であった旨供述していることから、申立人が  
当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成7年10月19日付け  
で行われた上記遡及訂正処理は事実即したものと認め難く、当該処理を行う合理的  
な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂  
正処理の結果として記録されている申立人の5年10月から7年12月までの期間に係  
る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年10月から6年10  
月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円、同年4月から同年12月ま  
では41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、申立人から提出された給与支給明細書から、厚生年金保険  
料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より  
高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標  
準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、  
事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに  
見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い  
方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確  
認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、  
保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記給与支給明細書において  
確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一  
致していないことから、事業主は、上記給与支給明細書において確認できる保険料控  
除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報  
酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を  
納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年4月20日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「賞与支給控除一覧表」において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件9件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
19947	女		昭和55年生		8万 7,000円
19948	男		昭和49年生		12万 8,000円
19949	女		昭和27年生		6万 4,000円
19950	女		昭和54年生		7万 5,000円
19951	男		昭和51年生		3万 円
19952	女		昭和51年生		4万 9,000円
19953	女		昭和54年生		2万 9,000円
19954	女		昭和52年生		6万 7,000円
19955	女		昭和39年生		58万 6,000円

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 40 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、41 年 11 月 1 日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万 6,000 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで

申立期間に勤務していたA社における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録について、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、資格取得日が昭和 40 年 5 月 1 日と記載されているとともに、標準報酬月額の定時決定について、41 年 10 月まで記載されているものの、資格喪失日については記載されておらず、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できることから、社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険の記録の管理が十分に行われていなかったものと認められる。

このように、資格喪失日が、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄に記載されていないことについて、日本年金機構は、事業主による資格喪失届の提出漏れは考え難いため、事業主により提出された資格喪失届における資格喪失日を当該被保険者名簿に転記することを失念したものと思われるとしている。

また、資格喪失日について、申立人は、昭和 41 年 11 月 1 日であると申し立てしているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には同年 10 月の定時決定の記録があること及び申立人の同社退職時の状況説明等から、申立人の同社における被保険者資格喪失日は、同年 11 月 1 日であると認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA

社における資格取得日は昭和 40 年 5 月 1 日、資格喪失日は 41 年 11 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 45 年 8 月 10 日まで  
平成 22 年 3 月頃、A年金事務所で年金記録の照会をした際、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給記録は、オンライン記録上、支給対象期間を昭和 40 年 5 月 1 日から 45 年 8 月 10 日までの 62 か月として、また、支給金額を 2 万 6,759 円として、同年 9 月 18 日に支給決定されている。

一方、申立人に係る脱退手当金の支給決定日前の厚生年金保険被保険者記録は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、①B社に勤務した昭和 42 年 1 月 18 日から同年 9 月 21 日までの期間、②C社に勤務した 43 年 1 月 5 日から 44 年 2 月 1 日までの期間及び③D社に勤務した同年 1 月 13 日から 45 年 8 月 10 日までの期間の記録があるほか、C社に勤務した期間については、これらの期間の前において、40 年 5 月 1 日に資格取得した記録があるものの、資格喪失の記録が無い被保険者期間が存在する。

また、これら健康保険厚生年金保険被保険者名簿上に記録がある被保険者期間に対応するオンライン記録について、上記①、②及び③の期間については存在するが、C社において昭和 40 年 5 月 1 日に資格取得した被保険者記録が無い。

このため、申立人には、上記①と②の間の昭和 42 年 9 月 21 日から 43 年 1 月 5 日までの被保険者記録が無いほか、40 年 5 月 1 日に資格取得したC社における被保険者としての期間の特定ができないところ、上記のように、これら被保険者記録の無い期間を含めて脱退手当金の支給記録があり、また、当該支給記録に係るオンライン記録は、支給対象期間を 62 か月としているが、同年 5 月 1 日から 45 年 8 月 10 日までの被保険者

期間は 63 か月の誤りであることから、申立人に対する脱退手当金の支給に係る事務が的確に行われていなかったものと認められる。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿において申立人が昭和 40 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録については、上記のとおり、資格喪失日の記載が無く、オンライン記録にも当該記録が無いことから、被保険者期間を特定できず、申立人に係る被保険者記録の管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 17 日から 39 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 11 月 21 日から 42 年 1 月 21 日まで

平成 15 年頃、社会保険事務所（当時）で支給される年金額を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 8 か月後の昭和 43 年 10 月 1 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が申立期間①において勤務した A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立期間②において勤務した B 社 C 支店に係る事業所別被保険者名簿及び申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における申立人の氏名は、旧姓のままであることから、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、同社同支店の退職後であって、脱退手当金支給決定日の約 19 か月前の昭和 42 年 2 月 \* 日に婚姻し、改姓しており、申立人が旧姓で申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間①より前の最初に厚生年金保険被保険者となった D 社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該最初に被保険者となった期間を申立人が失念するとは考え難い。

加えて、B 社 C 支店における女性被保険者で、オンライン記録において脱退手当金の

支給記録のある者については、申立人を除く全員に同社に係る事業所別被保険者名簿に脱退手当金を支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているにもかかわらず、申立人には当該被保険者名簿にその表示が無いことから、申立人に対する脱退手当金の支給に係る事務処理が適正に行われていたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年9月までの期間、11年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年4月から同年9月まで  
② 平成11年7月及び同年8月

私は、平成11年9月に就職した後、国民年金保険料の未納のお知らせが届いたので、翌年の夏のボーナス時期に納付可能な期間の保険料を遡って一括納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、夏のボーナス支給時期の平成12年6月頃、未納期間に係る納付書を3枚所持しており、そのうち、申立人が現在も所持する9年11月から10年3月までの期間に係る納付書1枚については、定められた納付期限（12年1月5日）を経過していたため、保険料を納付することができず、申立期間①及び②に係る2枚の納付書については保険料を遡って一括納付したと説明しているが、申立人が納付したとする12年6月時点では、申立期間①のうち10年4月分の保険料は時効により納付することはできないほか、申立期間②に係る過年度納付書が13年6月7日に作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点まで申立期間②の保険料は未納となっていたものと考えられ、申立人は、未納保険料を遡って納付したのは1回のみで、当該納付書作成時期に申立期間②の保険料を納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の保険料合計額は約10万円と説明しているが、申立人が当該納付したとする平成12年6月時点では、上記のとおり、申立期間②の保険料は未納であったと考えられることから、当該時点で申立期間①のうち納付可能であった10年5月から同年9月までの保険料のみを納付したとする場合の保険料額は6万

6,500円となり、過年度納付書が作成された13年6月時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができず、当該時点で申立期間②の保険料のみを納付したとする場合の保険料額は2万6,600円となり、いずれの場合も、申立人が納付したとする保険料額と大きく相違していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年11月から3年3月まで  
私の母は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続をし、学生であった期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、申立人が20歳になったときに加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成3年7月に払い出されている。

また、申立人の母親は、加入手続後は毎月保険料を納付したとしているが、申立期間直後の平成3年4月から同年8月までの期間の保険料を5年5月25日に過年度納付し、その後の3年9月から厚生年金保険被保険者資格を取得する前の5年3月までの期間の保険料を毎月現年度納付していることがオンライン記録で確認でき、保険料の納付状況に関する記憶は曖昧であるほか、当該過年度納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から56年1月までの期間及び同年3月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から56年1月まで  
② 昭和56年3月から62年6月まで

私の父は、私が会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、申立人が20年1月1日に基礎年金番号により国民年金被保険者資格を取得し、同年2月4日に、申立期間①の昭和49年5月16日及び56年2月1日の資格取得及び喪失と申立期間②の56年3月5日及び62年7月1日の資格取得及び喪失が記録追加されていることがオンライン記録から確認でき、当該記録整備時点までは申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、当該記録整備時点では時効により申立期間の保険料を納付することはできないこと、申立人は、厚生年金保険被保険者証が添付された年金手帳と厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳の2冊を所持しているが、ほかに手帳を所持した記憶は無いと説明していることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から47年3月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまでの私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和47年9月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち45年6月以前の期間の保険料は時効により納付することができない期間であること、上記払出時点で申立期間のうち同年7月以降の期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人と同じく父親が加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の姉の手帳記号番号は46年10月頃に払い出され、47年4月から保険料の納付を開始しており、手帳記号番号払出当時にお過年度納付はされていないこと、申立人は父親からもらったとする上記手帳記号番号が記載された年金手帳を所持し、当該手帳以外に父親から別の手帳をもらったことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年8月まで

私は、大学に編入した時に国民年金保険料を納付することが困難であったので、平成7年5月に市役所で保険料の申請免除申請をした。申立期間の保険料が免除とされておらず、保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、平成7年4月に大学3年次に編入をした後に、住民票上の住所としていた実家に国民年金保険料の納付書が届き、保険料を納付することが困難であったため、同年5月に実家所在地の市で申立期間を含む平成7年度の保険料の免除申請申請を行ったとし、当該申請をした時期については当時実家が増築工事をしていたことを記憶しているので、上記の同年5月と思うと説明しているが、申立人の免除記録をみると、7年度においては、7年10月5日に免除申請を行い、同年9月から8年3月までの期間の保険料について同年11月15日に処理が行われ、8年度及び9年度においては、当該各年度の保険料についていずれも4月に免除申請を行い、7月に処理が行われていることが確認でき、これらの免除申請日、保険料免除の対象となる期間及び申請処理日について特に不自然、不合理な点は認められない。

また、実家所在地の市の平成11年9月3日現在で作成された国民年金被保険者名簿（申立人は11年4月1日に被保険者資格を喪失しており、平成10年度末までの納付状況等が記載されている。）でも、保険料免除期間は7年9月から10年3月までとされていること、申立人は、7年5月に市で免除申請を行う際に、所轄社会保険事務所（当時）で申請をするように言われ、出向いた同事務所では市で申請をするよう言われてたらい回しされたことを記憶していると説明しており、この当時、保険料の過年度納付に関しては、先に社会保険事務所で行うよう教示することがあり得ると考えられる



が、免除申請の事務処理はまず世帯の所得を把握している市で受け付けて進達処理されることから、免除申請手続において誤った窓口教示がなされたとは考えにくいことなど、申立人が申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から62年3月まで

私の父は、昭和59年頃に私の国民年金の加入手続を行い、加入時に2年分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付し、以後の保険料は定期的に納付してくれていた。申立期間のうち57年4月から59年3月までの期間が国民年金に未加入で未納とされ、59年4月から62年3月までの期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は昭和59年頃に父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、加入時に2年分の保険料を遡ってまとめて納付してくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年5月から同年6月頃までに払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、この払出し当時の元年6月に申立期間直後の2年分の保険料が過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、申立人は父親が保険料を遡ってまとめて納付したのは1回であると説明している。

さらに、申立人が所持する年金手帳の「初めて国民年金の被保険者となった日」は昭和59年4月1日と記載されており、申立期間のうち57年4月から59年3月までの期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立人の年金手帳を管理していたとする母親は申立期間当時に別の手帳を受け取った記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことを

うかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年6月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたかもしれない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、場所及び申立期間の保険料の納付場所、納付時期、納付頻度、納付額に関する記憶が無い。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成6年4月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間直後の4年7月及び同年8月の保険料は、6年8月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料の免除申請をしてくれたはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の免除申請に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の免除申請を行ったとする母親は、加入手続及び保険料の免除申請を行った時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年5月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は保険料の免除申請を行うことはできない期間であり、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月から58年3月まで  
② 昭和58年4月から同年9月まで

私の母は、市の職員に強く勧められ、学生だった私の国民年金の加入手続を行い、私が就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたとする母親は、申立人が20歳となった昭和55年頃に国民年金の加入手続を行い、自身の保険料と一緒に申立人の保険料も納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は60年8月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間①は国民年金の任意加入対象期間の未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であり、申立期間②のうち58年4月から同年6月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間当時に居住していた市が作成した国民年金被保険者名簿には、申立期間①の国民年金の加入期間及び申立期間②に係る保険料の納付記録も記載されていないほか、申立人及びその母親は、申立期間当時に年金手帳を所持していたか記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 2 月まで

私は、昭和 55 年 11 月の結婚を契機に転居し、転居先の市で転入手続と同時に国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和 55 年 11 月に転居し転居先の市で転入手続と同時に国民年金の再加入手続を行ったと説明しているが、申立人が所持する年金手帳には、婚姻による氏名の変更日、住所変更日及び国民年金の被保険者資格の再取得日はいずれも申立期間後の 56 年 3 月 7 日と記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び平成元年 4 月から 10 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで  
② 平成元年 4 月から 10 年 3 月まで

申立期間①については、当時の元夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間②については、私が当時の元夫の分と一緒に金融機関又は区役所で 2、3 か月ごとに保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立期間①当時の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする元夫から納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明であるほか、元夫は当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、元夫が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当該期間前に加入していた厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期及び場所に関する記憶が曖昧であるほか、当該期間後の平成 10 年 5 月の保険料は、12 年 6 月 27 日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。また、オンライン記録では当該期間後の 10 年 5 月、同年 7 月から同年 12 月までの期間、11 年 2 月及び同年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は、過年度納付されていることが確認できる一方、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする元夫のこれらの期間の保険料は現年度納付されていることが確認でき、申立人と当該期間当時の元夫の納付日は相違しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 11746(事案 3665 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 45 年 5 月までの期間及び平成元年 4 月から 2 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から 45 年 5 月まで  
② 平成元年 4 月から 2 年 10 月まで

私は、昭和 43 年頃、年金手帳を受け取り、区役所で印紙を購入し、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを憶えている。申立期間②については、元妻が金融機関又は区役所で 2、3 か月ごとに元妻自身と私の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及びその元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①(当初の申立期間は昭和 38 年 7 月から 49 年 12 月まで)については、申立人は国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間②については、納付したとする保険料の金額は当時の保険料額と相違しており、保険料を納付したとする申立人の元妻も自身の保険料が未納となっているなど、申立人及びその元妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は今回、新たな資料等を提出することなく、申立期間①について、国民年金の加入手続の時期の記憶は無いが、前回の当委員会からの通知に手帳記号番号の払出日が昭和 43 年 5 月と記載されていたために当該期間の始期を同年同月としたと説明しているが、この説明は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成元年 6 月まで  
私の母は、私が 20 歳になった昭和 60 年 \* 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、国民年金の加入手続の時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 3 年 8 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、母親は、申立人が現在所持している年金手帳は申立人の国民年金の加入手続をした際に受領したものであり、加入手続を行ったのは 1 回だけであると説明していることから、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年3月までの期間及び平成17年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から48年3月まで  
② 平成17年8月

私の父は、私が20歳になった昭和46年\*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①の国民年金保険料を両親と兄の分と一緒に集金人（徴収員）に納付していたはずである。また、私は、申立期間②に係る自身の保険料と妻の保険料と一緒に私の預金口座から口座振替により納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「私の父は、私が20歳になった昭和46年\*月頃に加入手続を行い、私の申立期間①の国民年金保険料を両親と兄の分と一緒に集金人に納付していたはずである。」と述べているものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、48年3月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①のうち、46年8月から47年3月までの期間の保険料は、過年度納付が可能であるが、申立期間①当時に申立人が居住していたA区の国民年金担当者は、「申立期間①当時、当区では徴収員は現年度分の保険料を徴収しており、過年度納付分の保険料は徴収していなかった。」と説明しており、当該期間の過年度保険料を徴収員が徴収することはできなかったものと考えられる。その上、申立人は、「父から、申立期間①の保険料を遡って納付したことや、まとめて納付したことを聞いた記憶は無い。」と述べている。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間①の保険料を納付してくれたとする申立人の父親から加入状況及び当該期間の保険料の納付状況を聴取できないため、当該納付状況等を確認する

ことはできない。

加えて、申立人の父親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の父親が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「申立期間②の保険料は、自身の保険料と妻の保険料と一緒に、自分の預金口座から振替により納付していた。」と主張している。しかし、保険料の口座振替の場合、当月分の保険料は翌月末に振替となるが、オンライン記録及び申立人の預金元帳によれば、申立期間②の保険料の振替月である 17 年 9 月末には、申立期間②の直前の申立人の同年 7 月の保険料及び申立人の妻の同年 8 月の保険料がそれぞれ振り替えられていること、同年 10 月末には、保険料の振替は無く、同年 11 月末には、申立人及びその妻の同年 9 月の保険料が振り替えられていることがそれぞれ確認でき、この 17 年 9 月末から同年 11 月末までの間、申立人の申立期間②の保険料は振り替えられておらず、申立期間②の保険料は預金残高不足により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、保険料の納付に係る記憶が曖昧であり、申立人の預金口座から申立人の保険料と共に保険料を口座振替していた申立人の妻は、「預金残高不足により納付できないことがあり、納付書が送付されてきたことがあったが、そのままにしていた。」と述べている。

なお、申立期間②は、平成 14 年 4 月以降の期間であり保険料の収納事務の国への一元化に伴い事務処理の電子化等が一層推進されていることから、記録の誤り等は考え難い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月及び同年3月

私は、平成9年3月にA区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際に、窓口の担当者から、「手続は問題なく終了した。未払のものも以後納付するものも無い。」と説明された。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所での国民年金への加入手続の際に、窓口の担当者から以後納付するものは無い旨の説明を受けたことにより、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないと主張している。しかし、A区役所の国民年金担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続と同時に保険料を収納することは行っておらず、後日送付する納付書により保険料を納付するよう対応していた。」と説明していることから、申立期間の保険料は、当該加入手続を行った際においては、納付されていないものと推認できる。また、申立人は、「申立期間に係る保険料の納付書が送られてきたことはなく、加入手続以降何もしていない。」と述べている。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、保険料の収納事務に係る電算化等の進展により、記録保管の信頼性は高いと考えられることから、当該期間において、記録漏れや記録誤りが発生するとは考え難い上、当該期間の納付記録が誤りであることをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間に係る保険料の納付方法、納付時期等の具体的な説明を得ることができないため、その納付状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月から同年12月まで

私の母は、私の国民年金保険料を毎月納付してくれていた。申立期間の保険料の督促状がきた記憶が無いのは、申立期間の保険料を払っているからだ。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、「国民年金保険料はコンビニで納付していた。金額の記憶はないが、お金を母に渡し、申立期間の保険料の納付は母に依頼していた。」と述べていたが、当方から、申立期間当時はコンビニで保険料を納付することはできない旨を説明したところ、申立人は、「郵便局か金融機関で納付した。」と前言を翻すなど、申立人の保険料の納付場所等の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成14年1月の保険料は、時効期限直前の16年2月に過年度納付されていることが確認でき、申立期間は、当該過年度納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、保険料の収納事務に係る電算化等の進展により、記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間において、記録漏れや記録誤りが発生するとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は納付金額の記憶は曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から同年 5 月まで  
私の父は、私が 20 歳の昭和 60 年頃に国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。  
また、申立期間に係る国民年金保険料は私が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が主張する 20 歳の昭和 60 年頃ではなく、平成 6 年 10 月から 11 月頃までに払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が印字された年金手帳を所持しており、当該年金手帳によれば、「国民年金の記録(1)」欄に、「昭和・平成」と印刷され、さらに、同欄に「資格取得日：平成 6 年 11 月 1 日、種別：3A」などと記載された電算出力の用紙が貼付されていることから、6 年 11 月 1 日以後に発行された手帳であることが確認できる。その上、申立人は、「現在所持する手帳以外に別の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「私の父は、私が 20 歳の昭和 60 年頃に国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。」と主張しているものの、申立人の国民年金の加入手続をしたとする父親は、「子供の国民年金の加入手続は行っていない。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から51年3月まで  
私の母は、私が20歳になった昭和50年\*月にA区B出張所で私の国民年金の加入  
手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が  
未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和53年3月頃に  
払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号により交付さ  
れた年金手帳を所持しており、「現在所持する手帳以外の手帳は所持したことはない。」と述べていることから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号  
番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立  
期間のうち、49年12月から50年12月までの期間は、当該手帳記号番号が払い出され  
た時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間は、保険料の過年度  
納付が可能であるが、申立人は、同年4月から53年3月までの期間の保険料を一括納  
付した領収証書を所持しており、申立期間直後の51年4月の保険料は、当該領収証書  
によれば、時効期限直前の53年6月に過年度納付されていることが確認できる。これ  
らのことから、申立期間は、当該過年度納付の時点においては、時効により保険料を納  
付することができない期間である。

加えて、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連  
資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の  
納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとす  
る母親から、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等を諸事情により聴取するこ  
とができないため、当該納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 60 年 12 月まで  
私は、昭和 58 年 6 月に婚姻し、それからしばらくした後に国民年金保険料の未納のお知らせと納付書が届いたため、申立期間の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立期間より後の昭和 62 年 11 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、国民年金の加入手続の記憶が曖昧で、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人に当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、54 年 1 月から 60 年 9 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、昭和 62 年 12 月 7 日に過年度納付書が作成されており、その上、申立期間直後の 61 年 1 月から 62 年 3 月までの期間の保険料は、時効期限直前の 63 年 2 月 18 日にまとめて過年度納付されていることが確認できる。これらのことから、申立人は、時効前の未納期間の保険料については一括で過年度納付することができたものの、申立期間の保険料については、当該過年度納付の時点において、時効により納付することができなかったものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び納付金額の記憶が曖昧である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月、12年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月  
② 平成12年7月及び同年8月

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、納付書により納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の当該期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録は、オンライン記録によれば、平成9年5月に追加されていることが確認できる。このことから、申立期間①は、当該記録が追加される前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間①は、当該記録が追加された時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、申立人の当該期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録は、オンライン記録によれば、平成15年3月に追加されていることが確認できる。このことから、申立期間②は、当該記録が追加される前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間②は、当該記録が追加された時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。その上、申立期間当時における加入手続の状況及び保険料の納付状況に関する当方からの電話及び文書による照会に対する申立人の協力が得られないことから、当時の納付状況等の詳細を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。



これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から17年3月まで  
私は、平成13年7月にA市に転居した直後に、A市役所で申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成13年7月にA市に転居した直後に、A市役所で申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行った。」と主張しているが、当該免除申請手続の時点において、申立人は、13年4月を始期、14年3月を終期とする全額免除の承認を受けていることから、申立期間の免除申請手続を行うことはできない。

また、申立人は、「申立期間の免除申請手続を中断したことはない。」と述べているものの、申請免除の承認期間は、従前は「4月から翌年3月までの1年間」であったが、平成14年4月から「7月から翌年6月の1年間」に変更になったことにより、申立人が主張するように、免除申請手続が継続されていたとすると、14年4月以降の申請免除承認期間の始期は、各年7月となるはずである。

さらに、オンライン記録によれば、平成12年2月から14年3月までの期間及び17年4月から22年6月までの期間は、申請免除の承認期間として記録されており、当該期間に係る免除申請も12年3月から21年7月の間に9回行われていることが確認できるものの、申立期間に係る免除申請日及び承認期間を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料に係る免除申請手続を行っていたことを示す関連資料が無い上、申立人は申立期間に係る免除申請手続の時期の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料の免除申請を行っていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの期間、58年2月及び同年3月の国民年金保険料について還付されていないものと認めることはできない。また、申立人の昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から55年3月まで  
② 昭和55年4月から同年9月まで  
③ 昭和58年2月及び同年3月

私は、申立期間の国民年金保険料について還付金を受け取った記憶は無く、申立期間②の保険料については、領収証書を所持している。申立期間の保険料が還付とされ、申立期間②が国民年金に未加入で、付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、還付整理簿及び還付・充当・死亡一時金等リストから、国民年金の被保険者資格を有しないことを理由に、納付された保険料の還付決議が昭和55年12月10日に行われていることが確認できる。当該還付理由については、申立期間①については、申立人は54年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、55年4月1日に同資格を喪失しており、当該期間は国民年金の被保険者とはなり得ないこと、申立期間②については、申立人が所持する領収証書により当該期間の保険料を55年9月20日に納付していることが確認できるが、申立人は上記の55年4月1日の厚生年金保険被保険者資格喪失後、同年10月6日に厚生年金保険の被保険者であった夫の配偶者として国民年金に任意加入していることがオンライン記録で確認でき、当該期間は任意加入前の未加入期間であることから、いずれも不合理な点は無く、その他の還付金額、還付期間及び還付金支払年月日の記載事項についても、不自然、不合理な点は認められず、当該還付記録を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、還付整理簿及び還付・充当・死亡一時金等リストから、

国民年金の被保険者資格を喪失したことを理由に、納付された保険料の還付決議が昭和58年4月27日に行われていることが確認できる。当該還付理由については、申立人は同年2月23日に厚生年金保険適用事業所に就職し、同日国民年金の被保険者資格を喪失していることから、不合理な点はなく、その他の還付金額、還付期間及び還付金支払年月日の記載事項についても、不自然、不合理な点は認められず、当該還付記録を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできず、また申立期間②の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から5年3月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、基礎年金番号が付番された平成9年1月時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が現在所持している年金手帳には、国民年金手帳の記号番号の記載は無く、申立人は、ほかの年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間は13年10月16日に国民年金の被保険者期間として記録追加されたことがオンライン記録で確認でき、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年12月までの期間及び57年4月から59年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から同年12月まで  
② 昭和57年4月から59年5月まで

私は、申立期間①については、入籍した際に居住していた区出張所で国民年金の加入手続を行い、自宅に届いた納付書で国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、昭和57年10月頃に再加入手続を行い、同年4月分まで遡って保険料を納付し、その後は定期的に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、入籍した昭和54年7月頃に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、55年1月19日に任意加入した旨が記載され、申立人が居住していた区の確認印が押されていること、申立人が居住していた区の国民年金被保険者名簿にも「55. 1. 19 任」と記載されていることから、当該期間は任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和57年10月頃に国民年金の再加入手続を行い、同年4月分まで遡って保険料を納付したと説明しているが、任意加入した場合は遡って保険料を納付することができないこと、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、59年6月18日に任意加入した旨が記載され、申立人が居住していた区の出張所の確認印が押されていることから、当該期間は任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年11月までの期間及び60年2月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月から58年11月まで  
② 昭和60年2月から61年3月まで

私の母は、私が会社を退職した昭和57年9月頃に区の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、結婚後も実家近くに住んでいたため、引き続き国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、申立期間について2回必要とされる厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期、保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が第3号被保険者の届出を行った昭和61年12月頃に払い出されており、当該届出時点で同年4月に遡って第3号被保険者の資格を取得していることがオンライン記録で確認でき、申立期間はいずれも未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで  
私の母は、私が 20 歳の時に私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 59 年 11 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、厚生年金保険の手帳記号番号及び国民年金の手帳記号番号が記載された年金手帳を 1 冊所持しているが、ほかの年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月から平成3年3月まで  
私の両親は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、両親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずであると説明しているが、申立人の父親から当時の保険料の納付状況等を聴取することはできず、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続に関する記憶は曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として平成9年1月に付番されているが、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月及び同年12月

私は、平成4年8月頃に国民年金に加入し、以降は厚生年金保険から国民年金への切替手続を漏れなく行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間に係る平成9年11月の厚生年金保険から国民年金への切替手続について、手続の時期及び手続の場所の記憶が曖昧であるほか、手続は申立人の母親が行ったかもしれないと説明するが、母親は「娘が平成4年8月に退職したときは、娘に代わり国民年金の加入手続をしたが、二度も娘の加入手続をしていないと思う。」と述べている。

さらに、申立期間に係る資格記録は、平成13年4月24日に記録追加されていることがオンライン記録で確認できることから、申立期間は、この記録追加時点まで未加入期間であったと考えられ、制度上、保険料を納付することができない期間であること、当該記録追加時点では、時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 63 年 5 月末に会社を退職し、同年 6 月頃に、国民年金の加入手続を区出張所で行った。その際に申立期間の国民年金保険料を遡って納付できると説明を受けたことから、後日、金融機関で 6 万円を引き出し、区出張所で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立期間当時の普通預金通帳（写）から、申立期間の国民年金保険料額に相当する金額が昭和 63 年 6 月 27 日に引き出されていることが確認できるが、当該引き出し時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 63 年 6 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は申立期間の保険料を遡って納付したと説明しているが、区役所出張所では過年度保険料を納付することはできないこと、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、大学院に進んだ平成3年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料の免除申請を行った。4年4月から5年3月までの保険料は免除されているが、申立期間に納付書が送付された記憶は無い。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成5年3月に払い出されており、オンライン記録によると、申立期間直後の4年4月から5年3月までの保険料の免除申請は同年3月29日に処理され、当該申請日は4年度当初からの保険料の免除が可能な4年5月30日と記録されていることが確認できるものの、当該払出日及び免除申請日時点では申立期間の保険料の免除申請は期限を経過しており、免除申請を行うことはできないなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 59 年 3 月に大学を卒業し、事業所に勤務した後、61 年 5 月に開業した。その後、父は平成 12 年 6 月まで私の資産管理をしてきており、その過程で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 3 年 5 月に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に対して同年同月 7 日に過年度納付書が作成されており、申立期間直後の元年 4 月から 2 年 3 月までの保険料を納付時効直前の 3 年 5 月 23 日に、2 年 4 月から 3 年 3 月までの保険料を同年 8 月 29 日にそれぞれ過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から62年3月まで

私が学生であった21歳か22歳頃に、区役所から、20歳から国民年金保険料を納付するようになったので保険料を納付するようとのハガキが届いた。その後、数回、同様の内容のハガキが届き、昭和61年か62年頃に、私の母が、私の未納期間の保険料をまとめて1回で遡って納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、申立人が大学生であった期間に申立人の国民年金の加入手続を行った記憶は無く、申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧であり、昭和61年か62年頃に区役所又は同出張所で申立期間の保険料を納付したと説明しているが、当該納付時点では申立期間の一部は過年度納付となり、区役所及び同出張所では過年度保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立人は申立期間後の平成6年7月30日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、母親は申立期間当時に申立人の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 東京国民年金 事案 11775 (事案 8027 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から平成 6 年 5 月までの期間及び同年 7 月から 7 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から平成 6 年 5 月まで  
② 平成 6 年 7 月から 7 年 1 月まで

私の夫は、昭和 57 年 4 月から平成 14 年 3 月まで申請免除を受けており、申立期間①及び②の期間に私の申請免除の手続も行ってきていたはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、「申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、当時居住していた区において平成 7 年 9 月 7 日に作成された申立人の国民年金索引票には『9/6 本人要高齢任意加入本人了承済』と記載されており、同年 9 月 6 日時点で、申立人は 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても、国民年金の受給資格期間を満たさないことから、申立人は区から受給資格期間を満たすためには、60 歳以降に任意加入し、保険料を納付することが必要である旨を教示され、申立人はこれを了承していることが確認でき、申立期間が受給資格期間に反映される申請免除期間でなかったことがうかがえるなど、申立人の夫が申立期間に申請免除の手続を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな関連資料として、連絡帳、ダイアリー及び手帳の提示があり、申立人は、これらの資料の記載に基づき、区役所で高齢任意加入の教示をされたとされる平成 7 年 9 月 6 日は事務所で電話の応対をしていたため、区役所に出向くことは不可能であったと説明しているが、これらの資料の記載には時刻の記載が無く、申立人の夫が営業で外出をしていたために、申立人が一日中電話の応対をしていて外出は不可能だったとまでは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、申立人の居住する区によると、申立人の昭和 48 年 8 月以降の記録は、平成 7 年 9 月に整備されたとしており、当該記録整備時点まで申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料の免除申請をすることができない期間である。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料が免除されていたことを示す又は免除されていたことをうかがわせる新たな資料の提出及び具体的な説明は得られなかった。

以上のとおり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から平成3年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から平成3年10月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとする父親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成6年4月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、厚生年金保険の記号番号が記載されたオレンジ色の年金手帳1冊及び国民年金の記号番号が記載されたオレンジ色の手帳を1冊所持しているが、国民年金の手帳記号番号が記載された手帳の受取時期に関する記憶は曖昧であるほか、申立人は、加入当時の年金手帳は父親が所持していたかもしれないと説明しているが、父親から手帳を見せてもらったり、手渡された記憶は無く、この2冊以外に手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時同居していた弟は、20歳になった昭和58年\*月から厚生年金保険に加入する直前の59年6月までの期間は国民年金に未加入であるなど、父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年3月まで  
私の母は、私が20歳で大学生の頃、私の国民年金の加入手続きを行い、郵便局で国民年金保険料を納付してくれていたと思う。母は、私の保険料を毎月納付していると言っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年6月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が母親から聞いていたとする保険料月額、平成6年度の保険料月額と合致しているなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、手帳記号番号払出ときに交付されたとみられるオレンジ色の年金手帳を1冊所持しているが、年金手帳の受取時期に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年7月まで  
私の妻は、私の申立期間の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする妻は、申立期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年1月に付番されており、当該付番前に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立人の妻の手帳記号番号は昭和63年7月から10月頃までに払い出され、妻自身の申立期間の保険料は平成6年11月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるが、上記のとおり、申立人は当該過年度納付時点で国民年金に加入していないことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から同年 7 月まで

私は、平成 14 年 4 月から 15 年 3 月までワーキングホリデービザで 1 年間海外へ出国していた。母は、私が出国後すぐに国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を 1 年間分納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付していたとする母親は、国民年金の加入手続の時期、場所、保険料の納付時期、納付場所、納付額、納付方法及び納付期間に関する記憶が無い。

また、申立人は、申立期間を含む 1 年間海外に出国していたことが、申立人が所持する査証で確認でき、「外国への転出」を理由として、平成 14 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失した後、同年 8 月 16 日に任意加入しており、申立期間は国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで  
私の母は、私が昭和 55 年 3 月に短大を卒業した後に個人で仕事を始めたため、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、第3回特例納付により自身と夫の保険料を納付しており、自身のときとは別に、申立人の保険料を遡ってまとめて納付したことがあると説明するものの、加入手続の時期、手続場所、保険料の納付時期、納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年8月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である上、母親が保険料を一緒に納付していたとする申立人の姉も、同居していた52年4月から58年2月までの期間の保険料が未納であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から61年3月まで

私の母は、私が昭和52年3月に短大を卒業した後に自由業に就いたため、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、第3回特例納付により自身と夫の保険料を納付しており、自身のときとは別に、申立人の保険料を遡ってまとめて納付したことがあると説明するものの、加入手続の時期、手続場所、保険料の納付時期、納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は、婚姻により昭和58年3月に転居し、61年12月に母親と同居するまでの期間の保険料の納付に関する記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年12月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である上、母親が保険料を一緒に納付していたとする申立人の妹も、短大卒業後の55年4月から61年3月までの期間の保険料が未納であるほか、申立期間当時に申立人は年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 57 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 57 年 11 月まで  
私の妻は、昭和 53 年 3 月に区役所で私と妻の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする妻は、申立期間の保険料を毎月納付していたと説明しているが、保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 63 年 10 月時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、妻は申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明している。

また、申立人の妻は、申立期間に係る自身の保険料が未納となっており、この期間は、昭和 63 年 11 月 7 日に国民年金被保険者の資格得喪記録が追加され、申立期間当時は国民年金の未加入期間として取り扱われ保険料を納付することができなかった期間であったほか、妻は、申立期間当時に申立人の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から4年6月まで

私の母は、平成6年頃に私の国民年金の加入手続を行い、その後、区役所から未納期間の国民年金保険料を納付するようこの督促があったため、担当者に言われた保険料額を2回か3回に分けて納付した。私は、母から最後に納付した時に、担当者から「これで未納はありません。」と言われた記憶があると聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年6月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間直後の4年7月から6年3月までの保険料は同年8月4日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点でも申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年11月から13年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月から13年9月まで  
私は、平成12年11月に会社を退職した後、市の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成12年11月に会社を退職した後、当時居住していた市の出張所で国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人には13年7月23日に国民年金の加入勧奨が行われ、14年8月27日に未加入期間適用勧奨に係る最終勧奨対象者一覧が作成されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていなかったと考えられるほか、申立期間の被保険者資格取得日の12年11月16日及び資格喪失日の13年10月1日の記録が15年5月6日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間当時、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は保険料を近くのコンビニエンスストアで納付したと説明しているが、保険料をコンビニエンスストアで納付できるようになったのは平成16年2月以降であり、申立期間当時、コンビニエンスストアで保険料を納付することはできなかったこと、申立人は、申立人が現在所持している年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 63 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月から 63 年 7 月まで  
私は、平成元年 4 月に就職した後に国民年金保険料の納付書が届いたので、20 歳から未納となっていた保険料をまとめて遡って納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成元年 4 月に 20 歳まで遡って保険料をまとめて納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 2 年 7 月頃に払い出されており、申立人は昭和 63 年 11 月 1 日に初めて被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間後の 63 年 11 月から平成 2 年 3 月までの期間の保険料を同年 10 月 24 日に一括で納付していることがオンライン記録で確認でき、申立人が 20 歳時まで遡って納付したとする金額は当該納付済保険料額におおむね一致していること、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続をした記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで  
私は、会社を退職した後に、国民年金の加入手続を行い、20 歳から未納となっていた国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は婚姻前に居住していた区で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の平成 3 年 10 月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳にも婚姻後の姓及び住所が記載されていること、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの期間及び60年3月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から49年3月まで  
② 昭和60年3月から62年3月まで

私は、婚姻届を提出した際に国民年金の加入を勧められたため、夫婦で同時に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を20歳まで遡って納付した。昭和60年4月に店を開店した後も妻が夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で昭和50年1月頃に払い出されており、当該払出時期からみて、当該期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第2回特例納付及び過年度納付による納付方法以外にはないが、申立人は特例納付に関して妻から聞いた記憶が無く、夫婦二人分の保険料を納付したとする妻も、申立人同様、現年度の49年4月から保険料の納付を開始しているなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、昭和60年4月に店を開店した後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたと説明しているが、申立人の妻は、当該期間直後の昭和62年度の保険料を1か月又は2か月ごとに定期的に現年度納付しているのに対し、申立人は昭和62年4月から同年7月までの期間の保険料を63年2月に一括で現年度納付し、62年8月から63年3月までの期間の保険料は、平成元年10月に一括で過年度

納付していることがオンライン記録で確認でき、当該期間当時の夫婦の納付方法が異なるほか、これらの現年度納付時点では当該期間の一部が、過年度納付時点では当該期間の全部が時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月

私は、第 3 号被保険者の手続をする際に、昭和 59 年 4 月の国民年金保険料が未納となっているので納付するように言われ、その場で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間である昭和 59 年 4 月の 1 日から 5 日までの国民年金加入期間について、当該 5 日分を計算して保険料を納付したと説明しているが、保険料は日数単位ではなく 1 月単位であるほか、その納付額に関する記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後に第 3 号被保険者資格取得手続をした昭和 63 年 12 月に払い出されており、当該払出し及び資格取得手続時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月から50年3月まで  
私の父は、私が大学生で20歳になった頃に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が昭和51年12月に会社を退職した後の52年3月に払い出されており、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時同居していたとする申立人の弟も大学生であった期間は国民年金に未加入である。

さらに、申立人は自身の保険料を遡って納付した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から62年6月まで

私は、会社を辞めて自営業になった昭和54年2月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間後の平成元年6月頃に払い出されていることが推認でき、また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和54年2月から62年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立期間直後の62年7月から63年3月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、納付日は不明であるものの過年度納付されていることが確認でき、申立人は当該手帳記号番号が払い出された平成元年6月以降に納付可能であった保険料を遡って納付したものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付金額及び納付場所等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月

私は、会社を辞める都度、区の出張所で国民年金の加入手続を行い、加入手続の際1か月分の国民年金保険料をその場で納付してきた。申立期間の保険料についても、区の出張所で国民年金の加入手続を行う際に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和63年10月末に会社を辞めた際、区の出張所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、申立人の申立期間に係る国民年金の被保険者資格についての記載が無いことが確認できる。また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金の被保険者資格の記録は、平成4年4月14日に追加され、申立期間は保険料の未納期間として整備されたものであることが確認できる。これらのことから、申立期間は、当該記録が追加された時点より前においては、申立人が国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 57 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 57 年 10 月まで

私の母は、私が 20 歳の昭和 55 年頃に A 区の B 出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、私が母にお金を渡し、母が同出張所で保険料を納付してくれていた。私が、後で同出張所に行き保険料の納付を確認したときに、「確かに納付されている。」と言われ、年金手帳にも記載してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母が、私が 20 歳の昭和 55 年頃に A 区の B 出張所で国民年金の加入手続きを行った。」と主張しているが、同区の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の加入手続きは、58 年 8 月 10 日に被保険者資格取得届の受付が行われていることが確認できることから、申立人の国民年金手帳の記号番号は、同年 8 月頃に払い出されたことが推認できる。また、申立人は、「年金手帳を 2 冊所持していたような気がするが、58 年に加入手続きを行ったとき 2 冊所持していたかどうかは記憶が無い。」と述べている上、申立人は、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする母親から別の年金手帳をもらったか否かの記憶も曖昧であることなどから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、55 年 5 月から 56 年 6 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、また、申立期間のうち、同年 7 月から 57 年 10 月までの期間は、遡って保険料を納付することができる期間であるものの、申立人は、「申立期間の保険料について『遡って納付できる。』と言われたことはない。」と述べている。

また、申立人は、「国民年金保険料を納付していた証拠として、区の出張所において年金手帳の『国民年金の記録』欄に昭和 55 年 5 月 13 日から 57 年 11 月 1 日までの期間

が記載された。」と主張しているが、国民年金手帳における被保険者資格の記載は、加入手続の時期にかかわらず、20歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格の喪失日等を基に国民年金の被保険者であった期間を記載するものであり、実際に国民年金の加入手続や保険料の納付をした時点を表すものではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの期間、平成元年5月から同年10月までの期間及び10年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年6月まで  
② 平成元年5月から同年10月まで  
③ 平成10年7月から同年9月まで

私は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、どこで、いくらくらい納付したかは、はっきり憶<sup>おぼ</sup>えていないが、全て納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「年金手帳は何度か紛失してしまい、現在も再発行した年金手帳が家にあるとは思いますがどこにあるかは分からない。」と述べており、年金手帳の記載内容を確認することができないものの、オンライン記録によると、申立期間①は、国民年金に加入していない期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、申立人の国民年金の被保険者資格の記録は、オンライン記録によると、平成4年10月15日に追加され、申立期間②が保険料の未納期間として整備されたものであることが確認できる。これらのことから、申立期間②は、当該記録が追加された時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

申立期間③については、オンライン記録によると、平成12年9月6日に申立人に係る過年度納付書が作成されている上、申立期間③直後の10年10月からの保険料は現年度納付されていることが確認できる。これらのことから、当該過年度納付書には申立期間③に係る納付書も含まれていたものと推認でき、申立期間③の保険料は、当該過年度

納付書の作成時点において未納であり、遡って納付することが可能であったものと考えられるが、申立人は、「申立期間③の保険料を遡って納付した記憶は無い。」と述べている。

また、申立期間③は、平成9年1月の基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、保険料の収納事務に係る電算化の進展により当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人の記録が抜け落ちたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、当該期間に係る保険料の納付場所及び納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年2月まで  
私の父は、私が20歳になった昭和53年\*月頃に私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立人が20歳になった昭和53年\*月頃に居住していたとするA区ではなく、申立期間より後の60年11月頃に、転居後のB区で払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外に国民年金の年金手帳は所持していない。」と述べている上、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の父親から当時の事情を聴取することができないため、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私の父は、私が大学3年生になった55年4月に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。当該保険料は、私が父に代わり納付することもあった。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立人が主張する昭和55年4月ではなく、平成2年4月頃にA区で払い出されていることが推認でき、申立人が所持する国民年金手帳には、「初めて上記被保険者となった日」として「平成2年4月1日」の日付が記載されていることが確認できる。また、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしたとする父親から当時の事情を聴取することができないため、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。その上、申立人は、「父に代わり自身の保険料を納付することもあった。」と述べているが、納付したとする保険料額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月から同年 8 月まで

私は、平成 13 年 4 月に会社を辞めた後、国民年金への切替手続を怠っていたため、申立期間に係る国民年金保険料の納付依頼の通知がまとめて届いた。見かねた母が私の申立期間に係る滞納分の保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 13 年 4 月に会社を辞めた後、国民年金への切替手続を怠っていた。」と述べており、オンライン記録によると、申立人に対して未加入期間に係る国民年金の加入を勧奨したことを示す情報として、同年 4 月 28 日を勧奨事象発生日とする「未適用者一覧表（最終）」が、15 年 8 月 26 日に作成されていることが確認できる。これらのことから、申立人は、当該一覧表の作成時点においては、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったものと推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料の未納期間に係る納付書が平成 15 年 9 月 16 日に作成され、当該納付書に含まれていたと推認できる申立期間直後の 13 年 9 月から 14 年 12 月までの期間、15 年 3 月、同年 6 月及び同年 7 月の保険料が、同年 10 月 29 日に納付されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該保険料の納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から12年3月まで  
私の母は、申立期間の私の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予してもらったはずである。申立期間が学生納付特例期間でなく、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例等により納付猶予されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、学生納付特例の申請手続きに関与しておらず、当該申請手続きをしたとする申立人の母親は、申立人が学生の時に当時居住していた区から学生納付特例の申請に関する通知が来たので申請手続きをしたと説明しているが、学生納付特例制度が実施されたのは平成12年4月からであり、申立期間は当該制度実施前の期間であること、また、申立人の母親は、当該制度が実施されていなければ若年者納付猶予制度による納付猶予だったかもしれないとしているが、当該制度が実施されたのは17年4月からであることなど、申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年5月までの期間、44年12月から46年12月までの期間及び47年6月から48年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年5月まで  
② 昭和44年12月から46年12月まで  
③ 昭和47年6月から48年1月まで

私は、時期は憶<sup>おぼ</sup>えていないが国民年金の加入手続を市役所で行い、自宅に届いた納付書で国民年金保険料を遡<sup>おぼ</sup>ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、まとめて保険料を納付した期間及び保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和58年11月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間①に係る44年6月2日の被保険者資格喪失、申立期間②に係る44年12月30日及び47年1月5日の同資格得喪及び申立期間③に係る47年6月29日の同資格取得が平成20年2月22日に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、44年1月から48年1月までの期間は当該記録整備時点までは連続した未納期間とされていたこと、申立人は厚生年金保険の記号番号及び上記の国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を1冊のみ所持し、別の手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から申立期間当時の納付状況等を聴取することができず、申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできないこと、申立人の妻は、申立人が自身の加入手続をしてくれたと思うと説明しているが、申立人と同様に手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間となっていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から54年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私が海外渡航中のため、父が納付してくれていた。平成22年7月に、年金事務所から適用除外期間の過誤納により還付される旨の通知を受けたが、還付ではなく、納付済期間としてほしい。申立期間の保険料が過誤納とされ納付していたことが認められないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料は、A市の国民年金被保険者名簿によれば、納付されていることが確認できる。また、申立人が述べているとおり、申立期間の保険料は、オンライン記録によれば、平成22年6月15日を発生日とする過誤納として記録されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金制度が全面的に開始された昭和36年4月から61年3月までの期間は、海外在住の20歳以上65歳未満の邦人は国民年金の適用除外とされており、また、申立人は、「申立期間の始期である昭和50年6月頃に海外の勤務先に赴任した。」と述べており、このことは、戸籍の附票においても、同年6月1日に出国していることが確認できる。その上、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金の記録欄には、「被保険者でなくなった日」として50年6月1日が、「被保険者となった日」として58年5月11日がそれぞれ記載されていることが確認でき、A市の国民年金被保険者名簿においても同様の記載となっている。これらのことから、申立期間は、国民年金の適用除外期間に該当し、制度上、国民年金に加入することはできず、保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間は海外在住の適用除外期間であり、申立期間の保険料は過誤納として還付することが適当であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年1月までの期間及び同年9月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年1月まで  
② 昭和43年9月から48年3月まで

私の母は、時期などは分からないが、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和42年4月から同年8月頃までに払い出されたものと推認できるものの、当該払出簿に記載された申立人の手帳記号番号の前後の番号の被保険者29人のうち、5人は、当該払出簿により学生又は厚生年金保険加入者のため欠番となっていることが確認でき、また、オンライン記録によれば、20歳に達した誕生月から納付記録がある者は3人のみであり、残る21人は納付記録が無いか又は手帳記号番号の払出しのおよそ1年から10年以上たった後に保険料を納付していることが確認できる。これらのことから、申立人の手帳記号番号は、行政側から職権により払い出されたものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、申立期間①及び②の間の厚生年金保険の加入記録は、平成21年2月に追加されたものであるが、当該記録の追加に伴う保険料の還付の記録は無いことから、当該期間は、当該記録の追加の時点においては、保険料が未納であったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①及び②において、65か月もの長期間にわたり収納事務の過誤があったとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の事

情を聴取することができないため、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 5 月から 15 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月から 15 年 10 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、平成 15 年度の初めに 11 年度の納付書、16 年度の初めに 12 年度の納付書というように、各年度の初めに 4 年前の年度の納付書を社会保険事務所（当時）で受け取り、毎月、現年度の保険料と一緒に、申立期間の保険料を 1 か月ずつ納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法に関し、「各年度の初めに 4 年前の年度の納付書を社会保険事務所<sup>つづ</sup>で受け取り、毎月、現年度の保険料と一緒に、申立期間の保険料を 1 か月ずつ納付していた。」と主張している。しかし、申立人が主張する申立期間の保険料の納付書を受け取った時点で、申立期間の保険料は時効により納付することはできない上、通常、時効期限を過ぎた 12 枚綴りの保険料の納付書が、毎年、複数回発行されることは無い。

また、納付書の発行について、A 年金事務所の担当者は、「申請免除期間の保険料の追納以外に、2 年の時効を超えた保険料の納付書を発行することはあり得ない。」と説明しており、オンライン記録においても、申立期間が申請免除期間であった記録は無い。

さらに、申立人は、「毎月、納付書をコンビニエンスストアに持参し、申立期間の保険料を納付していた。」と述べているが、コンビニエンスストア及び行政機関において申立期間に係る合計 54 回もの収納業務に過誤があるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付してきたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、「私は、申立期間後の期間の保険料を現年度納付していた。」と述べているが、オンライン記録によると、申立期間直後の平成 15 年 11 月から 18 年 2 月までの期間の保険料は、時効期限直前の期間においてほぼ毎月過年度納

付されていることが確認でき、申立人の説明と相違している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月

私は、平成3年2月に、転居したA市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間について、私の妻の国民年金保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成8年2月頃に払い出されていることが推認でき、その記号から申立人が主張するA市ではなく、B市において払い出されていることが確認できる。その上、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外の手帳の記憶は曖昧であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「平成3年2月に、転居したA市役所で国民年金の加入手続を行った。」と述べている。しかし、A市が転出先の市区町村に提出するために作成した申立人世帯に係る「住民異動届（国保・年金用）」によれば、その「国民年金」欄には、妻の国民年金手帳の記号番号は記載されているものの、申立人の手帳記号番号の記載がないことが確認できる。このことから、申立人は、A市においては国民年金の加入手続を行っていないものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から63年3月まで  
私の父は、昭和60年2月頃にA市で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、昭和60年2月頃にA市で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成2年7月頃に払い出されていることが推認でき、その記号からB市で払い出されていることが確認できる。また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料を納付していたとする父親から、当時の事情を聴取することができないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月、10年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月  
② 平成10年2月及び同年3月

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成11年8月に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、申立期間②の国民年金保険料は、当該過年度納付書作成の時点においては、未納であったことが推認できる。その上、申立人及びその母親は、申立期間の保険料を過年度納付した記憶がない。

また、申立期間①及び②は、いずれも平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、保険料の収納事務に係る電算化の進展により当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人の記録が抜け落ちたとは考え難い。その上、申立人の当該期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、「当該期間の保険料を納付書によりA銀行B支店で納付した。」と述べていることから、金融機関において当該期間の納付書に係る事務処理に複数回の誤りが起こることも考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年12月までの期間、45年1月から46年3月までの期間及び同年7月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年7月から44年12月まで  
② 昭和45年1月から46年3月まで  
③ 昭和46年7月から53年3月まで

私は、国民年金保険料を特例納付した兄に勧められて、昭和53年10月頃にA区役所で申立期間①、②及び③に係る私の保険料と未納となっていた妻の保険料と一緒に特例納付により一括して納付した。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、国民年金保険料を特例納付した兄に勧められて、昭和53年10月頃にA区役所で申立期間①、②及び③に係る私の保険料と未納となっていた妻の保険料と一緒に特例納付により一括して納付した。保険料の納付月額は2,200円くらいだったと思う。」と主張している。また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は、47年1月頃に払い出されていることが推認でき、国民年金に加入していない申立期間①を除き申立期間②及び③の保険料を第3回特例納付により納付することは可能であったものと推認できる。

しかしながら、申立人が納付したとする保険料の納付月額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料月額と相違し、申立人は、一括して納付したとする保険料の総額の記憶が曖昧である。その上、申立人夫婦に特例納付を勧めたとする申立人の兄の第3回特例納付による「領収済通知書」によれば、申立人の兄は、第3回特例納付実施期間の納付期限である昭和55年6月30日に納付していることが確認できることから、申立人は、申立人の兄が特例納付を行った後においては、特例納付を行うことはできない。

また、申立人は、「申立期間に係る保険料を、A区役所で一括して納付した。」と主張しているが、A区役所においては第3回特例納付による保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、特例納付の納付手続、特例納付にいたる経緯についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 11 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 55 年 3 月まで

私の夫は、国民年金保険料を特例納付した夫の兄に勧められて、昭和 53 年 10 月頃に A 区役所で私の申立期間に係る国民年金保険料と夫自身の未納となっていた保険料と一緒に特例納付により一括して納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の夫は、国民年金保険料を特例納付した夫の兄に勧められて、昭和 53 年 10 月頃に A 区役所で私の申立期間に係る国民年金保険料と夫自身の未納となっていた保険料と一緒に特例納付により一括して納付してくれた。保険料の納付月額は 2,200 円くらいだったと思うと私の夫が記憶している。」と主張している。しかし、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、55 年 5 月に払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号の払出し時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立人の夫が、53 年 10 月頃に申立人の申立期間の保険料を特例納付することはできない上、申立人の申立期間のうち、53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間は、第 3 回特例納付の納付対象外の期間である。

また、申立人の申立期間の保険料を納付してくれたとする申立人の夫が記憶する保険料の納付月額は、申立期間の保険料を第 3 回特例納付により納付した場合の保険料月額と相違し、申立人の夫は、一括して納付したとする保険料の総額の記憶が曖昧である。その上、申立人夫婦に特例納付を勧めたとする申立人の夫の兄の第 3 回特例納付による「領収済通知書」によれば、申立人の夫の兄は、第 3 回特例納付実施期間の納付期限である昭和 55 年 6 月 30 日に納付していることが確認できることから、申立人は、申立人の夫の兄が特例納付を行った後においては、特例納付を行うことはできない。

さらに、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、「申立期間の保険料をA区役所で一括して納付した。」と主張しているが、A区役所においては第3回特例納付による保険料を納付することはできない。

加えて、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、特例納付の納付手続、特例納付にいたる経緯についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 60 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 60 年 10 月まで  
私の両親は、時期は分からないが、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成元年 4 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該記号番号が記載された年金手帳を所持しており、「申立期間当時に別の手帳を見た記憶は無い。」と述べていることから、当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付してくれたとする両親のうち、父親からは当時の状況を聴取することができず、母親は当時の状況をほとんど記憶していないため、申立期間の保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から同年 8 月までの期間、59 年 11 月から 62 年 8 月までの期間及び 63 年 3 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 6 月から同年 8 月まで  
② 昭和 59 年 11 月から 62 年 8 月まで  
③ 昭和 63 年 3 月から同年 8 月まで

私は、会社を退職するたびに町役場で国民健康保険の加入手続と一緒に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 3 年 4 月頃に払い出されており、申立人の所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日は 3 年 2 月 1 日と記載されていることから、申立期間①、②及び③は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は現在所持する厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳及び上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明していることから、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から62年2月まで  
私は、結婚した昭和61年11月から62年2月までの間に、市役所で国民年金の加入手続きを行い、過去の未納だった国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金の加入手続きは、申立期間後の平成2年5月7日に行われていることが確認でき、当該加入手続き時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳の記号番号は上記被保険者名簿のものと同一であり、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持したことはないと説明していることから申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から62年2月まで  
私は、結婚した昭和61年11月から62年2月までの間に、市役所で国民年金の加入手続きを行い、過去の未納だった国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金の加入手続きは、申立期間後の平成2年5月7日に行われていることが確認でき、当該加入手続き時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳の記号番号は上記被保険者名簿のものと同一であり、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持したことはないと説明していることから申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 12 月まで

私は、国民年金の制度発足当初、厚生年金保険に加入していたが、私か夫が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。その後、時期は定かではないが、厚生年金保険に加入していれば国民年金保険料を納付しなくてもよいことを知り、保険料の納付をやめた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付した期間に関する記憶が曖昧であり、保険料の納付を行ったとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間は未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から同年12月まで

私は、区役所から国民年金加入の催促通知を受け22歳か23歳くらいの時に加入した。この加入手続時に20歳まで遡って未納分の国民年金保険料を全て納付するように言われたので、保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧であり、申立人は母親が保険料を納付していたかもしれないと説明している一方、母親は申立人が保険料を納付していたと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年4月に払い出され、この払出時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない期間であるほか、当該払出時点で過年度納付することが可能な申立期間直後の58年1月から59年3月までの期間の保険料が60年4月30日に過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

私は、平成6年4月に就職した後、学生時代で未納となっていた期間の国民年金保険料の督促状が何度か届いたため、7年6月から私が結婚した9年11月までの間の賞与支給時に、保険料を金融機関で一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付時期、納付額及び督促状と一緒に送付された納付書に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は未納期間の保険料の納付に関する督促状が届いたので平成7年6月から婚姻した9年11月までの間のいずれかの賞与支給時に保険料を一括納付したと説明しているなど、納付時期に関する記憶が定かでなく、申立人が説明する納付時期（賞与支給時）について、7年6月に納付した場合は当該期間の過半が、同年12月に納付した場合は当該期間の大半が、8年6月に納付した場合は当該期間全てが、それぞれ時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付した際に使用した納付書は、学生時代に居住していた市が発行していた納付書を使用したかもしれないと説明しているが、申立人が申立期間の保険料を納付したとする期間は過年度保険料となるため、申立人が学生時代に居住していた市が発行していた納付書では、当該期間の保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年7月まで  
私の母は、平成5年7月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、遡って納付することが可能な国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は母親が平成5年7月頃に国民年金の加入手続きを行い、遡って保険料を納付することが可能な保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の7年9月頃に払い出され、この払出時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない期間であり、この払出時点で過年度納付することが可能な申立期間直後の5年8月及び同年9月の保険料を7年9月27日に、5年10月から7年3月までの期間の保険料を同年10月5日に過年度納付していることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人は申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から51年3月まで  
私の母は、私が20歳になった昭和46年\*月に実家があった市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和51年5月に払い出されており、国民年金の資格取得日は同年4月2日であることが国民年金被保険者名簿で確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができなかった期間である。

さらに、申立人と同様に20歳になった時に母親が実家の所在する市で国民年金の加入手続を行い、就職するまでの保険料を納付していたとする申立人の弟は、20歳となった昭和50年\*月から53年4月に国民年金に任意加入するまでの期間が未加入期間となっている。

加えて、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年10月までの期間及び同年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から同年10月まで  
② 昭和60年12月から61年3月まで

私は、会社を退職した昭和62年10月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、未納となっていた国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金加入時点で交付されたとする国民年金手帳の国民年金記録欄及び申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿には、国民年金被保険者の資格取得日は昭和62年10月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができなかった期間であるほか、申立人は申立期間の保険料を同年10月に区役所で納付したと説明するが、当該時点では申立期間の保険料は過年度保険料となり、区役所では過年度保険料を納付することができなかった。

また、申立人は、国民年金の加入時に交付された年金手帳及びその後厚生年金保険加入時に交付された年金手帳の2冊の年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年5月から52年3月まで

私の父は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人の父親が20歳時に国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の昭和54年4月に払い出されており、当該払出時点以降においては、申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付（実施期間53年7月1日から55年6月30日まで）により納付する以外にないが、婚姻後の申立人の保険料を納付していたとする夫は、保険料を特例納付した記憶は無いとしていること、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間当時一緒に家業に従事し、申立人と同様父親が保険料を納付していたとする申立人の兄は、50年2月に28歳で国民年金に加入しており、申立期間のうち49年3月以前の期間の保険料は未納であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。



これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月から15年2月まで

私は、両親と友人から強く勧められたため、送付されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時郵便局又はコンビニエンスストアで保険料を納付していたと説明しているが、申立期間当時はコンビニエンスストアでの納付はできなかったほか、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は、申立人が申立期間当時居住していた2区及び1市とは別の区に所在すること、税務署が保管する申立人の平成15年分の所得税の確定申告書から、社会保険料控除額に国民年金保険料の支払分は無いことが確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 12 月まで  
私の妻は、昭和 62 年 4 月頃に私の国民年金保険料が未納であることに気付き、遡って保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成元年 1 月以降に払い出されており、当該払出時点で申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、申立期間直後の 62 年 1 月から 63 年 3 月までの期間の保険料を平成元年 2 月 15 日に過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、当該過年度納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないこと、申立人は現在所持している年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 45 年 5 月に 3 か月分を現金で、3 か月分を印紙で、合計 6 か月分の国民年金保険料を納付したが、同年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分しか納付済みとされていない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間前の昭和 45 年 5 月に、同年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料を現金で納付するとともに、当時居住していた区とは別の区で購入した印紙で 3 か月分の保険料を納付したと説明しているが、申立人の所持する国民年金手帳には、検認台紙の同年 4 月から同年 6 月までの各欄に印紙が貼付され、同年 5 月 25 日の検認日付が押印されているほか、検認記録の当該各月欄にも検認印が押されていることが確認できるものの、申立期間の各欄はいずれも空欄であり、検認を受けるために持参した印紙を提出しながら、検認印を確認しなかったとは考えにくいこと、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳から、婚姻後の 43 年 1 月から申立期間直前の 45 年 6 月までの期間の検認日はいずれも夫婦同一日であり、申立期間に係る検認印は夫婦とも押されていないことが確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年1月まで

私は、会社を退職した昭和52年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、毎月、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付頻度及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和63年11月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができないこと、申立期間は、同年11月28日に被保険者期間として記録追加されたことがオンライン記録で確認でき、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人及びその妻は上記の手帳記号番号が記載された手帳以外に、ほかの年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年9月まで

私は、平成8年6月に結婚した後に夫に言われて国民年金の加入手続を行い、同年7月に社会保険事務所（当時）において遡って納付できる国民年金保険料は全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成8年6月に結婚した後に国民年金の加入手続を行い、同年7月に社会保険事務所において遡って納付できる国民年金保険料は全て納付したはずである。」と述べており、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、同年7月頃に払い出されていることが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間直前の平成6年6月から7年3月までの期間の保険料は8年7月23日に、申立期間直後の7年10月から8年3月までの期間の保険料は9年11月5日に、いずれも時効期限直前の時期にそれぞれ過年度納付されていることが確認できる。これらのことから、申立期間は、前述の申立期間直後の期間の保険料を納付した同年11月の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「平成8年6月に結婚した後、納付できる保険料はまとめて払いなさいと夫に言われ、結婚した時に父親が持参金として持たせてくれたお金で同年7月に遡って納付できる保険料を全て納付した。」と述べているが、前述のとおり、手帳記号番号の払出しの時点において、遡って納付することが可能であった期間の保険料は、申立期間を除き、2回に分けて納付されており、申立人の主張と相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は平成8年7月に遡って納付したとする保険料の納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年2月までの期間及び同年12月から51年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月から49年2月まで  
② 昭和49年12月から51年10月まで

私は、申立期間①については会社を退職した直後の昭和48年11月頃に、また、申立期間②については厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の49年12月頃に、それぞれA区役所の本庁舎で国民年金の加入手続を行い、同区の出張所において申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①については昭和48年11月頃に、申立期間②については49年12月頃に、それぞれA区役所の本庁舎で国民年金の加入手続を行い、同区の出張所において申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。しかし、申立人が所持している国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄には、「昭和51年11月1日」の記載があり、また、A区に係る年度別納付状況リストには、申立人の被保険者資格の取得日が「昭和51年11月1日」と記載され、45年度から50年度までは「ムシカクキカン」、51年4月から同年10月までの各月は国民年金に加入していないことを示す「/」の記載となっていることから、申立期間①及び②は、当該年度別納付状況リストが作成された59年5月10日の時点においては、国民年金の未加入期間であったことが確認できる。

また、申立期間①及び②に関して、「国民年金の記録(1)」の1行目には、被保険者となった日として「昭和48年11月1日」が、被保険者でなくなった日として「昭和49年3月1日」がそれぞれ記載され、さらに同記録(1)欄の2行目には、被保険者となった日として「昭和49年12月1日」のみが記載された紙が、前述の申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」に貼付されたことにより記録が追加され



ている上、この紙には「平成」の年号が印刷されていることから、当該記録は平成以降に追加されたことが確認できる。

さらに、申立期間①は、オンライン記録によると、平成7年6月13日に厚生年金保険との記録の整備が行われたことにより、申立人に係る昭和48年11月の国民年金の資格が追加され、当該期間が保険料の未納期間として整備されたことが確認できる。また、申立期間②は、オンライン記録によると、平成7年6月13日に申立人の国民年金の資格取得日が昭和51年11月から49年12月に訂正されたことにより、当該期間が保険料の未納期間として整備されたことが確認できる。これらのことから、申立期間①及び②は、当該記録が整備されるまでは、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、これらの記録の整備は、前述の申立人が所持している年金手帳における紙の貼付による記録の追加と符合している。

なお、申立人は「現在、オレンジ色の年金手帳を1冊所持している。もう1冊オレンジ色の年金手帳があったが紛失してしまったと思う。」と述べているが、申立人は、戸籍の附票によれば、20歳になった時から現在まで同一住所に居住していることが確認できることから、申立人に対して同一区内で別の国民年金手帳の記号番号が払い出されることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年10月まで  
私がA市に在住していた時、国民年金保険料に関する督促状が届いたため、申立期間に係る保険料はその都度、市役所か銀行で納付したと思う。あるいは、父が納付してくれていたかもしれない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、B区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和57年8月に申立人が主張するA市ではなくB区において払い出されていることが確認できる上、同区に係る年度別納付状況リストによれば、申立期間は、国民年金に加入していないことを示す「ムシカクキカン」と記載されていることが確認できる。また、申立期間当時、申立人に手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶が無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「保険料に関する督促状が届いたため、申立期間に係る保険料は、その都度、納付したと思う。あるいは父が納付してくれていたかもしれない。」と述べるなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。その上、申立人の保険料を納付したかもしれないとする申立人の父親から当時の状況を聴取することができないため、申立期間に係る保険料の納付状況等について確認することができない。

加えて、申立人又はその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

このほか、申立人又はその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年9月まで  
私の夫は、昭和36年頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付書により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和39年10月にA区において夫婦連番で払い出されていることが確認できる。また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、当該手帳記号番号の払出しの時点において、申立期間のうち、36年4月から37年6月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。その上、当該払出簿によれば、夫婦の備考欄には「不在」と記載されており、申立人がA区から転居したB区に係る年度別納付状況リストにおいても、夫婦ともに「フザイ」と記載されていることが確認できることから、行政側において申立人の所在は把握されておらず、保険料の収納業務を行うことができなかったため、申立人がA区及びB区に居住していた期間は、申立人は保険料を納付していなかったものと推認できる。

さらに、申立人の夫が納付したとする金額は当時の保険料額と相違しており、申立人の夫は、「申立人の申立期間に係る保険料を納付書により納付してきた。」と述べているが、当時の保険料の納付方法は印紙検認方式であり、申立人の主張は当時の納付方法と相違する。

一方、申立人の国民年金手帳の記号番号については、C市に係る国民年金手帳記号番号払出簿によれば、前述のA区における手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、昭和48年6月14日に申立人がB区から転居したC市において夫婦連番で払い出されている

ことが確認できる。このことから、申立期間のうち、36年4月から46年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和48年6月に発行され、C市での手帳記号番号が記載された国民年金手帳を所持しており、同手帳に貼付してある領収証書によれば、50年5月28日に申立期間直後の47年10月から48年3月までの6か月の保険料が第2回特例納付により納付されていることが確認できる。これは、当該手帳記号番号の払出しの時点における申立人の年齢が35歳\*か月であったため、6か月分の保険料を納付しなければ、60歳に到達する1か月前の時点において国民年金を受給するために必要な300か月の期間を満たさないことから、当該6か月の保険料が納付されたものと考えられる。なお、これらの領収証書の記録は、オンライン記録及びC市の国民年金被保険者名簿の記録とも一致していることが確認できる。

加えて、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、昭和36年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和39年10月にA区において夫婦連番で払い出されていることが確認できる。また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、当該手帳記号番号の払出しの時点において、申立期間のうち、36年4月から37年6月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。その上、当該払出簿によれば、夫婦の備考欄には「不在」と記載されており、申立人がA区から転居したB区に係る年度別納付状況リストにおいても、夫婦ともに「フザイ」と記載されていることが確認できることから、申立人の所在は把握されておらず、保険料の収納業務を行うことができなかったため、申立人がA区及びB区に居住していた期間は、申立人は保険料を納付していなかったものと推認できる。

さらに、申立人が納付したとする金額は当時の保険料額と相違しており、申立人は、「申立期間に係る保険料を納付書により納付してきた。」と主張しているが、当時の保険料の納付方法は印紙検認方式であり、申立人の主張は当時の納付方法と相違する。

一方で、申立人の国民年金手帳の記号番号は、C市に係る国民年金手帳記号番号払出簿によれば、前述のA区における手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、昭和48年6月14日に申立人がB区から転居したC市において夫婦連番で払い出されていることが確認できる。このことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、

時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和 48 年 6 月に発行され、C 市での手帳記号番号が記載された国民年金手帳を所持しており、同手帳に貼付してある領収証書によれば、i) 49 年 5 月 18 日に 45 年 4 月から 46 年 12 月までの 21 か月の保険料が第 2 回特例納付により納付され、ii) 54 年 3 月 16 日に 47 年 4 月から同年 10 月までの 7 か月の保険料が第 3 回特例納付により納付され、計 28 か月の保険料が納付されていることが確認できる。これは、当該手帳記号番号の払出しの時点での申立人の年齢が 37 歳 6 か月であったため、28 か月分の保険料を納付しなければ、60 歳に到達する 1 か月前の時点において国民年金を受給するために必要な 300 か月の期間を満たさないことから、当該 28 か月の保険料が納付されたものと考えられる。なお、これらの領収証書の記録は、オンライン記録及び C 市の国民年金被保険者名簿の記録とも一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 1 月までの期間及び平成 2 年 5 月から 3 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から 63 年 1 月まで  
② 平成 2 年 5 月から 3 年 2 月まで

私の父は、私が昭和 62 年 3 月に事業所を退職して、同年 4 月に専門学校に入学した際に私の国民年金の加入手続きを行い、私が学生で無収入だった申立期間①及び専門職として独立するまでの期間である申立期間②の国民年金保険料を納付してくれたはずである。なお、父は、申立期間①については私と母と姉の保険料を納付し、申立期間②については、私と母の保険料を納付していたと思う。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①の直後の昭和 63 年 2 月 18 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人の国民年金手帳の記号番号は、同年 2 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人が現在所持している年金手帳には、申立期間①の直前まで加入していた厚生年金保険の記号番号は記載されているが、国民年金の記号番号は併記されていないことが確認できる上、申立人自身は、当該年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無く、「国民年金の手帳は、父が管理していたと思うが、見つからない。」と述べていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立人は、「昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間は、専門学校の学生だった。」と述べており、申立人が学生だったとする期間は、任意加入が適用される期間である。これらのことから、申立期間①は、国民年金に任意加入する前の加入していない期間であると推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付すること



ができない期間である。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立期間②の直前の申立人が学生だったとする期間のうち、昭和 63 年度及び平成元年度においては、申立人及び申立人と同様に父親が保険料を納付していたとする母親の保険料の納付時期等は、申立人の納付時期等と類似していることが確認でき、また、同記録によると母親の申立期間②に係る保険料は、納付されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の母親の申立期間②を含む平成 2 年度の保険料は同年 4 月に前納されているが、申立人の同年度の保険料のうち、申立人が専門学校を卒業した直後であり申立期間②の直前の同年 4 月の保険料は、同月に現年度納付されている上、申立期間②の直後の 3 年 3 月の保険料は、5 年 4 月に過年度納付されていることが確認できる。また、母親の 3 年度（60 歳到達時以降の期間を除く）の保険料は、現年度納付されているが、申立人の 3 年度の保険料は、5 年 4 月及び同年 5 月に過年度納付されていることが確認できる。さらに、申立人と同様に父親が保険料を納付していたとする姉については、婚姻前の昭和 63 年度において、申立人及びその母親と保険料の納付時期等が類似しているものの、婚姻後の平成元年度においては、相違している上、元年 10 月から 2 年 1 月までの期間の保険料は、未納とされていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人の専門学校の卒業や姉の婚姻を契機に、それまで申立人の父親が納付していた保険料を本人が納付することに変えたものとも考えられ、また、申立人が専門学校を卒業した後の申立期間②以降の期間の保険料は、当初、納付されておらず、前述の保険料の納付が再開された 5 年 4 月時点において、申立期間②の保険料は、時効により納付することができなかつたと考えるのが自然である。

- 3 申立人は、自身の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付をしていたとする父親から当時の状況を聴取することができないため、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付について確認することができない。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 11 月頃に区役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行った際に、窓口職員から「国民年金保険料は、2 年間は遡って納付できるので納付しなさい。そうしないと将来年金がもらえなくなりますよ。」と言われたため、数回に分けて金融機関で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料を数回に分けて金融機関で納付したと説明しているが、保険料の納付時期、納付額、納付期間及び納付回数に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間について当初、納付記録がある昭和 60 年 4 月から 2 年間遡った 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間としていたが、年金事務所の担当者から「手帳記号番号の払出時期は、60 年 11 月となっているので、その時点で納付可能な期間は 58 年 12 月までです。」との説明を受け、加入手続時期を 60 年 11 月に変更するとともに、申立期間も 58 年 12 月から 60 年 3 月までの期間に変更したと説明しており、申立人は国民年金の加入手続時期に関する記憶も曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、国民年金の加入手続は国民健康保険加入手続と一緒にいった記憶があると説明しているが、当該手続を行ったとする区役所では、申立人に係る国民健康保険の加入記録は見当たらないと回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から60年6月まで

私は、昭和56年に帰国した後、しばらくして国民年金の加入手続を行った際に、区役所窓口の担当者から国民年金保険料を遡って納付できることを教えられ、3か月ごとに10万円前後の金額を5～6回にわたって納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料を遡って納付したとする時期及びその後の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和56年に帰国した後、国民年金の加入手続を行った際に区役所で保険料を遡って納付することができることを教えられ、保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の62年10月に払い出され、この払出時点では申立期間に時効により保険料を納付することができない期間であり、一方、この払出時点で過年度納付することが可能な60年7月までの保険料を納付していることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立期間のうち、申立人が海外に居住していたとする昭和47年7月から56年までの期間は、国民年金の適用除外期間であり、保険料を納付することができない期間であり、上記手帳記号番号の払出時点は特例納付の実施期間でないほか、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳の時に国民年金に加入し、母に勧められ、同時に付加保険料の納付の申出を行い、付加保険料を含めた金額が記載された納付書により定額保険料と併せ付加保険料を郵便局又は銀行で納付した。申立期間以外の期間は全て付加保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録の申立期間の国民年金保険料の収納年月日欄には、定額保険料が過年度納付されたことを示す記号及び「昭和 60.10.18」と記録されており、申立期間は、申立人が定額保険料を過年度納付していることが確認できることから、付加保険料は、制度上、過年度納付することができないなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から51年6月まで  
私は、母に勧められ昭和53年9月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、第3回特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料を特例納付したとする金額を30万円から40万円ほどであったと説明しているが、その額は申立期間を特例納付した場合の保険料額と大きく相違するほか、申立人は、申立期間の保険料を第3回特例納付で納付したとする場所及び昭和51年7月から53年3月までの期間に夫婦二人分の保険料を過年度納付した場所は、いずれも区役所窓口であったような気がする」と説明しているが、当該窓口では特例納付及び過年度保険料の収納業務は行っておらず、申立人は保険料の納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から52年2月まで  
私の父は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和56年1月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私は、勤務していた会社を退職し、次の会社に再就職する3か月の間に自分で国民年金の加入手続を行い、区役所の窓口で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、次の会社に再就職するまでの3か月の間に国民年金の加入手続を当時居住していた区の窓口で行い、申立期間の保険料を納めたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成2年6月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となり、区の窓口で納付することはできない。

また、申立人が所持する申立期間の保険料の納付書は「社会保険事務所送付用」、  
「収納機関用」及び「納付者渡し」の複写3枚綴りとなっており、「納付者渡し」に  
収納印が押されていないこと、申立人は、当該納付書以外の納付書が送られてきた記憶  
は無いと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうか  
がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 11865 (事案 2680 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月から13年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月から13年2月まで  
私の母は、平成13年2月に国民年金の加入手続をしてくれ、同年3月に納付書が届いたので過去2年分の国民年金保険料を区役所の窓口で納付してくれた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、「申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、申立人の母親が国民年金の加入手続、保険料の納付を行っていたため、申立人自身は保険料の納付に関与していないので保険料の納付状況が不明である。また、保険料を納付していたとする申立人の母親は、区役所において過去2年分の保険料を納付したと説明しているが、区役所では過年度納付の収納業務を行っておらず、申立人の母親が送付された納付書に記載してあったとする「区役所でしか納付できない」という文言も確認できないことから、申立内容に不合理な点が見られるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月21日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料の提出等はなく、申立人の母親は、申立期間の保険料を遡って一括で納付したと強く主張しているが、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、オンライン記録から、平成14年11月14日に過年度納付書が作成されていること、及び申立期間の翌月から当該納付書作成時点までの保険料は現年度納付されていることが確認でき、当該納付書作成時点では申立期間のうち、12年9月以前の保険料は時効により納付することができなかつたほか、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から同年9月まで  
私は、平成3年5月頃に区役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を1か月ごとに納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成6年2月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、上記手帳記号番号払出時に交付されたとみられる年金手帳以外に年金手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年3月まで

私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続を区役所でしてくれて、私が厚生年金保険適用事業所に就職するまでの期間の国民年金保険料を全て納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の平成3年4月1日に払い出されており、当該手帳記号番号払出当時に交付されたとみられる年金手帳の「国民年金の初めて被保険者となった日」欄にも同日の日付が記載されていることから、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の保険料を納付したとする母親は、保険料を遡って納付したり、まとめて納付した記憶は無いとし、申立人もこの様な話を聞いた記憶は無いとしているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記年金手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 8 月まで  
私は、昭和 59 年 10 月に会社を退職し数か月を過ぎた頃に、父から強く勧められて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和 59 年 10 月に会社を退職した数か月後に父親から強く勧められ国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したと説明しているが、申立人は保険料の納付額及び納付期間に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 3 年 2 月頃に払い出されているほか、申立人が所持する年金手帳の国民年金の初めて「被保険者となった日」は申立期間後の「平成 2 年 9 月 1 日」と記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は父親から国民年金の加入及び申立期間の保険料の納付について強く勧められたことを具体的に説明していることから、当委員会において申立人が当時居住していた区の国民年金手帳記号番号払出簿の申立期間及びその前後の期間について目視確認調査を日本年金機構に依頼した結果、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から52年3月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は父名義の口座から振替で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、父親は加入当初から口座振替で申立人の保険料を納付していたはずであると説明しているが、申立期間当時から申立人が居住している市では口座振替による保険料の納付は昭和49年4月から実施されており、申立期間の当初は口座振替では保険料を納付できない期間であるほか、上記市の国民年金被保険者名簿では、夫及び両親の昭和49年度から52年度までの保険料は三人分で一緒に納付されているものの、定期的に納付されていないことから口座振替以外の方法で保険料を納付していたと推認でき、申立人の52年度の保険料は53年4月に一括納付されており、口座振替では納付されていないことが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年3月頃に払い出されたており、当該払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は保険料を遡って納付したことはないと思うと説明しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

私の母は、平成3年4月に私の国民年金の加入手続を行い、婚姻するまでの国民年金保険料は毎年4月に1年分を納付してくれていた。国民年金の加入手続をしているのに、保険料を納付しないはずはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、加入手続の時期、保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年5月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の母親は遡って保険料を納付した記憶は無く、申立人に渡した手帳は1冊だけで別の手帳の記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年6月から59年3月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和59年6月に当時同居し申立人と同じく家業を手伝っていたとする申立人の兄と連番で払い出され、この払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は父親から保険料を遡って納付したと聞いた記憶は定かでないほか、上記の兄も申立期間の自身の保険料が未納であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 11 月から 42 年 3 月までの期間、47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間、49 年 10 月から 51 年 3 月までの期間、52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 56 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月から 42 年 3 月まで  
② 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで  
③ 昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月まで  
④ 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで  
⑤ 昭和 56 年 7 月から同年 12 月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続をし、昭和 36 年から 56 年までの私の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は、保険料の納付額、納付場所等に関する記憶が曖昧であり、申立期間の自身の保険料は未納である。

また、申立期間①から④については、申立期間①直前の昭和 36 年 4 月から 38 年 10 月までの期間の保険料及び申立期間④直後の 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の保険料は、55 年 6 月に第 3 回特例納付及び過年度納付により納付されていることが領収済報告書及び被保険者台帳で確認でき、申立人はこの納付時点以降 60 歳に至るまでの保険料を継続して納付すれば、当該期間の保険料が未納であっても年金受給資格期間の 300 月を満たすことから、受給資格期間を満たすのに必要な納付月数を考慮して当該期間の保険料を納付し、当該特例納付及び過年度納付時点では申立期間①から④は未納であったと考えられ、夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたとする妻も申立人と同様に年金受給資格期間を考慮して特例納付及び過年度納付をしている状況が見られるほか、



申立期間⑤については、申立人は当該期間後 60 歳までの期間の保険料は未納であり、妻はある時期から保険料を納付しなかったと説明していることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年3月まで  
私の母は、私の申立期間の国民年金保険料について免除申請手続きをしてくれていたはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は国民年金の免除申請手続きに関与しておらず、申立人の免除申請手続きを行っていたとする母親から当時の状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成6年12月27日に払い出され、当該払出時点では申立期間は免除申請することができない期間であり、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳に関する記憶も無いほか、申立人は、申立人が20歳になった頃に母親が国民年金の加入手続きをしてくれていたと強く主張していることから、当委員会において5年10月から6年3月までの期間について申立人が当時居住していた区の国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認調査を日本年金機構に依頼した結果、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、加入手続を行い申立人の年金手帳を受け取った時期及び保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 63 年 12 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、母親は、申立人の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から同年 9 月まで

私は、会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、送付された納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、現在所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」欄に昭和 58 年 3 月 1 日と記載されていることをもって、同日に加入手続をしたはずであると説明しているが、当該年月日は国民年金の被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時点を示すものではない。

また、申立人の年金手帳の記号番号は昭和 62 年 12 月から 63 年 3 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が所持している年金手帳の「被保険者の種別」欄には第 3 号被保険者を示す「3 号 A」等と印刷されていることから、当該手帳は申立期間後の 61 年 4 月以降に交付された年金手帳であると考えられ、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していたか記憶が曖昧であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19817

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 11 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 41 年 1 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで

A社又はB社（現在は、C社）に勤務していた申立期間①、D社（現在は、E社）に勤務していた申立期間②及びF社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に各事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はG区に所在していたA社又はB社に勤務していたと申し立てているところ、商業登記簿謄本は確認できないものの、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立人が記憶している所在地にB社という適用事業所を確認することができる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 40 年 12 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所になっていない。

また、C社の元代表取締役の妻は、B社の前は、A社という名前の個人事業だったが、申立期間①当時の代表者は既に死亡している上、当時の資料は無いことから、申立人の勤務実態や保険料控除について確認できない旨供述している。

また、B社に勤務していた複数の従業員に、申立人の勤務状況を確認したところ、いずれも申立人を記憶している者はおらず、同社が適用事業所になった日より前に厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは不明である旨供述している。

さらに、申立人は、B社における上司及び同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除についてこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、E社の代表者は、申立期間②当時の代表者は既に死亡している上、人事記録及び厚生年金保険に関する関連資料は残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできないと回答している。

また、申立人が記憶している同僚は、D社に係る厚生年金保険被保険者原票において氏名が確認できない上、申立期間②に厚生年金保険の加入記録がある従業員 12 名に文書照会したが申立人を記憶している者はいないことから、申立人の勤務実態を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除についてこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、F社の所在地及び申立期間③当時の代表者が市議会議員だったことを記憶しており、同社は「申立人の供述内容から申立てをしている事業所は当社である。」と回答している上、申立人が記憶している同僚の名字が同社の厚生年金保険被保険者原票で確認できることから、勤務期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、F社は、申立期間③当時の代表者は既に死亡しており、申立期間③当時の社会保険に関する資料は残っていないため不明であると回答している。

また、申立期間③当時に勤務していた従業員の供述から、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除についてこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 2 日から 39 年 3 月 22 日まで  
② 昭和 40 年 8 月 24 日から 43 年 3 月 31 日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 43 年当時の社会保険事務所（当時）における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間①において発行された厚生年金保険被保険者証には、「脱」の表示が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が申立人に対して支給されたものと認められる。

なお、申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 3 月 31 日の前後の各 2 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 13 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11 名について支給記録が確認でき、そのうち 9 名については、資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち受給者 1 名は、「会社から脱退手当金の説明を受けて受給することを判断し、会社に請求手続をしてもらった。」旨供述していることを踏まえると、同社では事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 6 月 24 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の

支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 2 日から 42 年 4 月 2 日まで  
58 歳のときに年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。  
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の被保険者期間は別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、当該未請求の被保険者期間が 15 日間と短期間であり、申立人自身も、「B社において、厚生年金保険に加入していたことは、今回初めて知った。」旨述べていることを踏まえると、当該未請求の期間があることに不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から35年4月15日まで  
60歳で年金受給の手続をしたときに、初めて申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。  
しかし、脱退手当金の請求をしたことも、受給した覚えも無いので、その支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年4月15日の前後の各3年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する25名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、16名に支給記録が確認でき、そのうち14名については、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同社が保存している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の申立人の欄には、脱退手当金の請求手続が行われた旨の表示が確認できることを踏まえると、申立人に係る脱退手当金については、事業主が代理請求をしたものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和35年10月21日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月21日から同年9月21日まで  
② 昭和37年9月23日から41年8月1日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録の確認をしたところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無く、昭和42年3月頃は産後の肥立ちが悪く実家の方に行っており、子供を連れて手続には行けなかったと思う。その後、日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認についてのはがきが届き、申立てをすることにした。申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人が所持している昭和42年の家計簿によると、同年1月23日に「私の厚生年金保険の事で、主人半日休カを取って、保健所に行って下さった。」と記載されており、脱退手当金の支給決定日が同年3月31日であることを踏まえると、申立人に代わり申立人の夫が脱退手当金の請求手続を行ったと考えるのが自然である。ただし、当該家計簿における「保健所」との記載については、厚生年金保険の事務処理において保健所は関係が無いと認められることから、社会保険事務所と書くべきところを誤って記載したものと考えられる。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされおらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の被保険者期間は別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、当時は、請求者から当該期間の申出をしなければ、社会保険事務所では、別の記号番号で管理されている請求者の被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられるこ

とから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月28日から同年4月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和57年3月31日まで勤務し、保険料も控除されていたと思うので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る「労働者名簿」から判断すると、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、当時の資料は保存しておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答しているところ、同社の人事担当者は、退職月の厚生年金保険の取扱いについて、保険料は翌月控除のため、月末退職で翌月の1日付けで被保険者資格を喪失している従業員については、退職月の給与から2か月分の保険料を控除しているが、月末付けで資格を喪失している従業員については、給与から前月分の保険料を控除し、退職月に係る保険料は控除していないはずである旨供述している。

一方、A社が加入する厚生年金基金における申立人の加入記録は、資格喪失日が昭和57年3月28日と記録されているところ、同社によると、同社が厚生年金基金に加入した46年4月から複写式の用紙を使用し、厚生年金基金、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合に届出を行っているとしている。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間を含む前後の期間の月末において、被保険者資格を喪失した者のうち6人について、雇用保険の離職日と比較したところ、そのうちの5人は、雇用保険の離職日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が必ずしも符合していないことがうかがえる。

さらに、上記の月末喪失者に文書照会したところ、申立人と同期入社で同一部署に所属していた同僚から回答があり、「給与明細書は保管していないが、退職月の手取給与は前月の手取額と変動は無かった。」としており、退職月の保険料は控除されていなか

ったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19829

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から平成7年12月28日まで  
社会保険事務所(当時)の照会により、A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、昭和62年10月から平成元年11月までは47万円、同年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年1月21日より後の同年6月27日付けで、昭和62年10月から平成元年11月までは6万8,000円、同年12月から6年10月までは8万円、同年11月から7年11月までは9万2,000円に遡及減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成3年分の所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除額から算出される標準報酬月額は、上記遡及減額訂正前のオンライン記録と一致することが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記遡及減額訂正処理の時期において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の元役員及び複数の元従業員は、「給与の遅配があり、社会保険料の滞納があった。」旨供述している上、「社判、代表者印は申立人が管理しており、社会保険事務は申立人が行っていた。」旨供述している。

このことから、申立人は、上記標準報酬月額の遡及減額訂正処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 10 月 20 日まで  
② 昭和 49 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。同社には各申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社を昭和 45 年 4 月 30 日に退職、同年 10 月 20 日に再就職しており、当該記録は、同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の被保険者記録と符合していることが確認できる。

また、A社から提出された労働者名簿によると、申立人は、昭和 45 年 5 月 6 日に出産により退職し、同年 10 月 20 日に再入社した旨記載されていることが確認できる。

さらに、A社の元従業員は、「時期は覚えていないが、申立人は出産の直前まで勤務していた。」旨供述している。

なお、上記被保険者原票によると、申立人の健康保険証が昭和 45 年 5 月 19 日に、社会保険事務所（当時）に返納された記録が確認できる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社を昭和 49 年 1 月 31 日に退職、51 年 10 月 1 日に再就職しており、当該記録は、上記被保険者原票の被保険者記録と符合していることが確認できる。

また、A社から提出された労働者名簿によると、申立人が昭和 45 年 10 月 20 日に再入社した際の退職日は記載されていないが、申立人は 49 年 4 月 1 日に再々入社した旨記載されていることから、申立人は、申立期間②の時期に、同社を退職したことが推認できる。

さらに、上記元従業員は、「時期は覚えていないが、申立人は、夫とB社を立ち上げ、A社を退職したことは記憶にある。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19831

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月から 21 年 10 月まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、所在地を管轄する法務局にA社に係る商業登記の記録は無く、同社及び代表者の所在を特定することができない。

さらに、申立人が記憶する同僚においても、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することができず、その他、申立人が記憶する上司及び同僚は名字のみであることから、オンライン記録より、これらの者の所在を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、B県にA社について照会したが、同県は、「当該組織については不明である。」旨回答している。

なお、C社の昭和 45 年付けC社譜によると、「昭和 21 年に至り占領軍による進駐となり、全国の家具業界は進駐軍用家具の生産調達の命を受け、在E地区家具業者一環となり、これを傘下とする組織体制を確立し、D社を設立した。」旨記述があることから、C社にA社について照会したが、C社は、「当時のことは不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月1日から平成元年7月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和63年7月1日に採用された後、C社に派遣されたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社から派遣されたとするC社に勤務した複数の従業員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人は、申立期間に、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の複数の従業員は、「当時の派遣社員は、2か月程度の短期から始まり、更新を繰り返すことで派遣期間が最長9か月程度になった。派遣社員の社会保険への加入は、長期派遣の見込みがたってからであった。なお、当時は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律が施行されて間もないこともあって、同社において、派遣労働者を社会保険に加入させる明確な基準は無かった。」旨供述している。

また、A社の派遣労働者は、「派遣先が自分のことを知っており、長期派遣が前提であった事情もあって、自分はすぐに社会保険に加入したが、他の短期派遣労働者については国民健康保険に加入することになった。」旨供述している。

さらに、A社の従業員によると、申立期間当時、同社の派遣登録社員は2,000人から3,000人いたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間当時の同社における厚生年金保険の被保険者数は35人程度であったことが確認できる。

なお、B社は当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19835

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から48年4月1日まで  
A社(現在は、B社)に主任職のキーパンチャーとして勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の代表者及び同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、申立期間当時の資料等を保管していないとしていることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の上記の代表者は、女性従業員のほとんどがキーパンチャーであり、当時、キーパンチャーの厚生年金保険への加入は選択制であり、本人の希望を考慮して加入させており、申立人については、手取額を増やすために厚生年金保険への加入を希望しなかったため、加入手続を行わなかったとしている。

さらに、上記の代表者及び申立期間に加入記録のある男性従業員は、申立期間当時は60人から90人程度の女性のキーパンチャーが勤務していたとしているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同時期に厚生年金保険の被保険者となっている女性従業員は、16人から36人程度であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19839

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 2 日から 52 年 3 月 15 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間後に関連会社であるB社への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚等の供述から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 51 年 8 月 2 日と記録されており、雇用保険被保険者記録によると、申立人の離職日は同年 7 月 28 日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と雇用保険の離職日はおおむね符合している。

また、申立期間に係るA社の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い。

さらに、A社は既に解散し、当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年11月1日から16年9月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成16年9月1日から同年12月31日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月1日から16年12月31日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。

申立期間当時は、A社の代表取締役となっていたが、営業部長職であり、経営コンサルタントが同社の実質上の代表者であったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 平成15年11月1日から16年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、同年6月9日付けで、15年11月に遡及して随時改定が記録された結果、当該期間の標準報酬月額は9万8,000円となっていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の複数の従業員が「申立人は事業主であり、同社の経営に係る全ての権限を有していた。」と回答している。

さらに、A社の実質上の代表者であったと申立人が述べている経営コンサルタントは、「平成17年7月にA社から清算の相談を受けたが、直接的な経営の指揮を執ったことは無い。また、申立人は、銀行印、実印を社員に任せる人ではなかった。」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間

における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 平成16年9月1日から同年12月31日までの期間について、年金事務所から提出された同年7月8日付けの報酬月額算定基礎届では、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記載されており、社会保険事務所（当時）の不合理な処理は見当たらない。

また、申立人は、「平成16年度市民税・都民税課税証明書」を提出しているところ、同課税証明書に記載されている社会保険料（52万1,952円）について、申立人の主張する標準報酬月額が62万円（健康保険は71万円）の場合とオンライン記録のとおり標準報酬月額が9万8,000円の場合を試算したが、いずれも金額に差があることから、同課税証明書では、当該期間の保険料に見合う標準報酬月額が申立人の主張する額であったことを確認することができない。

さらに、申立人が提出した預金通帳の振込額により、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い給与が振り込まれていることは確認できるが、控除されていた厚生年金保険料を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。



## 東京厚生年金 事案 19858

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月20日から4年10月20日まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では営業職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録がある従業員に照会したところ、回答のあった2名が、「申立人の名前（漢字）に見覚えがあるが、勤務期間は分からない。」と述べていることから、勤務した期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務したことはうかがえる。

しかし、A社の事業主は、「正社員は社会保険に加入させたが、営業職（内勤者を除く。）は正社員ではなく契約社員扱いだった。各自確定申告をし、保険は自己責任となっており、社会保険には加入させていなかった。加入させていないので、保険料も控除していない。」と回答している。

また、A社における2名の従業員は、「営業は社会保険に加入していなかった。」と述べている。

さらに、申立人がA社で同じ営業に従事したとする同僚2名は、同社に係るオンライン記録に氏名が見当たらない。

加えて、申立人は、「A社の従業員は70名から80名くらいいた。」と述べているところ、オンライン記録によると、同社の被保険者数は、平成3年9月が17名、4年10月が22名となっていることから、事業主は一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から48年7月1日まで  
A社B支店（現在は、C社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料は無いが、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初3万3,000円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年1月に、事業主からの訂正届により11万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額（3万3,000円）とされ、申立人の主張する報酬月額と相違している。

しかしながら、A社B支店の人事記録を取り扱うD社から提出された「社内歴」によると、申立人は、昭和46年2月26日に海外研修員としてE国に派遣されたことが記載されており、申立人も、「昭和46年2月に単身でE国に渡り、その後、半年くらいして家族を呼び寄せ、48年1月頃に帰国した。」と供述している。

また、D社は、申立期間当時の海外研修員及び厚生年金保険料の取扱いについては不明としているところ、A社B支店の当時の人事担当者は、「A社では申立期間当時、海外研修員に対し、海外給与のほかに国内給与を支給していた。国内給与は、基本給、役職手当、家族手当、住宅手当及び管理職手当の合計額の、単身赴任者には8割相当額が、家族帯同者には2割相当額が支給された。厚生年金保険料は、国内給与から控除していた。」と供述している。

さらに、上記人事担当者の手帳の記録から、申立人とほぼ同時期に海外研修員として他国に派遣されていたことが確認できる従業員二人の標準報酬月額は、オンライン記録により、申立人と同様に低額で記録されている期間があることが確認でき、当該期間は、従業員二人が単身赴任以降に家族を呼び寄せた家族帯同期間と考えられることから、A

社B支店は、申立期間当時、家族帯同者の国内給与支給額である2割相当分を厚生年金保険の標準報酬月額として届け出ているものと考えられる。

加えて、A社B支店の当時の厚生年金保険担当者は、「申立期間当時の届出用紙は複写式であり、会社が社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金のそれぞれに提出していた。」と供述しているところ、企業年金連合会から提出された申立人の中脱記録照会には、申立期間の標準報酬月額は3万3,000円と記録されている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月26日から同年11月25日まで  
A社のB支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
同社には、公共職業安定所を通して、平成元年8月末から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人の在籍期間は平成元年11月25日から同年12月25日までである。」旨回答し、同社から提出された申立人に係る「労働者名簿」及び「雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）」によれば、申立人の入社年月日は平成元年11月25日であることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人は同僚等を記憶していないことから、A社に係るオンライン記録から、資格取得時の年齢が40歳以上である従業員8人と昭和62年4月から平成元年12月までに被保険者資格を取得した従業員16人の計24人に照会したところ、11人から回答があり、このうち、申立期間に申立人同様、同社のB支店で勤務していたとする二人を含め、全員が申立人を知らない旨回答している。

さらに、雇用保険、健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録では、申立人の資格取得日はいずれも平成元年11月25日となっており、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19862

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月24日から44年3月31日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社はB社から名前が変わっただけで、仕事も勤務場所も同じだった。A社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社はB社の名称が変わっただけであり、同じ場所で継続勤務していた。昭和44年4月からは、会社から独立して自営業を始めた。」と主張している。

しかし、商業登記簿謄本によれば、B社は昭和41年4月に解散しており、A社は同年6月に設立されていることが確認できる。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社は昭和41年3月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社は45年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、A社は、上記被保険者名簿によれば、昭和48年3月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、B社に係る上記被保険者名簿から、昭和41年3月前後に被保険者であった従業員7人に照会したところ、5人から回答があり、4人は、同年3月23日前に同社を辞めたと回答しており、残る一人の従業員は、「自分は、事業主の子だが、申立人がB社で勤務していたことは覚えている。また、自分も、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。保険料の控除については、記録も無いし覚えていない。」と回答している。

また、上記従業員は、「A社は当初、兄が立ち上げたものだが、一年後に死亡したため、父親が同社を引き継いだ。自分は当時20歳くらいで使い走りの仕事だったので、この間の事情は分からない。」旨供述していることから、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19863

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月31日から同年6月1日まで  
A社(現在は、B社)には月末まで勤務していたが、資格喪失日が5月31日となっている。会社の事務的な誤りと思われるので正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された経歴書及び健康保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人のA社における退職日は平成9年5月30日(金曜日)と記録されており、申立期間の勤務が確認できない。

また、B社は、「当時は、退職月の最終営業日を退職日としていたため、申立人の退職日は平成9年5月30日で相違ない。また、同年5月の退職者についても、5月30日退職、5月31日資格喪失となっており、申立人と同様の取扱いとしている。また、社会保険料は翌月控除だが、末日退職の場合は、退職月の給与より2か月分の社会保険料を控除していた。」旨回答している。

さらに、平成9年5月31日に被保険者資格を喪失している3人の元従業員に照会し二人から回答を得たが、そのうちの一人から提出されたA社に係る同年5月の給与明細表によると、1か月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。また、もう一人の従業員は、「退職時に、退職月の最終営業日を離職日とする。」旨の説明を受けた記憶があると回答している。

加えて、B社が加入する企業年金基金及び健康保険組合の回答によれば、申立人に係る資格喪失日は平成9年5月31日と記録されており、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 16 日から 14 年 3 月 1 日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給額より低く記録されている。一部期間の給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人は申立期間に係る給与明細書を保有していないため申立期間の報酬月額は確認することができない上、申立人から提出されたA社における平成 14 年分給与所得の源泉徴収票から確認できる保険料控除額に基づき算出した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致しており、申立人の主張は確認できない。

また、A社は、事業所を閉鎖している上、申立期間当時の事業主は死亡しており、もう一人の事業主とは連絡が取れないため、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、当時の経理担当者は、「私が入社した平成 10 年頃から経営状況は悪化しており、従業員の手取額を維持するため、社会保険事務所（当時）には給与支給額より低い額を標準報酬月額として届け出していた。なお、給与から控除していた保険料は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく額であった。申立期間の賃金台帳等については、閉鎖時に処分したので残っていないと思う。」旨述べている。

加えて、オンライン記録から申立期間にA社において厚生年金保険の加入記録がある従業員 20 人に、自身の給与と標準報酬月額の相違等を照会したところ、5人から回答



があり、上記経理担当者を除く4人は、「当時の給与明細書も保管しておらず、給与と標準報酬月額の違いについては分からない。」と回答しているが、そのうち一人は、「会社は、給与支給額より低い額で、社会保険事務所に標準報酬月額を届け出ている。給与からの保険料控除は、届け出ている低い額に基づく保険料額しか控除されていなかったと思う。」旨述べている。

また、A社に係る申立人のオンライン記録（被保険者資格記録照会回答票）では、申立人の標準報酬月額の記録に、遡って訂正が行われる等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から36年3月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、短期大学に通学しながら、アルバイト社員として勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「当時の関連資料を保存しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答している。

また、A社は、「申立期間当時の厚生年金保険の加入条件は正社員のみと思われる。」と回答しており、申立期間当時の複数の元従業員が、同社の厚生年金保険の加入条件について、「正社員のみ加入」と回答しているところ、申立人は、同社ではアルバイト社員だったと主張している。

さらに、申立人と同じ職種で申立人が姓のみ記憶しているアルバイト・パートのベテラン同僚3人について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認したところ、二人の姓の被保険者はおらず、残りの一人については同姓の者が8人いるため、申立人が記憶している同僚であることを確認することはできなかった。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険の整理番号の欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19871

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 21 日から 56 年 10 月 21 日まで  
② 昭和 56 年 10 月 17 日から 57 年 1 月 31 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に3年弱勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社の資格喪失の記録が1年ずれているために、次に勤務したB社に係る申立期間②も1年ずれているので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和 56 年 10 月 21 日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 55 年 10 月 20 日と記録されており、オンライン記録と符合している。

また、申立人のC厚生年金基金におけるA社に係る資格喪失日は、昭和 55 年 10 月 21 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、B社から提出された申立人の履歴書には、「昭和 55 年 10 月 A社退職」と記載されている。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚4人のうち、住所が確認できた二人に照会したところ、回答を得られた一人は、申立人を知っているものの在籍期間は不明としていることから、この者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 56 年 2 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、B社に昭和 56 年 10 月 17 日から 57 年 1 月 31 日ま

で勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人はB社において、昭和55年10月21日に資格取得し、56年1月31日に離職と記録されており、オンライン記録の資格取得日及び資格喪失日と同日になっている。

また、B社は、上記の履歴書を保管しており、前職の退職日は、「昭和55年10月」と記載されていることから、申立人は昭和55年に入社したと思うとしている。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は同社において昭和55年10月17日に厚生年金保険の資格を取得しているところ、申立人が自身の方が何か月か早く入社したと記憶している同僚は、同社において同年11月21日に資格を取得していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 4 月 8 日まで  
② 昭和 40 年 4 月 2 日から 44 年 6 月 15 日まで  
③ 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 10 月 26 日まで

平成 18 年に社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間に係る脱退手当金をもらっていることになっていることを知った。しかし、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無く、請求手続をしたことや脱退手当金を受け取った記憶も無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び申立期間③に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿において、同社を退職後の昭和 46 年 2 月 12 日に、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者記号番号を申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号に統合する手続がとられていることが確認できること、申立人に対する脱退手当金は同年 1 月 29 日に支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該記号番号の統合が行われたと考えるのが自然である。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 1 月 29 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月14日から同年10月21日まで  
② 昭和35年8月16日から38年10月2日まで

昭和 22 年9月に日本年金機構からの通知で申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、当該脱退手当金については、受給した記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年10月2日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす12名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち4名は「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」旨回答していることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和39年2月25日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月1日から37年2月26日まで  
② 昭和37年2月26日から39年8月2日まで  
③ 昭和39年8月4日から42年12月29日まで

平成22年秋に日本年金機構から来たハガキに記載された申立期間の脱退手当金の支給額が、自分が記憶している受給額よりあまりに多額となっているので、納得いかず申立てをした。A区役所の第2庁舎へ行き脱退手当金を受給したが、書類には金額が記載されておらず、署名だけをしてきた。脱退手当金を支給したとする額と受け取った額が違っていることと、当時、同区役所で脱退手当金の支給事務が行われていたかについて調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、A区役所の第2庁舎へ行き、金額が記載されていない書類に署名し、8,600円くらい受給したが、年金事務所では、当該脱退手当金の支給額は、3万3,306円であるとしており、納得ができないため申し立てたとしている。

しかしながら、申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録及び厚生年金保険脱退手当金支給報告書においては、申立期間①、②及び③を対象に、昭和43年5月1日に、3万3,306円支給決定されたことになっている。

また、申立期間③に勤務したB社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間に係る脱退手当金をA区役所の第2庁舎でもらったと主張しているが、厚生年金保険に係る事務については、昭和43年当時、都道府県知事への機関委任事務として、都道府県社会保険担当部局及び社会保険事務所（当時）で行われており、当該事務を市町村長に行わせるためには法令上の根拠が必要であったところ、

当該法令上の根拠規定は見当たらないこと、また、C年金事務所は、昭和42年当時の脱退手当金の支給に係る事務を含む厚生年金保険の事務について、C社会保険事務所（当時）内で行っており、同社会保険事務所の出張所をA区役所に置いていたことも、脱退手当金を同区役所で支給したことも無いと説明していることから、申立人が当該脱退手当金を同区役所の第2庁舎で受給したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る3万3,306円の脱退手当金を受給していないと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から36年10月1日まで  
年金記録について照会したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年10月1日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する22名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、17名に支給記録が確認でき、そのうち12名は資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち受給者5名は、「脱退手当金については、会社が請求手続を行った。」旨回答していることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和37年3月30日の直前の36年11月18日に、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の37年3月30日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで  
平成 16 年頃、自分に脱退手当金が支給されていることを知らされ驚いた。以来、何度も社会保険事務所（当時）に行って相談していたが、疑問は解消されないままである。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査して脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給記録が有る昭和 43 年当時の社会保険事務所（当時）における事務処理については、脱退手当金を支給する場合、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間において発行された厚生年金保険被保険者証には、「脱」の表示が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が申立人に対して支給されたものと認められる。

なお、申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和 43 年 10 月 18 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から 31 年 6 月 14 日まで  
② 昭和 31 年 10 月 21 日から 32 年 4 月まで  
③ 昭和 35 年 6 月 16 日から 35 年 8 月 16 日まで

A社及びB社で勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に両社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、申立人は学校を卒業後、昭和 31 年 4 月にA社に入社し、昭和 32 年 4 月頃まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、「申立期間①及び②当時の資料を保管しておらず、また、当時の状況を知る者がいないことから、申立人の勤務期間について確認できない。また、現在、2か月間の試用期間を設けており、試用期間中は、厚生年金保険には加入させない取扱いをしているが、当時も同様であったと思う。」旨供述している。

また、申立人が記憶している二人の同僚に連絡が取れないことから、申立期間①当時、A社で勤務していた複数の従業員に照会したところ、3名から回答があり、そのうち1名は「同社において申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間までは覚えていない。また、同社では、試用期間があった。」旨供述している。

以上のことから、同社においては、従業員を採用してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 2 申立期間②については、申立人は、A社に昭和 32 年 4 月頃まで勤務していたと申

し立てている。

しかしながら、申立期間①と同様に、A社及び同僚から、申立期間②における申立人の勤務を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③については、B社から提出された申立人に係る社員名簿において、「昭和35年6月16日付けで試雇開始、昭和35年8月16日付けで3級雇員に採用する」旨の記載があることから、申立人が、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は、同社において昭和35年8月16日に厚生年金保険の資格を取得したことが確認できることから、申立期間③においては、厚生年金保険被保険者でなかったものと認められる。

このことについて、B社は、「申立人については、申立期間③においては、試雇の期間であったことから、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も給与から控除していなかった。」と説明している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月1日から30年4月17日まで  
② 昭和30年5月1日から33年4月1日まで

平成22年9月に年金事務所で年金記録の確認をした際に、申立期間について、脱退手当金が支給されている記録が有ることを知った。脱退手当金の手続をした記憶も受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年4月1日の前後各3年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす17名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む10名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち5名は資格喪失日から約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求が考えられ、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給時期については、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年5月14日に支給決定されており、不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から脱退手当金について聴取しても、請求したことも受給したことも無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月1日から47年11月16日まで  
年金の受給手続をしたときに、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知ったが、そのままにしていた。平成22年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金記録のお知らせ(はがき)が来て、申立期間について脱退手当金が支給されていることを再確認した。  
しかし、私には、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和47年11月16日の前後各5年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす25名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、15名に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち3名は、「退職時に会社から脱退手当金の説明を受け、脱退手当金の請求手続は会社が行い、脱退手当金を受給した。」旨回答していることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和47年12月20日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19884

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月20日から同年11月1日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書等はないが勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたとしているが、同社は、「当時の人事記録を保管していないため、申立人の在籍期間については不明であり、当時の社会保険事務所（当時）への届出用紙に欠番は無く、申立人の氏名の記載も無かった。また、申立期間当時在籍していた従業員に申立人について確認したが、申立人を記憶していないとの回答を得た。」旨回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、当時の同僚から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間の全期間においてA社に在籍していた従業員6人のうち、連絡先が判明した二人に照会したところ、二人とも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年1月15日まで  
A社所有のB丸に乗船した申立期間の船員保険の加入記録が無い。同船には昭和38年4月に乗船し39年1月15日まで継続して乗船勤務した。申立期間も船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社所有のB丸に昭和38年4月に乗船し39年1月15日まで継続して乗船勤務した。」旨供述している。

しかしながら、A社は昭和37年7月1日に船員保険の適用事業所となった後、38年9月1日に適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間の一部は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、「B丸に乗船勤務した。」旨供述しているため、A社所有の船舶を管轄するC省D支局にB丸の船舶原簿について照会したところ、同支局の担当者は、「D支局の船舶管理原簿では、B丸及びA社の船舶原簿への登録は確認できない。」旨回答している。

さらに、A社の元事業主は既に死亡しており、また、申立人は船員手帳を所持しておらず、申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は昭和40年3月29日となっており、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険の加入状況について確認できない。

加えて、A社に係る船員保険被保険者名簿に氏名の記載がある従業員7人のうち、連絡先が判明した4人に申立人の申立期間における勤務状況等を照会したところ、二人から回答があり、そのうち一人は申立人を覚えているものの、「乗船期間、勤務地、職種等については覚えていない。」旨供述している。また、当該被保険者名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人について、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 11 日から 46 年 8 月 28 日まで  
平成 22 年 9 月頃に届いた日本年金機構からの「確認ハガキ」を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 46 年 9 月 20 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 8 月 28 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある 8 名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 6 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 5 名について厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人が、「事業所が脱退手当金の請求手続をしていた。」と供述をしていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 9 月 20 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から30年4月1日まで

A社B所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者による「申立人の在籍は確認できなかった。」旨の供述及び同社B所の複数の元従業員による「申立人を記憶していない。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、A社B所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立人の記録を確認できない上、申立人は「会社から健康保険証を受領したかどうか記憶していない。」旨供述している。

そこで、A社B所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できなかった。

また、A社B所の元従業員から提出のあった、昭和29年4月の新入社員研修（配属の全員が参加）時の集合写真の氏名欄及び当該社員研修時の参加者名簿において、申立人の氏名を確認することができなかった。

なお、申立人はA社において勤務した事業所の名称を正確には記憶していないことから、同社B所に隣接する同社C所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿についても調査したが、申立人の記録を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19896

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 25 日から 42 年 2 月 21 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述から判断すると、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚及び申立期間にA社において厚生年金保険に加入していることがオンライン記録から確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等について照会したが、いずれの者も不明である旨回答している。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できず、申立人の勤務の状況が確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 38 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 10 月 25 日に被保険者資格を喪失した後、42 年 2 月 21 日に被保険者資格を再度取得していることが確認できるところ、同社の商業登記簿謄本によると、申立人は、41 年 12 月 10 日に取締役役に就任し、その約 2 か月後に被保険者資格を再度取得していることから判断すると、厚生年金保険に加入していなかった期間が約 3 年以上の長期間であること及び何らかの事情により、同社は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格を一度喪失させ、その後、申立人の取締役就任を契機に被保険者資格を再度取得させたものとするのが相当である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19901 (事案 13040 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月から38年4月まで

A社に勤務した期間のうち、昭和35年5月21日から38年5月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、一部期間について記録訂正が認められたが、36年3月4日から38年5月1日までの期間については、勤務実態が確認できないとの理由で記録訂正が認められなかった。

今回新たに古い母子手帳が見つかったので、再度調査して申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の代表者及び社会保険担当責任者は既に死亡又は病気加療中のため当時の詳細な勤務状況については不明であること、また、申立人が記憶している同僚から一緒に勤務していたとの供述は得られているが、申立期間の勤務を特定できないこと等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとの判断から、平成22年11月25日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな資料として、古い母子手帳が見つかったので再調査してほしいと再申立てを行っている。

一方、申立人は、上記母子手帳を基に当時長男が生まれた医院名及び所在地、その後病気で掛かった2か所の医院名及び所在地を記憶しており、自身で問い合わせたところ、1か所の医院は既に閉鎖しており、2か所の医院には申立期間当時のカルテは無かったとしているところ、現存する2か所の医院に問い合わせたが、両医院とも申立期間当時のカルテ等は保存していない旨回答しており、申立期間の健康保険被保険者証の使用状況について確認することはできなかった。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から32年2月17日まで  
平成22年3月頃に、年金記録を調べたところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。  
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年2月17日の前後の各5年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する18名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、16名に支給記録が確認でき、16名全員について資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者1名は、「会社から脱退手当金の説明は無かったが、会社が脱退手当金の請求手続をし、退職金と一緒に受け取った。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年3月20日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から35年3月23日まで  
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。  
しかし、申立期間の後に勤務した事業所では、脱退手当金を受給したが、申立期間に勤務したA社を退職したときには、脱退手当金のことを知らず、受給もしていないので、申立期間に係る支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年3月23日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する11名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、8名に支給記録が確認でき、そのうち7名については、資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者1名は、「総務課の人から、「厚生年金保険を脱退すると、一時金がもらえる。」と言われ、厚生年金保険料が掛け捨てとなり、無駄になると思ったから、会社に脱退手当金の請求手続をしてもらった。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていること意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年5月19日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月10日から32年12月2日まで  
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。  
しかし、脱退手当金については、受給した記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年12月2日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する21名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、21名全員に支給記録が確認でき、そのうち19名については、資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者4名は、「脱退手当金については、会社が請求手続を行ってくれた。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年2月11日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月13日から41年7月21日まで  
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。  
しかし、脱退手当金については、受給した記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年10月1日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務したB協会に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と同協会の被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認でき、また、同協会に係る被保険者期間が5か月間と短期間であることなどを踏まえると、未請求となっていることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月頃から同年8月頃まで  
② 昭和21年頃から22年頃まで  
③ 昭和23年4月頃から25年3月頃まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC事業所に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に勤務していたのは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された同社の社会保険加入記録から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該加入記録に申立人の厚生年金保険の記号番号の記載は無く、A社の人事担当者は、厚生年金保険の記号番号の記載が無いことから、申立人は厚生年金保険には加入していなかったと思うと供述しているところ、オンライン記録により、申立人と同様に同社の社会保険加入記録に厚生年金保険の記号番号の記載が無い従業員は厚生年金保険の加入記録が確認できず、記号番号の記載がある従業員は厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、A社に係る健康保険労働者年金被保険者名簿から、申立期間①に同社において被保険者資格を取得している元従業員9人に照会し、7人から回答があったが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認ができない。

申立期間②について、申立人はB社に勤務していたとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年7月1日であり、当該期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、B社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得

していることが確認できる複数の元従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は所在不明であることから、当該期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記回答があった元従業員のうちの一人は、B社において厚生年金保険に加入する前に厚生年金保険料は控除されていなかったと思うと供述している。

申立期間③について、申立人が記憶している同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がC事業所に勤務していたことはうかがえる。

また、上記同僚は、C事業所内で申立人を含む6人で掃除の業務に従事していたとしているところ、申立人を除く5人は、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、上記同僚は、昭和24年4月1日現在において、申立人がC事業所に勤務していたかどうかについては不明であるとしており、また、申立人も当該時期の勤務について明確な記憶が無い。

また、D事業所の記録管理業務を引き継いだE事業所は、当該期間当時の資料の多くが保管されておらず、C事業所での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19912 (事案 10100 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月1日から54年3月まで

A社(昭和39年8月7日にB社に名称変更)に勤務した昭和20年10月頃から39年3月頃までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正の必要が無いとの通知を受けた。新たな資料は無いが、紙台帳及び企業年金連合会の記録を確認するなど再調査をして、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年8月1日であり、当該期間のうち、20年10月頃から30年7月までの期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であること、申立人の夫である事業主は、既に死亡しており、申立期間当時に事業を引き継いだ申立人の夫の弟は資料を保管しておらず、申立期間当時の状況については不明であると供述していること、同社の複数の元従業員に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料の控除については不明であると供述していること、申立人は37年7月30日に国民年金に任意加入していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回、申立期間を昭和30年8月1日から54年3月までとして再申立てを行っている。

しかしながら、今回改めてA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、同被保険者名簿には申立人の記録は無く、訂正等の不自然な記載は見当たらない。



また、B社が申立期間当時に加入していた厚生年金基金及び健康保険組合の記録を確認したが、申立人の加入記録は無い。

さらに、上記被保険者名簿によると、B社は、昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

以上のことから、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年1月27日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低い記録となっているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年1月27日より後の同年10月1日付けで、8年10月及び9年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って9万2,000円に減額訂正されており、申立人のほかに取締役一人についても同様に標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票及び債権差押調書により、同社は申立期間において厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえるところ、申立人は、同社の厚生年金保険料の滞納を清算するために、標準報酬月額の減額訂正に同意し、代表者印を持って自ら社会保険事務所（当時）に出向いた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与し、同意しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から同年11月4日まで

A社又はB社(現在は、C社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時にA社からB社への異動はあったが、両社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社又はB社に勤務していたと主張しているところ、A社から提出のあった人事記録によると、申立人は昭和24年1月31日付けで同社を依願退職となり、同年2月1日付けでB社に入社したことが確認できる上、同社に係る雇用保険の加入記録も取得日が同日(昭和24年2月1日)で離職日が47年3月31日となっていることから、申立人は申立期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年11月4日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社が新たに厚生年金保険の適用事業所となった際に被保険者資格を取得した従業員15人のうち住所及び生存の確認できる4人に照会したところ、申立期間当時の同社の経理担当者は、同社が適用事業所となる前に給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと供述している。なお、ほかの3人から回答は無い。

さらに、A社及びC社は申立期間当時の賃金台帳等を保存しておらず、申立人のA社及びB社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19917

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年1月20日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和28年4月1日に同社B出張所に入社し、同年7月にC出張所に転勤後も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に申立人が入社した経緯や転勤時の記憶が具体的であり、当時の同僚や現在の事業主の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間中も同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の現在の事業主に照会したところ、当時の事業主及び申立人の上司であった出張所長は既に死亡しており、当時の資料も保存していないため、申立期間当時のことは不明であるとの回答があり、申立人の入社時期、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、当時、A社の経理及び社会保険事務を担当していた従業員は、職種や学歴によって違いはあるものの、2年から2年半程度の見習期間があり、その間は厚生年金保険には加入させておらず、当然、保険料の控除もしていなかった、また、見習から正社員にするのは当時の事業主の判断であったと供述している。

さらに、別の従業員二人は、A社では当時1年ほどの見習期間があり、その間は自分たちも厚生年金保険には加入していなかった旨供述している。

なお、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及びオンライン記録のいずれも、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和29年1月20日で一致しており、厚生年金保険の記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 22 日から同年 4 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人のA社に係る資格取得日は、昭和 63 年 4 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人から提出のあった給料支払明細書には事業所名の記載が確認できないが、A社の当時の事業主は死亡しており、現在の事業主は、当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の上司及び同僚に、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答を得ることができない。

加えて、申立人から提出のあった給料支払明細書には、厚生年金保険料が控除されていた旨の記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 62 年 5 月まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社で勤務した同僚及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人が、申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社を管轄する公共職業安定所及び労働局に、申立人を含む同僚及び複数の従業員の雇用保険の加入記録を照会したところ、申立人のみ雇用保険の加入記録が確認できず、また、申立人以外の同僚及び複数の従業員における雇用保険と厚生年金保険の被保険者記録については、おおむね一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、A社は申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月1日から同年7月1日まで  
② 昭和37年12月15日から40年9月1日まで  
③ 昭和41年3月30日から42年9月26日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和35年3月1日に入社し、継続して勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社から提出された社員番号表によると、申立人のA社における入社日は昭和35年3月1日と記載されていることが確認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該社員番号表から確認できる複数の従業員においても、入社日から一定期間経過後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、A社の元従業員は、「自分は昭和35年3月に同社に入社したが、自分の厚生年金保険の資格取得日は同年5月になっているので、当時は、2か月ほどしてから社会保険に加入していたと思う。また、申立人は自分の入社後1、2か月して入社したと思う。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人のA社における資格取得日は昭和35年7月1日となっており、当該記録は、上記被保険者名簿で確認できる資格取得日と一致していることが確認できる。

申立期間②については、複数の従業員の供述から判断すると、申立人が、当該期間において、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、上記被保険者名簿によると、申立期間②と同じ期間に、申立人の親族においても厚生年金保険の被保険者記録に空白がある者が確認でき、また、申立期間②より前

の時期ではあるが、別の親族においても、厚生年金保険の被保険者記録に空白がある者が確認できる。

なお、上記被保険者名簿によると、当該期間中の昭和40年8月10日に、A社に対する社会保険事務所（当時）による総合調査が実施されたことが確認できる。

申立期間③については、複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、C厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員記録票によると、申立人の加入員資格取得日は昭和42年9月26日となっており、同基金は、「社会保険事務所と厚生年金基金への届出用紙は複写式であった。」旨回答しているところ、当該加入員記録は、上記被保険者名簿で確認できる被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立期間③より前の時期ではあるが、上述のとおり、申立人の親族においても厚生年金保険の被保険者記録に空白がある者が複数確認でき、さらに、昭和42年6月に会計検査院による検査が実施されたことが確認できる。

なお、B社は、「申立期間①、②及び③において、厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた。」旨回答しているが、同社に係る商業登記簿謄本によると、申立人が現在の同社の代表取締役であることから、同社に当時の賃金台帳等保険料控除が確認できる資料の有無について照会したが、同社は当該回答を裏付ける資料は保管していないとしている。また、当時の経理社会保険事務担当者は既に死亡しており当時の状況について照会できないため、当該回答から、申立人の各申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことを認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 1 日から 11 年 9 月 1 日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、本来の標準報酬月額より低くなっている。社会保険料の滞納を整理するため手続を行ったが、やむなく同意したことなので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成 11 年 9 月 1 日の後の同年 10 月 5 日付けで、9 年 3 月に遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記遡及訂正処理日において代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「平成 11 年 8 月度の社会保険料が未納となり、社会保険事務所（当時）に呼び出され、代表者の過去の保険料を調整すれば、未納状態が回避されるとの協力要請があり、やむなく同意し、その場で承諾の意味で関係書類に押印した。」旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 35 年 4 月 1 日に入社して、その月から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私よりも先にA社に入社した同僚に同社を紹介されて入社した。」旨主張しているものの、上記同僚は、自身及び申立人の入社日を正確に記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務を確認することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、申立期間にA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票に氏名の記載がある従業員 17 人のうち、所在の判明した 4 人に照会したところ、3人から回答があったが、いずれも申立人を記憶しておらず、そのうちの一人は、「私には試用期間は無かったが、試用期間があった人もおり、入社から厚生年金保険に加入するまで5か月かかっていたように思う。また、当時、厚生年金保険には希望者のみ加入させていた。」旨回答している。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は一致しており、また、同被保険者原票の健康保険証番号に欠番は無く、不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 57 年 3 月まで  
A社B支店（現在は、C社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間に同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA社B支店に入社し、B支店管轄のD営業所等4か所の営業所に勤務し、訪問セールスに従事していた。」旨主張している。

しかしながら、C社は、「申立期間当時のA社の組織は、本社の下に支店があり、支店の下に営業所があり、営業所に販売員がいるというものであった。各支店長、営業所長、販売員は全て個人事業主であり、同社と個人事業主の間では委託販売契約を結んでいた。申立人は、営業所でセールスマンとして勤務されていたということなので、個人事業主であったのだと思われ、雇用関係は無い。」旨回答している。

また、申立人の同僚3人の供述により、上記販売員は個人事業主であり、A社との間には雇用関係が無いことがうかがえる。

さらに、上記の同僚3人は、「A社の販売員として勤務していた期間については、厚生年金保険には加入せず、国民年金に加入していた。」旨供述しているところ、オンライン記録によると、いずれも国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び上記同僚3人の氏名は見当たらない。

一方、オンライン記録によると、申立人については、申立期間において申立人の国民年金保険料の納付記録は無いものの、昭和44年10月1日から平成元年10月1日までの期間内に、A社B支店以外の2社に係る複数の厚生年金保険の被保険者期間が確認で

きる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月31日から31年2月1日まで  
A社からB社へ継続して勤務していた申立期間の厚生年金保険の記録が無い。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、B社は昭和31年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、B社は、「申立人は申立期間に当社に勤務しているが、当社が厚生年金保険の適用事業所となっていないということは、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと思う。」と回答している。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年2月1日に被保険者となった申立人を含む6人は、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社においても被保険者記録が確認でき、そのうち申立人を含む3人は30年10月31日に、一人は同年11月10日に、ほかの二人は同年11月30日に同社において被保険者資格を喪失し、6人全員の健康保険証が返納されていることが確認できる。

加えて、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、上記の者以外に両社で被保険者記録がある者は3人確認できるが、3人全員がA社で被保険者資格を喪失してから、B社で資格を取得するまでに空白期間があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月8日から36年7月21日まで  
60歳になって年金受給の手続に行ったときに、申立期間について脱退手当金を受給していることを知ったが、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年7月21日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす55名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、46名に支給記録が確認でき、そのうち41名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち受給者6名は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」旨回答していることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年12月26日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月10日から37年9月1日まで  
平成14年に社会保険事務所(当時)で年金の記録を確認し、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金をもらった覚えが無いのでおかしいと思っていたが、今回、日本年金機構からはがきが送られてきたので申立てをした。よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年9月1日の前後各5年以内に資格喪失した者18名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、12名に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求が考えられ、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和38年1月22日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月1日から35年12月20日まで  
② 昭和35年12月2日から38年6月26日まで

平成22年秋に、日本年金機構からハガキが来て、申立期間について脱退手当金を受給したことになることを知った。しかし、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶も無く、脱退手当金の請求手続をしたことや受け取った記憶なども無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年6月26日の前後各1年に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する16名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、11名に支給記録が確認でき、そのうち9名は資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和38年10月22日の直前の同年7月19日に、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の同年10月22日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月26日から同年5月1日まで  
② 昭和34年1月8日から同年5月30日まで  
③ 昭和35年3月1日から38年3月21日まで

平成18年に社会保険事務所(当時)に年金の加入状況について照会したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶も無く、請求手続をしたことや脱退手当金を受け取った記憶なども無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年3月21日の前後各3年以内に資格喪失した者15名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、12名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち10名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人については、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記番号払出簿において、上記A社を退職後の昭和38年5月27日に、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記番号を申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記番号に統合する手続がとられていることが確認できるところ、申立人に対する脱退手当金が同年6月25日に支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該記番号の統合が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和38年6月25日の直前の同年4月8日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが

記録されているとともに、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の同年6月25日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月19日から45年6月21日まで  
平成22年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関するお知らせ（ハガキ）が送られてきて、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、私は、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無く、脱退手当金の請求手続をしたことや受け取った記憶も無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和45年6月21日の前後各5年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する17名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、15名に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち3名は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」旨回答していることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和45年8月3日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額より低くなっている。保険料控除の確認できる資料は保有していないが、申立期間の一部期間の手取り給料の明細及び源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の源泉徴収票（昭和 51、52 及び 53 年分）により、申立期間のうち昭和 51 年、52 年及び 53 年において、申立人の主張する月平均 20 万円以上の給与が推認できる上、申立人提出の「手取り給料の明細」（昭和 52 年 1 月～54 年 1 月分）においても、52 年 1 月から 53 年 6 月までの期間及び 54 年 1 月の給与額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録を上回っていることが確認できる。

しかしながら、源泉徴収票の社会保険料の金額欄には控除額の記載は無く、「手取り給料の明細」にも保険料控除額の記載は無く支給額のみ記載されていることから、申立人の主張する厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社の社会保険事務を担当する社会保険労務士事務所保管の「被保険者関係台帳」に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間にA社において被保険者期間を有していることが確認できる従業員 5 人に、当時の厚生年金保険料の控除について照会したところ、回答のあった 3 人は、いずれも厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を保持していない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月30日から8年10月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社は派遣会社であり、派遣先のC社に平成6年7月23日から18年12月31日まで派遣社員として継続勤務していたにもかかわらず、途中11か月間も記録が無いのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された「派遣状況一覧表」及びC社の当時の従業員の供述から、申立人が申立期間当時にA社の派遣社員としてC社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、「派遣状況一覧表」には、申立人の厚生年金保険の加入状況について、平成7年11月30日に「社保喪失」、8年10月1日に「社保加入」と記録されていることから、B社は、当該期間について申立人は厚生年金保険に加入しておらず、保険料控除は行っていない旨回答している。

また、B社の担当者は、申立期間当時、派遣社員の厚生年金保険の加入について、強制加入ではなく希望制であり、平成9年頃から派遣社員も強制加入となったとしている。

さらに、申立期間にA社の厚生年金保険の加入記録がある従業員55人に対し、申立期間当時、同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、27人から回答があり、「その他・不明」を除く15人のうちの11人が「希望制だった。」と回答している。

加えて、オンライン記録の被保険者資格記録照会回答票(証交付・回収記録)によれば、申立人の健康保険証が平成7年12月1日に回収されていることが記録されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月から30年8月まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは、間違いのないので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

従業員の供述、従業員提出の社員旅行の写真等により、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は解散しており、申立期間当時の事業主も所在不明である上、従業員からも申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

また、申立人の記憶する同僚二人のうち、一人の氏名はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できるものの、他の一人の氏名は確認できない上、社員旅行の写真に写っている8人のうち、申立人を含む二人の氏名は上記被保険者名簿において確認できないことから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 17 日から 54 年 10 月 5 日まで  
A 事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所において大工として住み込みで勤務していたとしている。しかし、申立人は事業主の氏名を覚えていない上、所在地を管轄する法務局に同事業所に係る商業登記の記録は無く、事業主を特定することができないことから、申立人の同事業所における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人は、A事業所は、事業主と申立人だけの事業所であり、上司、同僚はいなかったとしていることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19960

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から6年2月26日まで  
A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の平成4年8月から6年1月までの標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年2月26日）の後の同年3月4日付けで、15万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿により、申立人は、会社設立時の昭和56年4月7日に代表取締役に就任し、申立期間及び当該訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、経営不振で給料が遅配し、資金繰りに苦勞しており、平成5年9月から厚生年金保険料の滞納があったとしている。

さらに、申立人の妻である取締役は、自身が会社印及び代表者印を保管・管理し、厚生年金保険に係る届出書類に会社印及び代表者印を押し、届出を行っていたとしており、平成6年2月頃、社会保険事務所（当時）からの滞納保険料の処理についての指示にしたがって処理手続を行ったとしている。

なお、申立人から提出された健康保険任意継続被保険者資格取得申請受理通知書では、資格喪失日は平成6年2月26日、標準報酬月額は15万円と明記され、当該通知書は、被保険者資格の喪失届及び標準報酬月額の遡及訂正の届出を処理した日と同日の同年3月4日付けで申立人宛てに通知されている。

これらのことから、申立人が取締役に社会保険の届出事務を一任していたとしても、

その行為は法人としての行為となることから、申立人は、自身の標準報酬月額減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、上記標準報酬月額減額処理について同意しており、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から35年頃まで  
A社(現在は、B社)には、営業職の正社員として勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間に厚生年金保険の記録が確認できる複数の従業員が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社では、A社における社会保険の取扱い等に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

また、申立期間当時のA社の元事業主及び上司は、既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった4人のうち経理担当者を含む二人は、同社では事務職のみを社会保険に加入させており、営業職は社会保険には加入させていなかった旨供述している。

加えて、申立期間についてA社に係る上記被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚



生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 19962

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から 36 年 4 月まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、A社の代表者を特定することができない。

さらに、申立人が記憶していた事業主の弟をオンライン記録から特定することはできず、同人以外に申立人はA社における上司及び同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年から37年12月まで  
A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社本社の団体生命保険課長に誘われて入社し、保険外務員として勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人をA社に勧誘したとする課長の厚生年金保険の被保険者記録が同社に係る事業所別被保険者名簿から確認できること及び申立人の同社での具体的な勤務内容の供述等から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、申立期間当時の人事記録等は保存しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除については不明であると回答しているところ、同社の人事課長は、「当時の社会保険の取扱いについて、事務職員と保険外務員とは違っており、事務職員は入社と同時に社会保険に加入していたが、保険外務員は、入社後、待期間があり、一定の成績をクリアしたら資格が上がり社会保険に加入させていたようである。」と供述している。

また、申立人をA社に勧誘したとする課長は、既に死亡しているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社本社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に勤務していた従業員20人に、申立人の勤務状況等を照会したところ、13人から回答があったが、申立人を記憶している者はいない上、そのうちの一人は、厚生年金保険の取扱いについて、内勤職員は入社と同時に全員が社会保険に加入していたが、外務員については申立期間当時、厚生年金保険に加入しておらず、一定資格以上の外務員を加入させることとしたのは昭和40年前後だった旨回答している。

加えて、複数の従業員の供述から、申立期間当時、申立人の主張する「団体生命保険

課」は本社には存在せず、「団体課」という組織が支社にあったと考えられるところ、A社C支社に係る事業所別被保険者名簿において、上記課長の被保険者記録は確認できるものの、申立人の被保険者記録については確認できない上、同支社の複数の従業員も、当時同社の外務員は厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
戦時中は軍需工場として航空機の部品製造をしていたA社B事業所（現在は、C社）のD工場労務課で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 19 年 12 月から 20 年 10 月末まで継続してA社B事業所のD工場労務課に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社B事業所の事業を継承するC社では、申立人の人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認できない旨回答している。

そこで、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が姓のみを記憶している上司及び同僚5人について照合したところ、同僚一人の氏名は特定できたものの、連絡先が不明であり供述を得ることができない。

また、申立人は、当時は戦時中であり、途中で会社を辞めるはずは無い旨主張しているが、上記名簿では、戦時中であっても資格を喪失している従業員が多数確認できる。

さらに、上記名簿では、昭和 20 年 9 月に複数の資格喪失者が確認できるところ、当該資格喪失者のうち、申立人と同時期の 19 年 12 月に被保険者資格を取得している 24 人について確認したところ、一人を除き死亡又は連絡先が不明であり、連絡先が判明した従業員に照会したところ、同人はD工場に勤務したことは無く、申立人の記憶も無い旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から32年3月30日まで  
脱退手当金の確認はがきが届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。当該脱退手当金については、請求した記憶も受給した記憶も無いので、当該脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和32年6月26日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である同年3月の前後2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む19人中12人に支給記録が確認でき、12人全員について6か月以内に支給決定がなされている上、同一日又は同一月に資格喪失し、同日に脱退手当金が支給決定されている者が3組8人いることから、同社は脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、厚生年金保険被保険者の資格喪失に伴う脱退手当金の支給記録が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年6月26日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 21 日から 47 年 12 月 1 日まで  
日本年金機構から確認はがきが届いて、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。申立期間の脱退手当金については、受け取った記憶は無いので、受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社から提出された申立人に係るA厚生年金基金加入員台帳により、申立人が申立期間に厚生年金基金にも加入していたことが確認できるところ、同社から提出された申立人に係る特別脱退一時金裁定請求書、厚生年金基金裁定計算書、加入員台帳等によると、申立人に対し、昭和 48 年 7 月 25 日に同基金から、当該厚生年金基金加入期間について特別脱退一時金が支給されていることが確認できる。

一方、申立期間当時、A厚生年金基金においては、特別脱退一時金の支給に当たっては、脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所（当時）に「厚生年金保険脱退手当金裁定証明願」を提出し、当該社会保険事務所からの支給決定（裁定）証明を待つて特別脱退一時金の支給を行っていたとしている。

そして、申立人に対する脱退手当金の支給決定日は、昭和 48 年 2 月 20 日となっており、また、特別脱退一時金の支給決定日は、その約 5 か月後の同年 7 月 25 日となっていることから、A厚生年金基金では、申立人に対する脱退手当金の支給確認を行った後に、申立人に対する特別脱退一時金を支給していたことがうかがわれる。

このため、申立人に対しては、申立期間に係る脱退手当金が支給されたものとするのが自然である。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か半月後の昭和 48 年 2 月 20 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に



係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月23日から35年12月1日まで  
② 昭和36年1月1日から37年2月1日まで  
③ 昭和39年5月1日から41年5月11日まで

平成22年9月頃に届いた確認ハガキを見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和41年9月2日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間③において勤務していたA病院の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年5月11日の前後の3年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む18人中11人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む9人について厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定記録のある同僚は、「事業所が脱退手当金の請求手続をしてくれたと思う。」と供述していることを踏まえると、同病院は、脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和41年9月2日の直前の同年8月14日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、A病院に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る

厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の同年9月2日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月14日から31年6月16日まで  
② 昭和31年6月18日から36年2月11日まで

平成22年10月に、厚生年金保険の期間照会の回答を見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無く、当時は、脱退手当金の制度を知らなかったため請求はしていないはずなので、脱退手当金は受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和36年4月4日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②に勤務していたA社の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年2月11日の前後2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む15名中13名に脱退手当金の支給記録が確認でき、13名全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者で連絡の取れた二人が、「脱退手当金の請求手続は、自分ではやっていないので、会社が請求したと思う。」と供述をしていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年4月4日に支給決定されているなど、

当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 11 月から 22 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 22 年 8 月 1 日から 23 年 2 月末まで  
③ 昭和 23 年 3 月から 24 年 1 月まで  
④ 昭和 24 年 1 月から同年 5 月まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 21 年 9 月に大学を卒業し、同年 11 月から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社C案内所に、申立期間③について、同社D案内所に、申立期間④について、同社E案内所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間①から④までについて、B社は、全国の社員分の人事カードを永久保存しているが、その中に申立人の分は無く、昭和 21 年及び 23 年の社員録も残っているが申立人の氏名は無かったことから、申立人は、各案内所の判断で採用していた厚生年金保険に加入しないあっせん員で、正社員ではなかったのではないかと思う旨回答している。

また、A社D案内所及び同社E案内所は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できないことから、それぞれの事業所の所在地の近くにある同社C案内所及び同社F支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらなかった。

そこで、それぞれの適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に申立人の勤務状況等を照会したが申立人がA社に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

また、申立期間①及び②について、A社C案内所に係る健康保険厚生年金保険被保険

者名簿及びオンライン記録から、申立人と同様に昭和 22 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した複数の従業員のうち、同日付けで同社の他の案内所において再度被保険者資格を取得していた者が判明したが、当該案内所における申立人の厚生年金保険の加入記録を確認することはできなかった。

さらに、申立人の A 社 C 案内所での厚生年金保険被保険者記号番号は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、同社での被保険者資格取得日（昭和 22 年 6 月 1 日）直後の昭和 22 年 6 月 27 日に新規に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月6日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。直接的な証拠資料は残っていないが同社の退職日は昭和35年8月31日であることは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の加入記録によると、申立人は、昭和35年8月6日にA社における被保険者資格を喪失し、同年9月1日にB社において改めて被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。このことについて、申立人は、同年8月31日までA社に勤務し、同年9月1日よりB社に転職したと主張しており、申立期間当時の厳しい社会情勢下において、蓄えもない若者が1か月近くも働かずに無給で生活することなどあり得ない旨供述している。

しかし、A社では、申立期間当時の人事資料等は保管されておらず、申立人の申立期間に係る勤務状況や厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等について不明と回答しており、申立ての事実を確認することができない。

また、申立期間当時、A社に勤務していた同僚は、申立人と同一の業務を行っていたとするものの、申立人が同社を退職した年月日については覚えていない旨供述している。

そこで、申立人の転職先であるB社に対して、申立人の入社日及び厚生年金保険加入の取扱いについて照会を行ったところ、同社から提出された申立人に係る人事カードによると、申立人の同社入社日は、昭和35年8月11日と記載されており、A社における被保険者資格喪失日（昭和35年8月6日）から5日目に入社していることが確認できる。

また、B社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和35年9月1日と記録されていることに関して、同社は、月中に入社した従業員について、翌月1日を資格



取得日として届け出ていたと回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿のうち34年9月1日から35年9月1日までの期間に資格を取得した従業員126人の資格取得日が、全員それぞれの月の1日となっていることが確認できる上、申立人の資格取得日（昭和35年9月1日）と同日に、申立人のほか16人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上のことから、申立期間における実際の勤務の状況について確認することは困難であるが、申立人の「1か月近くも働いていなかったことは無い。」とする供述は十分に理解できる。しかしながら、A社を管轄する社会保険事務所（当時）の資格喪失日に係る記録、B社を管轄する社会保険事務所の資格取得日に係る記録及びB社が保管する人事カードの入社日付に係る記録等を客観的に評価する限り、それぞれの記録には記載誤りや事後訂正などが見当たらず、一連の記録に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。